

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標 研究活動の活性化を図るため、外部資金獲得の基本戦略を確立し、大型プロジェクト経費をはじめとした外部資金の獲得をより一層推進。また、多様な収入源の確保に努め、自己収入の増加を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策						
【289】 ①担当副学長を置き、研究活動に関する外部資金獲得全体について統括。	※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし	IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 研究担当副学長が研究戦略室や知的財産統括本部を統括し、研究力強化とそれに基づく外部資金獲得強化に結びつく施策を企画・推進する体制を構築した。 これにより、18年度において15年度比1.5倍の外部資金獲得に繋がった。 15年度 4,278百万円→18年度 6,522百万円			
			(平成19年度の実施状況) 研究担当副学長の指揮の下、引き続き全学を挙げて外部資金獲得に取り組み、18年度比13%増の外部資金を獲得することができた。 19年度 7,388百万円			
【290】 ②平成17年度を目処に外部資金獲得の基本戦略を策定し、以後、毎年度その見直しを図る。	【290-1】 ①研究戦略室及び新たな戦略的研究	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 研究戦略室にて立案した「戦略的研究支援システム」において、外部資金獲得増の基本方針を定めるとともに、それを実現するための戦略として、 ・研究者のキャリアステージに応じた基盤的支援 ・拠点形成や個性的研究に係るプロジェクト支援 ・産学連携に係るプロジェクト支援等の施策を明確化し、以降毎年度それを充実させた。 (平成19年度の実施状況) 【290-1】 上記施策を着実に実施するとともに、18年度	外部資金獲得の基本戦略を毎年度見直ししながら、引き続き獲得強化を図る。		

	<p>支援システム検討委員会における検討を踏まえた外部資金獲得強化策を着実に実施。</p>	III	<p>に導入した外部資金獲得額の要素を加味した学内研究費配分システムについて、インセンティブ効果を一層高めるべく、外部資金獲得額による積算ウェイトを高めることとし、20年度配分に繋げた。</p>		
	<p>【290-2】 ②各研究科においては、外部資金獲得のための個別の施策を実施。</p>	III	<p>【290-2】 各研究科においても、研究戦略室の活用や外部資金獲得を支援するための研究費配分等により外部資金獲得に取り組み、全学の外部資金獲得増に繋げた。</p>		
<p>【291】 ③外部資金情報の収集・提供を促進するための研究助成情報システムの拡充・整備。</p>	<p>※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 外部資金情報の収集・提供を目的とした研究助成情報システムの内容を常に更新・充実し、外部資金に関するタイムリーかつ十分な情報提供を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 競争的資金をはじめとする各種公募型外部資金に係る諸情報の収集・分析及び申請支援等を行う「外部資金情報支援チーム」を設置し、教員による外部資金獲得を総合的に支援した。</p>	<p>引き続き実施する。</p>	
<p>【292】 ④学内シーズの発掘、データベースの構築、企業ニーズとのマッチングを推進する支援体制を確立。</p>	<p>【292】 ③知的財産統括本部において、学内シーズの発掘、企業ニーズとのマッチング等を推進し、共同研究及び受託研究の件数の増加を図る。</p>	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 「知的財産統括本部」を創設し、知的財産の創出から活用までを一貫的に取り扱うとともに、技術移転マネージャーや産学官連携コーディネータ等による学内シーズと企業ニーズのマッチングを支援する体制を確立した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【292】 知的財産統括本部に位置づけた技術移転、ビジネス・インキュベーション、産学官連携コーディネート等の機能とこれらを担う外部人材等をフル活用し、学内シーズの発掘、企業ニーズとのマッチング等を推進することにより、以下の実績を挙げた。 受託研究＋共同研究＝546件・3,261百万円 (対前年度27件増・738百万円増)</p>	<p>これまでに整備した体制を活用して、受託研究・共同研究のさらなる増加を図る。</p>	
<p>【293】 ⑤外部資金を獲得した教員へのインセンティブの付与。</p>	<p>【293】</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 本部から研究科に配分する研究経費について、外部資金獲得の要素を取り入れた積算方法による配分システムを導入した。 また、大型の外部資金を獲得した教員については特に共用スペースを優先配分することにより、インセンティブを付与した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【293】</p>	<p>引き続き実施。</p>	

	<p>④本部から研究科に配分する研究経費について、外部資金獲得の要素を取り入れた積算方法による配分システムを実施。</p>	III	<p>年度計画【290-1】を参照</p>		
<p>【294】 ⑥科学研究費補助金など、競争的外部資金獲得のための申請率の全学的引き上げを図る。</p>	<p>【294】 ⑤科学研究費補助金については、基盤研究(A)の獲得増を目的とする「ステップアップ支援制度」により研究費支援を行うなど、特に大型プロジェクトの獲得を積極的に推進。</p>	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 全教員に1件以上の科学研究費補助金申請を促す全学運動を展開し、15年度申請率(16年度分)67%を18年度申請率(19年度分)108.2%まで引き上げることができた。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【294】 科学研究費補助金の申請・採択率の一層の向上を図るため、科学研究費補助金の制度改革等に関する全学説明会及び部局別説明会を開催するとともに、より大型の研究種目の獲得のため「ステップ・アップ支援経費」を措置する等の取組により、基盤研究(S・A・B)の申請件数を対前年度20件増加させた。 18年度 342件→19年度 362件 なお、科学研究費補助金の19年度申請率(20年度分)は110.9%(2.7ポイント増)となり、さらに申請率を引き上げることができた。</p>	<p>法人化後4年間で申請率の大幅向上を実現したことを受けて、さらなる申請率向上と大型種目の獲得増に向けた取組を継続する。</p>	

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

<p>【295】 ①学生の進路状況を踏まえた大学院等の整備を図り、学生納付金を確保。</p>	<p>【295】 ①学群及び大学院において魅力ある教育を推進するとともに、大学院については、研究科・専攻別に志願者及び定員充足状況を的確に把握し、入学者を常に安定確保することにより、安定した収入を維持。</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ①大学院研究科を学問の進展や社会の要請に基づき拡充し、15年度入学生定員1,598名を18年度1,737名に増加させた。 ②学群の全面改組(19年4月実施)、研究科の再編及び学群・研究科の教育内容の改善・充実を進め、十分な志願者・入学者を確保した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【295】 本学の特色を活かしつつ受験生・社会に分かりやすい編制とすべく学群を全面的に改組するとともに、大学院については教育の実質化、多様なプログラムの整備、院生支援の充実等を行い、ともに入学者の安定確保に努めた。 特に大学院の志願者・定員充足状況を最も重視すべき経営指標に位置づけ、研究科専攻別に子細に動向を確認しながら、安定確保のための施策を検討した。</p>	<p>全国的に理工系を中心に博士課程後期の志願状況が悪化するなか、学生の質の確保と定員の充足に向けた取組を継続・強化する。</p>	
<p>【296】 ②附属病院については、必要な医療分野の整備・高度化、サービスの改善、施設整備、手術及び入院体制の整備・改善により</p>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属病院では、必要な医療分野の整備・高度化、サービスの改善、施設整備、手術及び入院体制の整備・改善等により、診療報酬を16年度比11%増加させた。 16年度診療報酬 約144億円</p>	<p>7対1看護に向けて整備してきた体制の下で、医療・サービスのさらなる高度化により、病院収入の拡大を図る。</p>	

<p>診療報酬の増収を図る。</p>	<p>【296】 ②附属病院は、病床稼働率を維持しつつ、平均在院日数の短縮化に取り組み、病床回転数の向上等に伴う診療単価の上昇による病院収入の確保を図る。</p>	<p>IV</p>	<p>→18年度診療報酬 約160億円 (平成19年度の実施状況) 【296】 附属病院における診療報酬は、対前年度約6億円増の約166億円を確保した。(主たる要因は以下のとおり) ①病床稼働率89%を確保しつつ、平均在院日数を対前年度0.5日短縮 ②高額手術件数の増加等に伴う入院診療単価の上昇 ③外来化学療法の件数増加等に伴う外来診療単価の上昇</p>		
<p>【297】 ③多様な競争的資金の獲得について組織的な取り組みを強化。</p>	<p>【297】 ③研究戦略室及び新たな戦略的研究支援システム検討委員会における検討を踏まえた外部資金獲得強化策を着実に実施。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 中期計画【290, 292, 294】を参照 (平成19年度の実施状況) 【297】 年度計画【290-1】を参照</p>	<p>引き続き実施。</p>	
<p>【298】 ④教育研究成果の社会還元等、国立大学法人の業務の範囲内で多様な活動を展開し、増収を図る。</p>	<p>【298】 ④教育研究成果の社会還元等、国立大学法人の業務の範囲内で多様な活動を展開し、増収を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 知的財産の活用により特許等実施契約や譲渡契約等を締結し、16～18年度に約43百万円の収入を得た。 (平成19年度の実施状況) 【298】 特許権等の実施・譲渡・使用許諾等の技術移転を進め、合計10件の実施により約28百万円の収入を得た。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標 教職員の意識改革を図るとともに、事務、事業、組織等の見直し、アウトソーシングの推進、競争入札や入札業者の多様化による調達コストの削減により、経費の合理化・効率化を図る。
 また、管理業務の簡素化を図るとともに、管理運営費及び業務に要する経費の節減を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

【299】 ①担当副学長を置き、財務関係全体を統括。		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 財務担当副学長が、予算編成から決算に至る財務関係業務を統括することにより、経費削減と資産の効果的運用を推進し、教育研究の質の向上と経営の効率化に資する体制を整備した。		
	※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし		(平成19年度の実施状況) 財務担当副学長の指揮の下、主として以下の施策を実施した。 ①財務会計システムを刷新し、会計処理の効率化・迅速化に資する基盤を整備した。 ②18年度決算における目的積立金の活用を含む補正予算編成により、教育研究の充実に資する施策に重点的に活用した。 ③20年度予算について年度当初からの効率的な執行を可能とするため、20年1月末に編成を完了した。		
【300】 ②大学運営の業務について、各部局毎にコスト分析を実施。 ・人件費については、業務の見直し・電算化、アウトソーシングにより効率化を推進。 ・光熱水料については、施設の一斉休業等による節減対策を図る。 ・物品調達については、全学一元的大量購入の実施等により経費の効		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 決算データに基づき、費目別・部局別のコスト分析を行い、以下の改善を行った。 ①人件費については、業務改善、ITの高度利用、アウトソーシング等により着実に削減 ②光熱水料については、電力の競争契約・複数年契約、ガスの複数年契約、全学的な省エネ活動の推進等により削減 ③物品調達については、共通仕様による全学一括購入及びインターネット発注の拡大により調達コストを削減 ④資金管理については、法人化と同時に支払い事務を全学で一元化するとともにファームバンキングシステムを導入し、業務効率化と銀	法人化以降蓄積してきた会計データをコスト構造分析に活用し、多角的視点から経費削減策を検討し推進する。	

<p>率化を推進。 ・支払い事務の一元化及びファームバンキングシステムの導入により銀行振込手数料の軽減化並びに資金管理の効率化を図る。</p>	<p>【300-1】 ①施設の一斉休業による費用節減対策について、実施可能部局を対象に試行を実施し、経費節減効果、サービスの維持、労働条件等を総合的に検証。</p> <p>-----</p> <p>【300-2】 ②複数年契約の拡充等これまでの節減化方策を継続し、より一層の推進を図るとともに、契約体制の見直し等による経費抑制策を実施。</p>		<p>行振込手数料節減を実現</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【300-1】 夏季の全学一斉休業を附属病院を除き試行実施し、光熱水料の削減効果(380万円程度)を確認した。 また、労働条件やサービス面の検証もを行い、20年度より継続的に実施する方向性を固めた。</p> <p>-----</p> <p>【300-2】 経費抑制策を以下のとおり実施した。 ①ガスについて3カ年の契約による割引の適用を受け、年間約400万円の経費節減を図った。 ②コピー機の契約方式を、レンタル・保守の二本立て契約からコピー1枚あたりの単価契約に変更するとともに、契約期間を3年から4年に変更した。(これにより20年度以降年間2千万円程度の経費節減が可能) ③定期刊行物及び諸規則等追録の見直しを進め、対前年度約700万円の経費節減を行った。</p>		
<p>【301】 ③上記方策を実施することにより、管理的経費(新規事業分を除く。)の毎事業年度1%の効率化を進める。</p>	<p>※年度計画【300-1,2】に対応</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 上記取組により、18年度の一般管理費を対16年度2.4%削減し、毎事業年度1%削減の計画を達成した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 上記取組により、19年度の一般管理費を対前年度6.4%削減した。 (対16年度8.6%削減を達成)</p>	<p>19年度までに中期計画を大幅に上回る管理的経費を削減したことを受けて、諸単価の高騰が見込まれる状況下においても、きめ細やかな対策を講じ経費の継続的抑制を図る。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標
 施設を有効に活用できるよう効率的かつ体系的な管理体制の整備充実を図る。また、資産の効率的・効果的運用を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況		平成20～21年度の実施予定	中期 年度

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

【302】 ①学長を総括管理者として効率的な管理を徹底するため、管理区分及び責任を明確にした管理体制を整備。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 財産管理規則等を整備し、学長を総括管理者とする資産の管理・責任体制を明確化した。		
	【302】 ①資産の管理・有効利用について、その効率的・効果的運用を図るための方策を実施。		III	(平成19年度の実施状況) 【303】 職員宿舍の稼働率向上を図るため、他法人からの入居受け入れを促進するとともに、老朽化が進み、全室空き室となった職員宿舍(代沢宿舍)を廃止した。	
【303】 ②保有資産のデータベース化と管理運用体制の改善。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 18年度までに大学が保有する固定資産のデータベースを完成させ、資産の有効活用と減損会計等適正な会計処理に資する業務基盤を整備した。		
	※18年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし			(平成19年度の実施状況) 耐用年数を経過した物品の現物調査を実施し、使用不可となった物品等の固定資産台帳を整理し、適正な資産管理を図った。	
【304】 ③余剰資金の効率的運用。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 余剰資金の運用に係る取扱いの明確化により、安全かつ効率的な資金の運用体制を確立し、運用益を確保した。 16～18年度運用益：2,650万円	余剰資金について、運用管理体制をさらに充実させ、安全性を確保しつつより有利な運用を促進する。	
	【304】 ②余剰資金の効率的運用を継続し、				(平成19年度の実施状況) 【304】 余裕金の短期運用を継続実施し、運用先金融

	運用財源の拡大を図る。	III	機関を拡大するとともに、国債による寄附金の長期運用を拡大し、運用益の増大を図った。 19年度運用益：約5,141万円		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

[ウェイト付けの理由]

⋮

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

【平成16～18年度】

1. 特記事項

- (1) 毎年度の予算配分においては、学長のリーダーシップに基づき配分する「重点及び戦略的経費」を確保し、
- ①全学的視点から大学全体の教育研究環境の維持・向上
 - ②学内公募によるプロジェクト事業の支援・教育研究の諸課題の推進に活用した。

また、間接経費についても教育研究の高度化のための基盤整備や知的財産を取得・活用するため上記経費に算入して活用した。

	16年度	17年度	18年度
重点及び戦略的経費	約28億円	約23億円	約30億円

- (2) 「行政改革の重要方針」(17年12月閣議決定)で示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、21年度までに概ね4%の人件費を削減を達成するため、22年度までの人件費の長期シミュレーションを行い、大学教員、附属学校教員、事務・技術職員、附属病院職員それぞれの削減方を明確にし、「対前年度1%削減」を目指した「総人件費の削減・抑制方策」を策定(18年12月)した。
- 人件費の削減にあたっては、開学時の大量採用層が定年を迎えるまでの間、職員の大幅な人員減が見込めないという本学固有の状況を踏まえ、職員の採用抑制、教員の後任補充期間の6ヶ月間凍結等の緊急対策を講じるとともに、「総人件費の削減・抑制方策」に沿って地域手当の上限抑制等を進め、18年度当初計画を上回る「対前年度2.7%削減」を達成した。
- (3) 学生納付金を中心とする収入の安定確保と競争的資金、受託研究・受託事業等の外部資金の獲得増を全学を挙げて取り組んだ。
- ①学生納付金については、博士課程後期の定員充足問題を最優先課題とし、教育担当副学長の下にWGを編成し、後期課程学生の質的・量的確保に向けた総合的な対策を検討・推進した。
 - ②競争的資金については、教育研究経費の配分を科研費獲得額に連動させ、科研費獲得に向けたインセンティブにするとともに、公募型教育支援プログラム等の採択に向けた組織的な取組を強化した。
 - ③受託研究・受託事業等の獲得増の成果については右記財務内容の改善・充実の(2)参照。
- (4) 附属病院における取組と成果については右記財務内容の改善・充実(3)参照。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実

経費を着実に削減するとともに、外部資金の獲得増、附属病院収入の増加を図り、財務内容の改善・充実を進め、十分な成果を挙げることができた。(法人化前の15年度は現在と会計制度が異なることから、16から18年度の改善効果を中心に記述)

- (1) 経費節減については、全費目に対するきめ細やかな削減施策を実施するとともに、18年度からは国の方針に則り人件費改革を強化し、業務費において16～18年度の3年間で1,891百万円(2.8%)の削減を行った。
- (2) 外部資金については、全学的に共同研究・受託研究及び受託事業等の獲得強化を推進し、3年間で1,436百万円(36.6%)増加させた。これによる外部資金比率は対経常収益3.5%(16年度)から5.3%(18年度)に増加した。
また、P/L上の雑益についても、科研費の間接経費等の増により、3年間で153百万円(12.8%)増加させた。
- (3) 附属病院については、診療報酬(▲3.16%)の改定にも関わらず、病床稼働率90%台の維持、手術件数の増、平均在院日数の短縮等により、16から18年度において2,528百万円収益を増加させた。
- (4) 上記(1)～(3)をはじめとする財務内容の改善活動において、過去2年の決算データ等を活用し、人件費管理や病院収入の目標設定等の日常的な活動に結びつけた。また、資産管理データを活用し、大型設備の稼働年数等の洗い出しを行い、老朽対策費として1億円の設備予算を19年度の「重点及び戦略的経費」に計上した。
- (5) 入札・契約については、500万円以上の随意契約をさらに限定・厳格化し、一般競争入札を拡充(14件)するとともに、500万円未満の少額随意契約に関しても、160万円以上の契約については大学のホームページに掲載し見積競争を行った。
また、500万円以上の随意契約の結果をホームページに掲載するとともに、本学独自に一般競争契約の結果も掲載し、さらなる情報公開を図った。

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じた人件費削減の取組

- (1) 法人化と同時に教員・職員定員の流動化(特定教員に対し年5%、特定職員に対し6.5%)を実施し、効率化と再配置の財源とすることにより、人件費を抑制しつつ人材をより効果的に活用しうる基盤を整えた。
- (2) 18年度からは国の人件費改革の方針を受けて、人件費シミュレーションを行い、中・長期的な人件費構造とそれを実現する人員管理計画を策定し、人件費削減への取組を強化した。

【19年度】

1. 特記事項

(1) 年度事業費のうち、約34億円(うち間接経費約10億円)を学長のリーダーシップに基づき配分する「重点及び戦略的経費」として確保し、教育研究の高度化や意欲的な取組の支援等に活用した。

- ・研究環境等改善重点経費9.8億円、研究プロジェクト支援2.9億円
- ・教育支援重点経費5.2億円、国際交流・留学生支援1.5億円
- ・施設環境整備1億円 等

(2) 経費節減については、

- ①人件費について右記の対策により対18年度223百万円の削減
 - ②一般管理費について対18年度185百万円の削減
- 等を行い、着実に財務内容を改善した。

なお、国の総人件費改革の指標となる承継職員ベースでの削減率は19年度において対17年度予算4.7%となり、中期目標期間の18～21年で4%削減する計画を2年で達成した。

(3) 学生納付金を中心とする収入の安定確保と競争的資金、共同研究・受託研究及び受託事業等の外部資金の獲得増に向けて、16～18年度の取組をさらに強化した。外部資金の成果については右記(2)参照。

(4) 附属病院における取組と成果については右記(3)参照。

(5) 決算情報における主要経営指標の改善動向は下表のとおり。(詳細は右記参照)

(単位：千円)

	18年度	19年度	差
業 務 費	67,506,598	66,757,091	○ 749,507 (1.1%)
人 件 費	40,770,109	40,546,789	○ 223,320 (0.5%)
一 般 管 理 費	2,879,694	2,695,111	○ 184,583 (6.4%)
外 部 資 金	3,923,202	4,622,836	○ 699,634 (17.8%)
外部資金比率(対経常収益)	5.3%	6.4%	○ 1.1p
雑 益	1,193,215	1,511,573	○ 318,358 (26.7%)
附属病院収益	16,166,024	16,883,160	○ 717,136 (4.4%)

差欄中の○は改善を示す

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実

(1) 経費節減については、全費目に対するきめ細やかな削減施策を実施するとともに、人件費については、削減施策を継続・強化し、業務費について対18年度750百万円(1.1%)の削減を行った。

(2) 外部資金については、共同研究・受託研究及び受託事業等の獲得強化をさらに進め、対18年度700百万円(17.8%)増加させた。これによる外部資金比率は対経常収益6.4%となり、対18年度1.1ポイント改善した。

また、P/L上の雑益についても、科研費の間接経費等の増により、対18年度比318百万円(26.7%)増加させた。

(3) 附属病院については、外来患者数の増、手術件数の増、平均在院日数の短縮等により、対18年度717百万円の収益増を達成した。

(4) 上記(1)～(3)をはじめとする財務内容の改善活動において、過去3年の決算データ等を活用し、人件費管理や病院収入の目標設定等の日常的な活動に結びつけた。

(5) 入札・契約については、適正性・公正性・透明性をさらに高めるべく、16～18年度に取り組んだ施策を徹底・強化した。

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じた人件費削減の取組

18年度に策定した「総人件費の削減・抑制方策」に則り、

①教員については実員上限枠の設定による採用の抑制、職員についても採用抑制の継続・強化

②人事院勧告による地域手当の増額を本学については抑制することとし、地域手当の完成年度を延伸することを全学方針とした上で、地域手当の上昇を抑制

を行い、対18年度223百万円(0.5%)の削減を達成した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標 透明性と公平性を備え、社会に対して説得力ある評価システムと、その評価結果を活用するシステムを構築し、教育研究の質的向上を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況		平成20～21年度の実施予定	
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策							
【305】 ①担当副学長を置き、自己点検・評価全体について統括。	※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし	III		(平成16～18年度の実施状況概略) 評価担当の副学長を置き、自己点検・評価に係る業務を統括するとともに、18年度に新たに評価企画室を設置し、評価システムのさらなる改善に向けた体制を強化した。			
				(平成19年度の実施状況) 評価企画室を中心に、評価システム改善に向けた検討及び施策を実施した。（具体的な施策は各項目に記載）			
【306】 ②教育研究の活性化、競争的環境の醸成を目指す新たな評価システムを導入。		IV		(平成16～18年度の実施状況概略) ①年度当初に「重点施策」を設定し、この取組結果を自己点検・評価して年度終了時に「年度実績報告書」として提出する新たな組織評価システム（重点施策方式）を16年度に導入した。 18年度からは、研究者情報システムや学務システム等の客観データを加えた組織評価システムのさらなる充実を図るべく、本格的な検討に着手した。 ②大学教員については、人事評価の基礎となるデータベースを整備することを優先課題として、16年度に研究者情報システムを構築し、18年度末までにほぼ全教員の情報の入力を完了した。 併せて、大学教員業績評価システムの設計を行い19年度試行実施に繋げた。	①組織評価を定着させ、その結果を大学改革に一層活かすために、より多面的な要素を加え、評価システムをさらに充実させる。 ②教員業績評価については19年度の試行実施結果を20年度に総括し、さらに完成度の高いシステムに仕上げた上で、21年度に本格実施を行う。		
				(平成19年度の実施状況) 【306】 ①従来の自己点検・評価に年度重点施策方式を織り込んだ法人化後の組織評価システムに、			

	て、基本指針に基づき試行を実施。		<p>教育研究組織の活動状況・成果をよりの確に把握するための客観データを加えて、組織評価を試行実施した。</p> <p>②18年度までに検討・準備し学内合意を得た大学教員業績評価について、本学勤続3年以上の全教員に対して評価の試行を実施し、ほぼ全教員(94%)が参加するという成果を得ることができた。</p>		
<p>【307】 ③個人及び組織の評価に係るデータベースの維持管理を行う組織を設置。学内外の教育研究情報、環境情報を収集・分析・改善する組織を設置。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>①組織評価及び大学教員業績評価の基礎となるデータベースの整備、これら評価システムの設計、評価データの収集・分析等を行う評価企画室を設置し、組織・教員評価システムの整備・充実を推進した。</p> <p>②学内外の教育研究情報、環境情報については、企画調査室を改組した学長室が担当し、これら情報を大学の戦略立案に活用した。</p>	<p>評価企画室の機能の拡充とデータベースのさらなる充実により、評価を実施するための基盤を一層強化する。</p>	
	<p>【307】 ②評価企画室では、上記により集積した情報をさらなる教育研究の活性化と評価システム改善に活用。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【307】 評価企画室は、学務システムや研究者情報システムが保有する情報を活用し、教育の実態に関する多面的な分析・専門分野や研究業績等に基づく教員マップの作成を行い、教育研究の活性化と評価システムの充実に役立てた。</p>		
<p>○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p>					
<p>【308】 組織に関する評価結果を組織の見直しに活用するシステムを構築し、組織及び運営の改善に活用。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>年度当初に「重点施策」を設定し、この取組結果を自己点検・評価して年度終了時に「年度実績報告書」として提出する組織評価システムを構築し、組織及び運営の改善に活用した。</p>	<p>中期計画【306】の①を参照。</p>	
	<p>【308】 19年度の組織評価の試行実施を踏まえ、組織及び大学運営の改善に資する評価結果の活用のあり方を明確化。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【308】 従来の自己点検・評価に年度重点施策方式を織り込んだ法人化後の組織評価システムに、教育研究組織の活動状況・成果をよりの確に把握するための客観データを加えて、組織評価を試行実施し、評価結果を組織及び大学運営の改善に活用する方法を明確化した。</p>		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標 情報公開法に基づく情報開示の適切な運用に努める。
 また、広報刊行物・ホームページ等を活用した大学情報の積極的な発信に努め、入学・学習機会、卒業後の進路、教育研究状況及び大学の運営実態等について、受信者の視点に立った広報活動の充実を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度

○大学情報の積極的な公開・提供に関する具体的方策

【309】 ①情報公開法に基づく適切な情報公開を行うとともに、個人情報の保護に努める。	/	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>情報公開法及び社会に対し積極的に情報を発信し運営の透明性を高めるとの全学方針に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織や財務等に係る情報のweb上での提供 ・開示請求に対する迅速かつ適切な対応 ・適時・適切なプレスリリース等を行った。 <p>また、17年4月の「独立行政法人等個人情報保護法」施行以降、本分野を専門とする教員の協力を得て、その趣旨を学内に周知し個人情報の適切な管理を徹底した。</p>	引き続き実施。		
	<p>【309】</p> <p>情報公開法及び個人情報保護法に基づく円滑かつ適切な情報開示を実施。</p>		<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【309】</p> <p>情報公開法に基づく開示請求4件及び個人情報保護法に基づく開示請求15件に対し、迅速に開示・不開示の方針を決定し、前者に対しては適切な情報開示を行った。</p> <p>また、学内研修の講義を通じて個人情報保護を徹底するとともに、学内における個人情報保護に関する相談に対し、法務室が適切な指導・助言を行った。</p>			
【310】 ②組織の評価結果を公表。	/	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>組織評価の中核をなす各組織の自己点検・評価結果について、年次報告書としてホームページに掲載し広く活動成果を公表した。</p>	引き続き実施。		
	※19年度の年度計画なし		<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>19年度についても、18年度年次報告書を速やかにホームページに掲載するとともに、公開す</p>			

		<p>べき組織評価の内容をさらに充実すべく検討を行った。</p>		
<p>○大学情報の積極的な広報に関する具体的方策</p>				
<p>【311】 ①情報発信拠点としての体制を整備。</p>	<p>IV</p> <p>【311-1】 ①大学会館展示室及び総合交流会館を活用した新広報拠点の体制を整備し、つくばサイエンスツアーの受入れを含め、社会への情報発信を推進。</p> <p>【311-2】 ②マスコミを活用し、教育研究情報をより積極的に社会へ発信。</p> <p>【311-3】 ③各教育研究組織との連携をより深め、高校生等見学者への対応を一層充実。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 法人化と同時に広報戦略の企画推進を担う広報戦略室を設置し、ITや芸術(デザイン)の専門家を含め各分野の教員を結集するとともに、同室と事務組織の広報課を両輪とする教職一体の学内外への情報発信体制を整備した。 ハード面では、18年7月の総合交流会館竣工を機に、同会館を含む大学会館エリアを情報発信・交流拠点とすべく整備を推進した。</p> <p>III</p> <p>【311-1】 本学の歴史と活動状況を発信する新たな広報拠点として「筑波大学ギャラリー」を開設し、19年7月に一般公開を開始した。 ノーベル賞受賞者記念展示、体育・オリンピック史料、美術作品、附属学校資料等を中心に常設展示し、同時に開設した筑波大学アートスペースとともに休日も開放し、つくばサイエンスツアーの受け入れ等を通じ19年度約1万3千人が訪れた。</p> <p>III</p> <p>【311-2】 定例記者会見(月1回)、研究成果の発表等臨時記者会見・記者説明会(19回)、記者会(筑波研究学園都市記者会及び文部科学記者会)への情報提供(67件)、雑誌社等の取材対応(325件)により、大学の教育研究情報を社会へ広く発信した。</p> <p>III</p> <p>【311-3】 ①情報の共有化と明確化及び情報発信の強化を図るため、各支援室等に広報コミュニケーターを配置した。 ②教育研究組織との連携により模擬授業を実施するなど見学内容充実に取り組み、この結果、見学者は前年度比約千人増加した。</p>	<p>ジャーナリストとして豊富な実務経験を有する人材を新たに導入した契約職員制度を活用して20年4月に雇用し、広報戦略室のメンバーに加えることを機に、効果的な広報戦略の立案・推進と報道機関対応の充実を図る。</p>	
<p>【312】 ②既存広報誌の見直し及び学内外のニーズを捉えた新たな広報誌の創刊を図る。</p>	<p>III</p> <p>【312】</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 既存広報誌の改善・充実を目的に、学報の電子媒体単独発行への移行、速報つくばの紙面構成の変更等の見直しを行った。 また、新たな広報誌の創刊に向けて、その性格や発行体制等について検討を行った。</p> <p>III</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【312】</p>	<p>学内における情報の共有化と一体感の醸成に資するため、本学の特色を活かした新たな学内広報誌を20年度に創刊する。 同誌については学外への配布も順次拡大する予定。</p>	

	<p>④主に学内情報の収集と周知を目的とする「速報つくば」のweb化を図るとともに、新たな広報誌の刊行に向けた準備を推進。</p>	<p>III</p>	<p>新たな学内広報誌の定期刊行を決定し、企業の社内広報誌等も参考に目的・内容・紙面構成等を固め、創刊準備に入った。 これに併せて、学内情報の収集と周知を目的に発行している「速報つくば」の機能の一部を新たな学内広報誌に移すとともに、残る速報的機能をweb化すべく準備を行った。</p>		
<p>【313】 ③教員情報システムの公開。迅速な情報発信と内容更新。</p>		<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 教員の研究業績のデータベース化と公開を目的に研究者情報システムを16年度に構築し、ただちに公開を開始した。 その後、データ登録を促進するとともに、主要データを原則公開とすることにより、データ登録率と公開率を向上させた。(現在の公開率は下記参照)</p>	<p>引き続き公開率の向上を進めるとともに、登録情報を着実に更新・充実させ、公開情報の質の高度化を進める。</p>	
	<p>【313】 ⑤研究者情報システムは、18年度に制定した関係規則に則り、教員の研究等に係る登録データの充実を図るとともに、研究成果の社会還元、共同研究等の推進、組織及び教員の評価等に活用。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 【313】 研究者情報システム上のデータは原則公開と定めた18年度制定学内規則に則り、全教員の約9割がデータを登録・公開した。 それにより、研究成果の社会還元、共同研究等を推進するとともに、大学教員業績評価の試行実施に活用した。 (年度計画【187-2】を再掲)</p>		
			<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>		

[ウェイト付けの理由]

⋮

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

1. 特記事項

【16～18年度】

- (1) 昭和48年の開学と同時に開始した自己点検・評価に基づく年次報告書の作成・公開を法人化以降も継続するとともに、新たに年度重点施策方式を加え、理事・副学長が推進責任を担う全学重点施策と組織別重点施策による目標管理制度を定着・充実させた。
- (2) 大学の活動のベースは教員の教育研究業績であり、それらは公開されるべきものであるとの認識を全学的に改めて徹底し、研究者情報システムの入力情報の充実とデータ公開をさらに推進した。(18年度において約8割の教員の業績を公開済み)
また、上記データベースの整備に続き、教員評価システムの基本設計を完了し、19年度に全学で試行実施することを教育研究評議会において決定した。
- (3) 大学と受験生・社会をつなぐ最も重要な媒体であるホームページを学外専門家も参画させて全面リニューアルし、コンテンツの充実とアクセサビリティを向上させた。(19年3月末に全面切り替え完了)

【19年度】

- (1) 教員業績評価について、本学勤続3年以上の教員に対して評価を実施し、ほぼ全教員(94%)が参加するという成果を得ることができた。
- (2) 前身校や附属学校を含む本学の歴史・業績と現在の活動成果を学内外に広く公開することを目的に、30周年基金により建設した総合交流会館に加え、新たに「筑波大学ギャラリー」を開設し、これらを含む大学会館エリアを情報の発信・社会との交流の拠点とした。
- (3) 広報の質の向上と適時公開の徹底、情報公開に関する全学的な意識向上等を進めるため、広報課職員のプロフェッショナル化を進めるとともに、全学の広報連絡体制を強化するため「広報コミュニケーター」制度を導入した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 情報公開の促進についての取組

【16～18年度】

- 広報担当の理事・副学長の下に、広報戦略室、広報課、全学広報委員会を一元化し、これらの緊密な連携の下に情報公開と社会とのコミュニケーションを活発化させた。
- (1) 情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に対し、円滑かつ適切な情報開示を行った。
 - (2) 学長による月1回の記者会見を定例化するとともに、公開すべき事項について報道機関等に対する適時開示を実施した。
(臨時記者会見及び記者クラブへのリリースは計39回16'～18')
 - (3) 情報公開を質・量ともに充実させるとともに、学外からのアクセサビリティの向上を図るべく、ホームページを全面リニューアルした。
 - (4) 教員の活動業績は公のものであるという認識を改めて確認し、研究者情報システムに入力したデータの公開を徹底した。

【19年度】

情報公開促進に関する上記の取組を継続・強化するとともに、19年度は特に、教員業績評価の試行に併せて、研究者情報システムのデータ公開をさらに徹底し、全教員の公開率を90%まで引きあげた。

○ 従前の業務実績に対する評価結果の活用状況

【16～18年度】

- 法人評価において指摘された事項については、以下のとおり具体的な改善に繋げた。
- (1) 経営協議会の運営に関する評価結果を踏まえ、経営上真に重要な施策の重点審議、資料事前送付による十分な討議時間の確保、学内視察等により、実質化・活性化を図った。
 - (2) 監査室の組織的位置づけに関する評価結果を踏まえ、監査室を学長直属とし全組織からの独立性を確保した。
 - (3) 人件費削減に関する17年度の評価結果を踏まえ、財務内容の改善に関する特記事項に記した取組により、18年度において当初計画を上回る削減を達成した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要事項
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標 施設設備の定期的な点検評価を実施するとともに、教育・研究組織の転換及び施設設備の老朽・狭隘等に計画的かつ効率的に対応し得る維持管理と整備を図る。透明性と公平性を備え、社会に対して説得力ある評価システムと、その評価結果を活用するシステムを構築し、教育研究の質的向上を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度

○教育研究等の質の向上について必要となる施設設備の整備に関する具体的措置

<p>【314】 ①担当副学長を置き、施設設備の維持管理及び整備を統括。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 施設担当副学長が、専門性を有する教職員で構成する施設計画室と施設部を統括し、全学的視点に立った中・長期的な施設設備整備方針に基づく施設マネジメントを推進する体制を構築した。</p>	<p>施設マネジメントを強化し、スペース・施設の有効活用をさらに促進するとともに、省エネ対策を強化し、光熱費の単価高騰による経費増を可能な限り抑制する。 併せて、温室効果ガス排出削減計画を着実に実施する。</p>	
		<p>III</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 【314-1】 施設計画室を中心に施設マネジメント推進に取り組んだ。主たる取組は以下のとおり。 ①同室の下に設置した施設利用専門委員会において全施設の利用状況調査を行い、点検及び評価を行い施設マネジメントに活用した。 ②弾力的に利用できる共同利用スペースとして現在までに約3万3千㎡を確保し、プロジェクト研究等に有効活用した。 ③共同利用スペースのうち公募スペースに使用料を課し、施設修繕等に活用した。 ④18年度に策定した校舎再生基本計画に基づき5C棟・3A棟改修工事を行い、さらなる有効利用を目的にスペースの再配分を行った。</p>
		<p>III</p>		<p>【314-2】 全学的な省エネルギー対策を以下のとおり実施した。 ①エネルギー使用状況等を可視化した「筑波大学施設管理19年度版」を作成・配布し、省エネに関する理解を促進した。 ②夏・冬の省エネキャンペーンを中心に全学的な省エネ運動を展開し、日常業務における省エネ意識の醸成・定着を促進した。 ③温室効果ガス排出抑制計画を策定し、排出原単位を毎年少なくとも2%削減する目標を決</p>
<p>【314-1】 ①全学的視点に立った施設運営・維持管理や弾力的・流動的スペースの確保等の施設マネジメントを推進。また、現有施設の利活用について定めた校舎再整備計画の基本方針に基づき、効率的な運用を図る。</p>				
<p>【314-2】 ②全学のエネルギー使用状況等をまとめた「筑波大学施設管理」を作成するとともに学内に公表し、全学的な省エネルギー対策を推進。</p>				

			定した。		
【315】 ②先端的研究分野の施設設備の整備を図る。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 計算科学研究センターにおける共同研究スペース整備のための新営・改修工事、遺伝子実験センターにおける特定網室温室の設置等、先端的な研究分野の施設設備を整備した。	新たな共同研究棟を20年度に整備し、戦略イニシアティブ等のプロジェクトに活用する。	
	※19年度の年度計画なし		(平成19年度の実施状況)		
【316】 ③老朽化施設の改善整備を図る。		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 「キャンパスリニューアル計画」に基づき、老朽化等に対応した計画的な校舎改修や基幹設備の整備等を以下のとおり実施した。 ・本学初の校舎の大型改修に着手(18年度) ・学内予算の重点配分による耐震診断の実施(369棟60万㎡) ・アスベスト使用状況調査(729棟89万㎡)及び対策工事の実施・完了 等	20・21年度に予定されている附属図書館耐震工事を始めとする改善整備を、安全・円滑に実施するとともに、「キャンパスリニューアル計画」に基づいた改修整備を着実に推進する。	
	【316】 ③施設計画室において策定した基本計画に基づき、老朽化した施設の改善計画を推進。また、18年度補正予算の校舎耐震工事等の速やかな実施を図る。	IV	(平成19年度の実施状況) 【316】 老朽化施設の改善整備を以下のとおり実施。 ①筑波キャンパス校舎再生計画、基幹設備計画、学生宿舎改善計画等に基づき、老朽施設の改善を推進した。 ②18年度補正予算の3A棟・5C棟・桐が丘特別支援学校の校舎耐震工事について、それらを利用する関係組織と十分な連携をとりながら、教育研究活動や学生サービス等に支障を来すことなく安全かつ円滑に工事を進め順調に計画どおりに完了させることができた。 ③重要な基幹設備のひとつであり、老朽化が著しかった特高受変電設備の一部を更新した。		
【317】 ④大学院の拡充に伴う施設設備の整備を図る。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 大学院の拡充に対応して、14・15年度に竣工した総合研究棟3棟と再配置により捻出したスペースをそれに充て、教育研究の質の確保に資する施設整備を行った。		
	※年度計画【314-1】に対応		(平成19年度の実施状況) 18年度に策定した校舎再生基本計画に基づき5C棟・3A棟改修工事を行うとともに、さらなる有効利用を目的にスペースの再配分を行い、大学院生研究スペースを確保した。		
【318】 ⑤先端医療や地域医療に対応するため、附属病院の			(平成16～18年度の実施状況概略) 先端医療や地域医療に対応した計画的な機器更新を実施するとともに、「附属病院再開発推	PFI方式による事業を着実に実施し、附属病	

<p>施設設備の整備を図るとともに、国の財政措置の状況を踏まえ、大学用地内での再開発計画の推進を図る。</p>	<p>【318】 ④附属病院の再開発計画を推進し、国立大学法人の附属病院で初めてのPFI方式による事業化の手続きを着実に行う。</p>	<p>IV III</p>	<p>進室」を設置して再開発の具体的な整備・資金計画を策定した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【318】 19年度予算において附属病院再開発の着手が認められたことを受けて、国立大学法人の附属病院としては初となるPFI事業の実施に向けた計画策定と各種手続きを着実に実施した。</p>	<p>院の再開発計画を計画的に実施する。</p>	
<p>【319】 ⑥その他、教育研究及び学内外との幅広い交流を目的とする施設設備等の整備を図る。</p>	<p>【319】 ⑤総合交流会館を含む大学会館エリア全体を交流・情報発信・広報拠点に位置づけ、朝永記念室、白川記念室、体育スポーツ史料室及び新設する石井コレクションの常設展示室等を一ヶ所に集約して配置。</p>	<p>IV III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 学内外の幅広い交流と情報発信拠点とすべく、開学30周年記念募金事業として、「総合交流会館」の整備を実施した。(国立大学初のデザイン・ビルド方式を採用)</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【319】 本学の歴史と活動状況を発信する新たな広報拠点として「筑波大学ギャラリー」を開設し、19年7月に一般公開を開始した。 ノーベル賞受賞者記念展示、体育・オリンピック史料、美術作品、附属学校資料等を中心に常設展示し、同時に開設した筑波大学アートスペースとともに休日も開放し、つくばサイエンスツアーの受け入れ等を通じ19年度約1万3千人が訪れた。 (年度計画【311-1】を再掲)</p>		
<p>○必要となる施設設備の新たな整備手法に関する具体的措置</p>					
<p>【320】 ①生命科学動物資源センターの施設整備等事業については、PFI事業として確実に推進する他、他の施設においても民間資金導入による整備、外部資金による整備等の導入を図る。</p>	<p>【320】 ①生命科学動物資源センターの施設整備等事業については、PFI事業として確実に推進するほか、PFIを活用した附属病院再開発事業の実施に向け必要な手続き等を着実に進行。</p>	<p>IV III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ①生命科学動物資源センターについて、施設整備と維持管理をPFI事業で行うこととし、18年度までに新棟建設・既存棟改修に係る工事を完了した。 ②大学の基幹設備のひとつである高温水ボイラの更新や事業所内保育所開設のための施設整備において、関係する財団の補助金を活用した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【320】 ①生命科学動物資源センターについては、18年9月の工事完了後もPFI事業のスキームにより推進した。 ②PFI事業を活用した附属病院再開発事業については、要求水準書、落札者決定基準、入札説明書の案を公表するとともに入札公告を行い、着実に手続きを進めた。</p>	<p>中期計画【318】を参照。</p>	
<p>【321】 ②PFIを活用した附属病</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 中期計画【318】を参照</p>	<p>中期計画【318】を参</p>	

<p>院再開発事業の実施に向け必要な手続き等を着実に 行う。</p>	<p>※年度計画【318】に対応</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 年度計画【318】を参照</p>	<p>照。</p>	
<p>【322】 ③リース方式による整備を 図る。</p>	<p>【322】 ②産業界・地方自治体等との連携、 寄付・自己収入・リース方式の活 用など自助努力に基づいた新たな 手法による整備を推進。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 学生宿舎の居住環境の改善のためリース方式 を活用した設備整備を行うとともに、学生宿舎 リニューアル計画では、同方式の活用を視野に 入れた整備・運営方法について検討を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【322】 自助努力に基づく新たな整備手法により、以 下の施設整備を推進した。 ①30周年記念事業の寄附金を活用して建設した 総合交流会館を中心に、大学会館エリアを本 学の新たな情報発信・交流拠点として整備し た。(19年7月本格利用開始) ②学生宿舎のリニューアルを寄送料の引きあげ 自己収入で実施する方式について、全学的な 検討体制を整備し、学生アンケートや民間事 業者の意見・提案の公募も行き本格的な検討 を実施した。 ③安全・快適な学内交通環境のための自転車道 の整備計画について、つくば市と連携した整 備計画を推進。 ④校舎の大型改修にあたり、移転用仮設物をリ ース方式で整備。</p>		
<p>【323】 ④地方自治体等との連携に よる施設設備の整備を図 る。</p>	<p>※年度計画【322】に対応</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) つくば市及び筑波学園ガスとの連携により、 効率的なエネルギー供給の事業化について調査 研究を実施した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 年度計画【322】を参照</p>		
<p>【324】 ⑤スペース利用の受益者負 担等により確保された資 金に基づく整備を図る。</p>	<p>【324】 ③共用スペース利用者からの使用料 により確保された資金による施設 整備を実施。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 総合研究棟及び共同研究棟の共用スペース使 用料を用いて教育研究施設の改善工事を実施し た。(16・17年度に徴収し17・18年度に改善工 事に投入した総額は6,347万円)</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【324】 総合研究棟及び共同研究棟等のスペース使用 料2,911万円を使用して、教育研究施設の改善 工事等を実施した。</p>	<p>引き続きスペース利用 の受益者負担を継続し、 その資金を施設整備に活 用する。</p>	

○施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

<p>【325】 ①既存施設設備の利用状況調査による現状把握を平成16年度中に実施。その結果に基づき施設設備の共用化を推進。</p>	<p>【325】 ①施設利用実態調査に基づき、共用スペースの確保、スペース利用の見直しを推進。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 16年度に施設利用状況調査を実施。その後も毎年度調査を実施し、それを点検・評価した上で、共用化を含む施設の効果的かつ効率的な利用を促進した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【325】 19年度の施設利用状況調査においては、部局別によりきめ細やかな調査を行うとともに、その結果を学内で共有し、各部局の施設利用の見直し・スペースの再配分を促進した。</p>	<p>毎年度施設利用状況調査を行い、施設利用の見直し・スペースの再配分を推進する。</p>	
<p>【326】 ②良好なキャンパス環境の維持管理を行うための経費を確保し、既存施設設備の劣化度調査の実施、老朽化施設設備の改修改善の計画策定・実施等を図る。</p>	<p>【326】 ②施設計画室において策定した基本計画に基づき、老朽化した施設の改善計画を推進。また、18年度補正予算の校舎耐震工事等の速やかな実施を図る。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 良好なキャンパス環境を保持するため、主として以下の整備を実施した。 ・校舎再生基本計画に基づき本学初の校舎の大型改修に着手(18年度) ・学内予算の重点配分による耐震診断の実施(369棟60万㎡) ・アスベスト使用状況調査(729棟89万㎡)及び対策工事の実施・完了</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【326】 年度計画【316】を参照</p>	<p>中期計画【316】を参照。</p>	
<p>【327】 ③可能な限り総合研究棟方式を採用し、老朽化施設の改善整備、大学院の整備に伴う施設設備の整備を図る。</p>	<p>※年度計画【316】に対応</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 14・15年度に竣工した総合研究棟3棟をフルに活用し、大学院拡充に伴うスペースの確保や施設・設備の新営化による機能の高度化に対応するとともに、約20%の共用スペースをプロジェクト研究等に戦略的に配分した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 年度計画【316, 317】を参照</p>		
<p>【328】 ④総合研究棟等を中心に20%以上の学内共用スペースの導入を図り、スペースの流動化と受益者負担等により確保された資金を通じ施設を効果的に活用。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 総合研究棟及びその移転跡スペースの20%以上を中心に、18年度現在約32,800㎡(教育研究施設の8%)の共用スペースの確保し、効果的に活用した。 また、総合研究棟及び共同研究棟の共用スペース使用料を用いて教育研究施設の改善工事を実施した。(16・17年度に徴収し17・18年度に</p>	<p>共用スペースの柔軟かつ戦略的な活用と徴収した使用料を財源とした改善工事を引き続き行う。</p>	

	<p>【328】 ③総合研究棟に20%以上確保した共用スペースに加え、同棟への移転跡スペースにおいても共用スペースを確保し、施設・設備の有効活用を推進。</p>	III	<p>改善工事に投入した総額は6,347万円)</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【328】 上記と同様、19年度も引き続き共用スペースを確保するとともに、同スペースから徴収した使用料2,911万円を活用した教育研究施設の改善工事等を実施した。</p>		
○その他施設設備に関する特記事項					
<p>【329】 ①段階的な取得を行っている大学用地、宿泊施設用地について、長期借入金を活用して一括して取得する。</p>	<p>※17年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 段階的に取得していた借上用地について、17年度に長期借入金を活用して一括して取得した。これにより約219億円の国費を削減することができた。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p>		
<p>【330】 ②財団等からの用地借り入れに際しては、既存利用用地の見直しを実施。</p>	<p>※17年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 上記のとおり、17年度に長期借入金を活用して借上用地を一括取得したことから、財団等からの用地借り入れを解消した。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p>		
<p>【331】 ③学生宿舎及び教職員宿舎等の効率的な運用を図る。特に、学生宿舎については、その管理体制の見直しを図る。</p>	<p>【331-1】 ①教職員宿舎等の効率的運用を図る。</p> <hr/> <p>【331-2】 ②学生宿舎については、居室の壁面及び床面等を補修する小規模改修、大型改修、新築など、学生のニーズに沿ったリニューアル計画</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 学生宿舎については、改善計画を策定し可能なものから逐次実施した。 また、教職員宿舎については、近隣他機関との相互利用や稼働率の低い宿舎の廃止などにより利用率を向上させた。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【331-1】 職員宿舎の稼働率向上を図るため、他法人からの入居受け入れを促進するとともに、老朽化が進み、全室空き室となった職員宿舎(代沢宿舎)を廃止した。 (年度計画【302】を再掲)</p> <hr/> <p>【331-2】 ①学生宿舎の居住環境の改善を図るため、学内予算の重点配分により、キャンパス情報ネットワークの構築、給排水管改修、内外壁の塗装等を行った。</p>	<p>学生宿舎・教職員宿舎とも老朽化に伴い将来的な維持コスト増が見込まれることから、保有・管理のあり方を含む将来的なあり方を引き続き検討し、可能な施策から着実に実施する。</p>	

	を策定。		また、老朽化が進む学生宿舎を改修しつつその機能を維持・向上するためのリニューアル計画を策定した。 それに基づき、今後のリニューアルに寄宿料の一部を充てることとし、20年4月からの寄宿料の一部改定を決定した。 ②学生宿舎の管理業務を受託する財団幹部と本学関係理事による協議会を設置し、宿舎サービスの改善と維持コストの抑制に資する方策を検討・推進するための体制を整備した。		
【332】 ④東京キャンパスについて、施設設備の整備を図るとともに、所有用地の見直しを含めた高度な有効利用を図る。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 東京キャンパスについては、これまでの大塚地区と新たな拠点となった秋葉原地区を併せてその高度利用を進めた。 ①大塚地区については、社会人大学院の拡充によりさらなる有効利用を促進するとともに、施設整備を実施した。 ②秋葉原地区については、筑波キャンパスとのアクセス等地理的な特色を活かし、法科大学院の空き時間・空きスペースを大学PR、各種交流、キャリア支援等に多面的に活用した。		
	【332】 ③筑波大学東京キャンパス将来計画検討タスクフォースにおいて、全学的見地から東京キャンパスにおける施設及び保有資産の有効活用方策を総合的に検討し、可能なものから逐次実施。	III	(平成19年度の実施状況) 【332】 東京キャンパス将来計画検討タスクフォースを中心に、大塚・秋葉原の施設利用状況を総合的に点検した上で、大塚地区については、社会人大学院のさらなる拡充に活用するとともに、秋葉原地区については、大塚地区から東京リエゾンオフィスに移設・拡充し、本学の東京における活動を多面的に支援できる体制を整備した。		
【333】 ⑤特に必要がある場合は、学外の商用施設等についても積極的に活用を図る。		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 17年4月に法科大学院を開設するにあたり、東京キャンパス(大塚)の利用状況を踏まえ検討した上で、社会人のアクセス利便性等を考慮し、秋葉原の学外商用施設(秋葉原ダイビル)を賃借した。		
	【333】 ④秋葉原ダイビルの賃借スペースを、本学の東京における拠点のひとつとして有効活用。	III	(平成19年度の実施状況) 【333】 秋葉原ダイビルの賃借スペースを有効活用するとともに、法科大学院の空き時間を利用し、東京地区における大学PR、各種交流、キャリア支援の拠点とした。さらに、同スペースに大塚地区から東京リエゾンオフィスに移設した。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標 全学及び学内各組織における安全管理体制及び危機管理体制を構築し、修学・職場環境を整備するとともに、教職員及び学生の安全管理、事故防止等を推進。
 また、学外への安全配慮、倫理的配慮を含めた関係法令や指針等の遵守を徹底。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
○安全管理・事故防止に関する具体的方策							
【334】 ①担当副学長を置き、安全管理全体を統括。		IV		(平成16～18年度の実施状況概略) 環境安全管理担当副学長を置き、安全衛生・環境・防災に関する業務を統括し、関係法令に則り、大学の多面的な活動を踏まえた管理を行う体制を確立した。			
	※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし			(平成19年度の実施状況) 環境安全管理担当副学長の下に、法令の動向と学内外で発生した事件事例等に関する情報を一元化し全学共有することにより、環境安全衛生に関する管理レベルを持続的に向上させた。			
【335】 ②安全・環境管理等に関する業務を一元的に管理する新たな体制を整備。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) 担当副学長を補佐し、安全衛生・環境・防災等に関する事項を一元管理する環境安全管理室を設置し、これら事項への対策の徹底及び事故発生時の対応・再発防止策の実施等にあたらせる体制を整備した。			
	※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし			(平成19年度の実施状況) 中期計画【334】を参照			
【336】 ③労働安全衛生法等の関係法令及び学内規定に基づく安全管理体制並びに修学・職場環境の整備を図る。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) 労働安全衛生法等の関連法令及び安全衛生管理規則等の関連学内規程を整備するとともに、これら規程に基づき各組織に産業医・衛生管理者等を配置、安全衛生委員会を設置することにより、良好な修学・職場環境を整備した。	引き続き実施。		
	【336】 ①各部局に安全衛生管理に対応する			(平成19年度の実施状況) 【336】 実験系分野を有する3研究科と環境安全管理			

	<p>組織を構築し、環境安全管理室との連携を一層強化。</p>	III	<p>室で構成する「安全管理連絡会」を発足させ、両者の緊密な連携により、教育研究現場における安全管理の諸課題に迅速かつ機動的に対応する体制を構築した。</p>		
<p>【337】 ④安全管理の実効性を確保するため、安全管理巡視、安全管理教育、防災訓練等を実施するとともに、事故防止等マニュアルの整備を図る。</p>	<p>【337】 ②安全衛生マニュアル(ウェブサーバ)の利用促進、安全衛生ビデオ「総括編」の制作、防災訓練の実施などにより安全管理・事故防止を徹底。</p>	IV	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 上記体制の下、職場巡視、安全衛生・健康管理講演会、防災訓練等を実施するとともに、「安全衛生マニュアル」「安全衛生教育ビデオ」「試薬管理システム」等をweb上に掲載し、学生・教職員が利用し易い環境を整備した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【337】 安全管理・事故防止を徹底するため、以下の施策を実施した。 ①安全衛生マニュアルの利用促進のため、事故事例・ヒヤリハット等内容の充実とアクセス向上のためのリニューアルを実施 ②安全衛生ビデオ「総括編」のシナリオ制作 ③AED(自動体外除細動器)の実習を教職員健康管理講演会で実施 ④防災訓練の実施</p>	引き続き実施。	
<p>【338】 ⑤学外への安全配慮、倫理的配慮を含めた、組換えDNA実験、動物実験、クローン実験等に関する関係法令や指針等の遵守を徹底。</p>	<p>【338】 ③遺伝子組換え実験、動物実験等の講習会を開催し、関係法令や指針等の遵守を徹底。</p>	III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 遺伝子組換え実験、動物実験、ヒトを対象とする研究倫理等に関する学内規程を整備するとともに、実験従事者に対する講習会を実施し、関係法令の遵守や基礎技術の修得の徹底を図った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【338】 遺伝子組換え実験従事者講習会、動物実験に関する講習会、放射線業務従事者講習会等を開催し、各種実験従事者に対し、法令遵守や基礎技術修得を徹底指導した。</p>	引き続き実施。	
<p>○学生の安全確保等に関する具体的方策</p>					
<p>【339】 ①安全管理教育の実施、事故防止等マニュアルの整備等、学生の安全確保を図る。</p>		IV	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) ①入学時のフレッシュマン・セミナー、クラス担任教員・指導教員による継続的な安全指導により、学生が自らを守るための知識・スキルの修得と意識の向上に取り組んだ。 ②「安全衛生マニュアル」をweb化し、学生等の利便性向上を図った。 ③安全・安心なキャンパスを実現するため、「筑波大学セーフティプロジェクト」を発足させ、学生を犯罪被害や交通事故等から守るための施策を多面的に検討し、夜間パトロールウォークやハザードマップ作成など可能なものから逐次実施した。</p>	引き続き実施。	

	<p>【339-1】 ①クラス制度、フレッシュマン・セミナー等を活用して安全教育をさらに充実させるとともに、事件・事故等のトラブル防止及び安全意識の涵養を図ることを目的とした冊子、刊行物を配布し、継続的に注意を喚起。</p> <p>【339-2】 ②セーフティプロジェクト活動をより一層活性化・多様化することにより、学内における安全を確保。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) 【339-1】 学生の安全意識を向上させるため、クラス担任教員・学生担当教員に対し、フレッシュマンセミナーにおける安全指導充実のためのFDを実施するとともに、「セーフティライファー快適な学生生活を送るためにー」の作成・配付、注意喚起のためのビラ配布、立哨による交通安全指導等を実施した。</p> <p>【339-2】 セーフティプロジェクト活動の活性化・多様化に取り組み、学生及び役員・教職員、警備員・地元警察等が参加して学内の危険箇所を巡回・点検する夜間パトロールウォークを頻度を増やして実施した。</p>		
<p>【340】 ②学内諸施設への積極的な機械警備の導入等による監視体制の整備を図り、学生生活の安全を確保。</p>	<p>【340】 ③サークル会館、課外活動練習施設の管理体制向上の一環として機械警備の導入を検討。また、学生証のIC又は磁気カード化について、学生宿舍を含む学内諸施設の入退室管理等への活用を含め、引き続き検討。</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 約4千名が入居する学生宿舍のセキュリティ強化を最優先課題として取り組み、全学生宿舍の玄関ドアへの静脈認証システム導入した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【340】 サークル会館、課外活動練習施設のセキュリティ強化に向けた検討を行い、防犯カメラ設置を含む体制強化を進めた。 IC又は磁気カードによる諸施設への入退室管理について、18年度に行った既導入組織の現状把握結果も踏まえ、費用と実効性の検証を行った。</p>	<p>機械警備の導入による監視体制の整備を引き続き実施。</p>	
<p>【341】 ③学内におけるペDESTリアンデッキや駐車場の整備等、交通環境の整備を図る。併せて、交通安全マニュアルの作成・配布等を通じた交通安全教育の充実を図る。</p>	<p>【341】 ④「学生の交通安全のために」を作成配布するとともに、セーフティプロジェクトの交通安全タスクと連携して、学生の交通安全教育及び啓発の推進を図る。</p>	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 学内ペDESTリアンデッキの外灯や駐輪場を増設し交通環境を改善するとともに、交通安全リーフレットの配布・安全キャンペーン週間の実施等による交通安全教育の充実を図った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【341】 「学生の交通安全のために」の作成・配布及びセーフティプロジェクトによる交通安全指導の実施等により、学生の交通安全に対する意識の向上を図るとともに、ペDESTリアンデッキの改修や駐輪場の整備等により、学内における交通環境を整備した。</p>	<p>引き続き実施。</p>	

○附属学校の安全管理に関する具体的方策

<p>【342】 幼児児童生徒の安全確保及び附属学校の安全管理の</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属学校全11校において、警備員の配置、監視カメラの設置、防犯訓練・安全対策マニユア</p>	<p>引き続き実施。</p>	
---	--	--	--	----------------	--

<p>徹底を図る。 特に幼児児童生徒の安全確保のために、警備員の配置、監視カメラの設置等を図る。</p>	<p>【342-1】 ①安全対策マニュアルを引き続き検証し、必要に応じ内容を改訂。</p> <hr/> <p>【342-2】 ②児童の通学途上における安全確保を徹底。</p>	<p>III</p>	<p>ルの作成、防犯アラームの貸与を実施し、幼児児童生徒の安全を確保した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【342-1】 附属学校全11校で防犯訓練を実施するとともに、安全対策マニュアルの確認・見直しを行った。</p> <hr/> <p>【342-2】 通学路の安全点検を実施し、「子ども110番の家」との連携を図るとともに、前年度に引き続き防犯アラームを配布(貸与)した。</p>		
<p>○危機管理に関する具体的方策</p>					
<p>【343】 安全管理の整備と併せて、全学的な危機管理体制の一層の整備充実を図る。</p>	<p>【343-1】 ①緊急時の対応体制・学生の安否確認方法等、危機管理システムのさらなる整備を推進。</p> <hr/> <p>【343-2】 ②大学の研究活動への信頼性を確保するため、研究活動の不正行為と研究費の不正使用を防止するための取組を確実に推進。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 総務担当副学長を危機管理担当とし、危機発生時の情報が速やかに担当副学長に報告され、大学として迅速かつ確に対策を講じうる体制を整備した。 また、公的研究費に係る不正の未然防止を図るため、研究費等の管理・監査のあり方について検討を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【343-1】 18年度に実施した本学で想定される危機の洗い出し・体系的整理の結果を踏まえ、緊急時の対応手順、緊急連絡体制、学生への緊急連絡方法について検討を行い、「火災・爆発等発生時の行動手順」及び「火災・爆発等発生時の緊急連絡体制」を作成することにより、危機管理システムのさらなる整備を図った。</p> <hr/> <p>【343-2】 研究活動の不正行為と研究費の不正使用の防止に向け、全学会議や文書送付を通じ全教職員に対する注意喚起を図るとともに、その実効性を担保するため、 ①研究公正委員会を通じた研究者倫理向上に向けた取組 ②教育研究費管理推進委員会による不正を発生させる要因の把握を含む不正防止対策の強化を実施した。</p>	<p>本学で発生した大小様々な事例、他大学・機関で発生した事例等を踏まえつつ、危機管理体制を継続的に整備・充実させるとともに、研究不正を防止するための取組を継続・強化する。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>		
			<p>ウェイト総計</p>		

[ウェイト付けの理由]



(4) その他の業務運営に関する重要事項の特記事項等

1. 特記事項

【16～18年度】

- (1) 施設マネジメントを効果的に行う体制を確立し、施設の有効利用、施設設備の計画的な整備・改善、省エネルギーの推進等に取り組み、限られた経営資源の下で教育研究の高度化に資する施設マネジメントを行った。
 - ①施設利用状況調査を毎年度実施するとともに、総合研究棟3棟の20%及び共同研究棟等の全部または一部を全学共用スペースとし、施設の効率的活用を促進した。
 - ②全学の施設設備を、耐震性・アスベスト含有及び老朽度等の観点から点検・評価を行い、耐震対策やアスベスト対策を迅速・的確に講じるとともに、キャンパスリニューアル計画に基づき老朽化した施設設備を計画的に改善した。
特に、老朽化が著しい高温水ボイラを、他大学のボイラのリユースや日本ガス協会の補助金の活用により、省エネ効果の高い天然ガス焚きボイラに転換するなど、自助努力を行った。
 - ③エネルギー消費に関するデータを可視化することにより、省エネに関する情報の共有化と意識の定着を図り、全学的に省エネルギー対策を推進・強化した。
- (2) 環境及び安全衛生に関する業務を統括する担当副学長を明確化し、その下に関連機能を一元化した「環境安全管理室」を設置することにより、環境・安全衛生に関する全学体制の整備と日常的な活動の定着を促進した。具体的活動は右記のとおり。
- (3) 公的研究費の不正使用を防止するための研究費等の管理・監査のあり方を検討し、右記の対策を講じた。

【19年度】

- (1) 施設マネジメント面では、老朽施設の改善、校舎耐震工事、特高受変電設備の一部更新等大規模工事が集中するなか、教育研究活動への影響を最小限に留めながら、安全かつ円滑に工事を実施し完工させた。
- (2) 地球温暖化対策として「筑波大学における温室効果ガス排出抑制のための実施計画」を策定し、20年度より二酸化炭素排出原単位を毎年度少なくとも2%(1,400ton-CO₂)削減する目標を決定した。
- (3) PFI事業による附属病院再開発の実施に向け、部門別に20のWGを設け、より精度の高い計画策定を行い、要求水準書(案)の公表、落札者決定基準(案)の公表、入札説明書(案)の公表、特定事業の公表、入札公告を行うなど着実に手続を実施した。
- (4) 研究活動の不正行為と研究費の不正使用の防止に向けた取組を強化し、研究公正委員会と教育研究費管理推進委員会等の活動を中心に研究者倫理の向上に取り組んだ。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等の適切な実施

【16～18年度】

- (1) キャンパスリニューアル計画に基づき、建物の耐震診断など施設改善の要否を調査し、校舎の大型改修等の整備・改善を実施した。
- (2) 全学の施設を対象にした「施設利用状況調査」を毎年度実施し、データベース化するとともにweb上で公開し、共用スペースの有効活用に利用した。
- (3) エネルギー消費に関するデータを可視化するとともに、それに基づき全学的な省エネ対策を推進した。

【19年度】

- (1) キャンパスリニューアル計画の推進、施設の維持・改善、施設設備の有効活用、省エネの推進等の総合的な施設マネジメントを引き続き推進した。
- (2) 地球温暖化対策として「筑波大学における温室効果ガス排出抑制のための実施計画」を策定し、20年度より二酸化炭素排出原単位を毎年度少なくとも2%(1,400ton-CO₂)削減する目標を決定した。
- (3) 18年度に着手した附属病院再開発に係るPFI事業については、入札広告の実施、入札説明会の開催等により、着実に事業の推進を図った。

○ 危機管理への適切な対応策

【16～18年度】

- (1) 環境及び安全衛生に関する業務を統括する担当副学長を明確化し、その下に関連機能を一元化した「環境安全管理室」を設置することにより、環境・安全衛生に関する全学体制の整備と日常的な活動の定着を促進した。
- (2) 安全衛生マニュアルを整備するとともに、安全衛生委員会を中心に研究室・実験室等の巡視・点検を行い、改善に結び付ける活動を定着させた。
- (3) 総務担当副学長を危機管理担当とし、危機発生時の情報が速やかに報告され、大学として迅速かつ的確に対策を講じうる体制を整備した。
- (4) 公的研究費の不正使用を防止するための研究費等の管理・監査のあり方を検討し、以下の対策を講じた。
 - ①教員等に発注権限を付与し、物品等の購入に関する責任体制を明確化
 - ②納品検収所を設置し、納品検収体制を強化
 - ③適正な科学研究費補助金等の経理体制、旅費の支給体制を整備

【19年度】

上記(1)～(4)の取組を継続・強化するとともに、特に研究活動の不正行為と研究費の不正使用の防止に向け、研究公正委員会と教育研究費管理推進委員会等の活動を中心に研究者倫理の向上に取り組んだ。

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ① 教育の成果に関する目標

中期目標	(学群) 広い視野、豊かな人間性及び確かな学力を備えた人材を育成するため、教養教育、専門基礎教育及び専門教育のバランスに配慮した教育を推進。 (大学院) 深い専門性に裏付けられた独創性と柔軟性を兼ね備えた研究者と、グローバルな視野と専門的実務能力を併せ持つ高度専門職業人を養成。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
(学群)		
○教育の成果に関する具体的目標の設定		
【1】 教養教育では、主として自主的学習能力、コミュニケーション能力、豊かな心や健やかな身体を自ら育む能力及び国際的な活躍に必要な能力を涵養し、専門基礎教育及び専門教育では、主として専門分野に関する確かな学力を育成。これらを総合した教育目標とその達成方法を表示する枠組みを「筑波スタンダード」として設定。	【1】 教養教育、専門基礎教育及び専門教育における総合的な教育目標とその達成方法を表示する枠組みである「筑波スタンダード」を学内外に明示し、その浸透を図る。	教養教育、専門基礎教育及び専門教育から成る学士課程教育の総合的な目標とその教育目標達成に向けた全学の基本方針を、改めて全学的な審議の下に整備し、学内の理解の共有化を図った。この全学の教育目標・達成方針を踏まえて、各学群・学類はそれぞれの「教育目標」、「教育内容・方法」「達成すべき水準」、「教育の質の保証」、「卒業後の進路」を明文化し、全学の教育目標・達成方針と共に「筑波スタンダード」として作成した。「筑波スタンダード」は在学生、教職員、高校の進路指導教員等に配付し、併せて本学の教育宣言としてWeb上で広く社会に公表した。
○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定		
【2】 社会の各分野において指導的役割を担う人材として、企業、国・地方自治体・各種団体等の公的セクター及び専門職への就職、並びに大学院への進学。 また、専門職に係る各種資格試験等については、合格率の一層の向上を図る。 特に医師国家試験については合格率を90%以上を維持。	【2-1】 ①卒業後の進路は、社会の各分野において指導的役割を担う人材として企業、国・地方自治体・各種団体等の公的セクター及び専門職への就職、並びに大学院への進学を目標とし、その目標達成に向け、キャリア支援室において学生の進学、就職を支援。 <hr/> 【2-2】 ②キャリア教育・進路指導のFD、専任教員によるキャリア相談、就職ガイダンスの実施等による就職支援事業の充実を図る。	①自由度が高く幅広い履修を可能とする教育システム、質の高い教育内容、きめ細やかな指導・支援等により、学生は、それぞれの分野において指導的役割を担うに足る能力・資質を身に付けて就職又は進学している。 ②それを全学的に支援するため、特に、キャリア支援室を中心に、学群学生に対する進学・就職の支援を以下のとおり行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援室開設の総合科目として、18年度開設の1年生対象科目と接続した、2年生対象の「学問と自分」「仕事と社会」を新規開設 ・本学独自の「キャリアポートフォリオ」の活用促進のため、新入生必修のフレッシュマン・セミナーにおいて目的・意義を浸透 ・就職ガイダンス(企業等18回、教養講座5回、教員10回、公務員25回)、OB・OG懇談会(329社)に加え、東京キャンパスの社会人大学院生と筑波地区学生との就職支援交流会を実施 ・各種試験対策として、採用模擬試験(教員5回、公務員1回)及び公務員試

	<p>-----</p> <p>【2-3】 ③ 18年度現代GPに採択された「専門教育と融合した全学生へのキャリア支援」を推進し、 ・キャリアデザイン形成に資する新たな総合科目の開設 ・キャリアポートフォリオの作成等を通じ、キャリア形成に係る指導を充実。</p> <p>-----</p> <p>【2-4】 ④ 専門職に係る各種資格試験については、ガイダンスや模擬試験を実施するなど合格率の一層の向上を目指す。</p> <p>-----</p> <p>【2-5】 ⑤ 特に、医師国家試験については合格率90%以上を維持。また、看護師、臨床検査技師等の国家試験については、合格率目標を達成すべく教育内容と学生支援体制のさらなる充実を図る。</p>	<p>験対策講座(6月から翌年3月)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な会社訪問を支援するため、OB・OGデータベースをさらに充実 ・キャリア教育・進路指導のためのFDを2回実施(延べ300名程度参加) ・「つくばインターンシップ・コンソーシアム」において、インターンシップ活性化のための企業と学生のマッチングを実施 <p>-----</p> <p>医学類では、医学教育企画評価室におけるカリキュラム等の立案、実施、各種評価及び成績不良者に対する個別指導の強化などの取組により、19年度医師国家試験の合格率は97.4%を達成した。(全国医学部・医科大学中5位) また、看護・医療科学類では、以下の19年度国家試験において全国平均を上回る合格率を達成した(看護師96.4%、保健師97.0%、助産師100%、臨床検査技師75.8%)。</p>
<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p>		
<p>【3】 ① 社会に分りやすい「筑波スタンダード」を設定し、それに基づき教育の成果を検証。</p>	<p>【3】 ① 「筑波スタンダード」の学内外への明示に併せ、これに基づく成果の検証方法・手順等を策定して検証を実施。</p>	<p>筑波スタンダードを制定する過程で教育の質の持続的向上を目指す「筑波大学ファカルティ・ディベロップメント」の指針を定めた。これに関係して教育システム、カリキュラム編成及び教育の満足度について、平成19年度卒業時にアンケート調査を全学的に行った。そのほか、各教育組織では学生による授業評価、意見交換会(学群・大学院合わせて年100回以上開催)の結果等により教育の成果を検証した。</p>
<p>【4】 ② 卒業生の追跡調査等、多様な方法により、教育の効果を客観的に検証。</p>	<p>【4】 ② ホームカミングデーの機会を活用した卒業生からの情報聴取、教職員による企業訪問の際の人事担当者からの評価、卒業生専用ホームページ等を活用したアンケート等を中心に適切な方法を採用し、客観的検証を実施。以降、逐次検証方法の改善を図</p>	<p>教育の効果を客観的に検証するため、ホームカミングデー(卒業から20年経過した卒業生を招待し交流を図るため学園祭期間中に開催するイベント)の機会を利用し、対象者に対するアンケートを実施した。アンケートでは、在学中の教育内容や指導方法に対する評価、大学での知識・経験が卒業後に活かされているか等について調査を行い、結果をもとに多角的な視点から検証を行った。 また、企業等の人事担当者及び本学のOB・OGとの懇談会により外部の評価を受けた。</p>

	<p>る。</p>	<p>さらに、卒業生の進路状況、専門職資格試験の合格率等を把握し、教育の効果等を客観的に検証した。 医学類においては、開学以降の1回～24回生の卒業生を対象としたフォローアップ調査を報告書として取りまとめ公表した。</p>
<p>(大学院)</p>		
<p>○修了後の進路等に関する具体的目標の設定</p>		
<p>【5】 大学等で学問の継承発展を担う研究者、産業界等で研究に携わる研究型高度専門職業人及び社会の各分野で指導的役割を果たす実務型高度専門職業人等、多様な進路に応じて国際的に幅広く活躍しうる人材の育成。</p>	<p>【5-1】 ①修了後の進路は、国際的に幅広く活躍できる研究者、高度専門職業人等を目標とし、その目標達成に向け、キャリア支援室において学生の就職を支援。</p> <p>-----</p> <p>【5-2】 ②キャリア教育・進路指導のFDの実施、本学独自の取組である「逆求人セミナー」の充実、毎年改善を重ねてきた就職情報提供システムの有効活用、就職ガイダンスの実施等により就職支援事業を強化。</p> <p>-----</p> <p>【5-3】 ③全学レベルで行うキャリア支援に加えて、各研究科においては、学生のキャリアパスを考慮した大学院生指導やインターンシップの充実など、それぞれの特色を活かした独自のキャリア支援の取組を強化。</p>	<p>①区分制博士課程への移行を中心とする大学院体制の再構築を進めながら、教育内容の充実・高度化を図ることにより、多様な進路に応じて国際的に幅広く活躍しうる人材を育成した。</p> <p>②それを全学的に支援するため、特に、キャリア支援室を中心に、大学院生に対する進学・就職の支援を以下のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「つくばインターンシップ・コンソーシアム」において、インターンシップ活性化のための企業と大学院生のマッチングを実施 ・就職ガイダンス(企業等18回、教養講座5回、教員10回、公務員25回)、OB・OG懇談会(329社)を実施 ・円滑な会社訪問を支援するため、OB・OGデータベースをさらに充実 ・企業の人事担当者などを招き、大学院生自らが研究内容をプレゼンテーションして採用に結びつける「逆求人セミナー」を実施 ・キャリア教育・進路指導のためのFDを2回実施(延べ300名程度参加) <p>-----</p> <p>各研究科では、キャリアカウンセラーの有資格者を配置したキャリアデザインルームにおけるキャリアパスなどの個別カウンセリングの実施、教育研究機関・官庁・企業等におけるインターンシップの充実、学会での研究発表に対する経済支援の実施など、独自のキャリア支援の取組を行った。</p>
<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p>		
<p>【6】 ①新しい評価システムの導入による教育組織の活動の客観的評価と大学院生の論文発表・口頭発表に対する外部からの評価を基に、教育の成果を検証。</p>	<p>【6-1】 ①修士論文・博士論文の厳正な評価、授業評価、学位授与状況、学生の公表論文数や国内外の学会発表数、受賞数等により教育の成果を検証。</p> <p>-----</p> <p>【6-2】 ②上記①の教育の成果の検証が適切に実施されていることを、19年度よ</p>	<p>各研究科では、修士論文・博士論文の厳正な評価を実施するとともに、授業評価の実施、学位授与状況及び学生の公表論文数や学会発表数などの把握により、教育の成果を検証した。また、これら学生の国内外における研究成果発表や海外研究活動等をさらに推奨するため、優秀論文や業績に対する顕彰を積極的に行った。</p> <p>-----</p> <p>学務システム(TWINS)を利用し、研究科・専攻別の教育活動評価の基礎的資料とすべく、大学院開設科目のうち10名以上の履修登録があった科目につい</p>

	り試行する組織評価において検証。	てA評価の比率を専攻別に集計し、各専攻に配布した。また、従来の自己点検・評価に年度重点施策方式を織り込んだ組織評価に教育研究組織の活動状況・成果に関する客観データを加えて、組織評価システムを試行実施し、各組織の活動を検証した。
【7】 ②企業・公的機関・大学・学会等における修了生の評価、活躍状況等、多様な方法により調査し、教育の効果を客観的に検証。	【7】 ③教育の効果については、修了生の追跡調査、修了生・就職先へのアンケート、修了生によるオムニバス講義の開催等により客観的に検証。	各研究科では、修了生の追跡調査、修了生・就職先へのアンケート、修了生によるオムニバス講義の開催等により、教育の効果について客観的に検証を行った。

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ② 教育内容等に関する目標

中期目標	(学群) ○アドミッション・ポリシーに関する基本方針 教育目的と社会的要請を考慮しつつ、それぞれの分野の教育内容に応じて、志願者の多様な資質や能力を多面的に評価するとともに、入学後の能力の伸長も見据えた入学者選抜を実施。 ○教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針 広い視野と豊かな人間性を養う教養教育的な科目と、専門分野の確かな学力を養う専門教育的な科目を有機的に連携させたカリキュラムを編成。また、学問分野の特性、教育目的に合わせた適切かつ多様な授業形態を採用することにより学習の効率化を図るとともに、適切な成績評価を実施。 (大学院) ○アドミッション・ポリシーに関する基本方針 学問分野の特性と、研究者養成、研究型高度専門職業人養成、実務型高度専門職業人養成の目的に応じた入学者選抜を実施。 ○教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針 研究科の教育目的に応じて各学問分野ごとにカリキュラムを編成し、適切な授業形態と論文指導体制、適切な成績評価と学位審査により修了生の質を確保。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
(学群)		
○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策		
【8】 ①担当副学長の下で入学者選抜全体を企画し、各学群において実施。実施結果を評価し、次年度に反映。	【8】 ①担当副学長の下で入学者選抜全体を企画するとともに、各学群においては多様な選抜方法により選抜を実施。また、実施結果を評価し次年度に反映。	①担当副学長の下、入学室において入学者選抜全体の改善に向けた検討を行い、以下の課題については改善策を決定し、一部は19年度から実施した。 ・国際科学オリンピックの成績優秀者を対象にした入学者選抜 ・編入学に係る入学資格・私費外国人留学生特別選抜に係る受験資格の拡大 ・一般入学試験で予告倍率を超えなかった場合の2段階選抜の廃止 ②2段階選抜の必要性について18年度までに行った検証結果を踏まえ、19年度

		<p>に実施する編入学試験、2学期推薦入学試験及び推薦入学試験(障害者特別選抜を除く)から、2段階選抜を廃止するとともに、これまで一律に実施していた個別学力検査等における2段階選抜についても、予告倍率を超えなかった場合は第1段階選抜を実施しないこととした。</p> <p>③アドミッションセンターにおける入試実施結果の分析評価と入試に係る調査研究等の成果を次年度以降の改善検討の基礎資料とした。</p>
<p>【9】 ②一般入学試験、推薦入学試験、アドミッションセンター入学試験等の多様な選抜方法を工夫・実施するとともに、選抜方法によっては小論文、面接、実技等を効果的に活用。</p>	<p>【9-1】 ②一般入学試験、推薦入学試験、アドミッションセンター入学試験等の多様な選抜方法を工夫・実施するとともに、選抜方法によっては小論文、面接、実技等を効果的に活用。</p> <hr/> <p>【9-2】 ③入学者選抜における2段階選考を一部廃止。</p> <hr/> <p>【9-3】 ④生物学類においては、推薦入学試験において国際生物学オリンピックなどの実績も評価。</p>	<p>一般入学試験、推薦入学、アドミッションセンター入試、帰国生徒・社会人等のための特別選抜等14種類の入試を実施した。これらの実施に際し各組織は、小論文や面接、実技検査などの中から、アドミッション・ポリシーに応じた適切な方法を選択して選抜を行った。</p> <hr/> <p>2段階選抜の必要性について18年度までに行った検証結果を踏まえ、19年度に実施する編入学試験、2学期推薦入学試験及び推薦入学試験(障害者特別選抜を除く)から、2段階選抜を廃止するとともに、これまで一律に実施していた一般入学試験における2段階選抜についても、予告倍率を超えなかった場合は第1段階選抜を実施しないこととした。 (年度計画【8】の②を再掲)</p> <hr/> <p>生物学類からの提案を更に発展させ、生物学分野以外の分野も含めた国際科学オリンピックの成績優秀者などを対象とした入学者選抜について検討を行い、新たな形態の「国際科学オリンピック特別選抜」として20年度から生物学類、数学類、物理学類、化学類、情報科学類、情報メディア創成学類の6学類において実施することを決定した。</p>
<p>【10】 ③入学者選抜の実施及び調査研究等のための学内共同教育研究施設を設置。</p>	<p>【10】 ⑤アドミッションセンターにおいて、アドミッションセンター入学試験及び入学者選抜方法等の調査研究を行うとともに、入学者選抜の実施結果を分析・評価し、次年度の改善に活用。</p>	<p>アドミッションセンターにおいて入試実施結果を分析評価するとともに、文部科学省委託事業による調査研究の成果や高校訪問等で得られた知見を活用し、次年度以降の入試における改善検討の基礎資料とした。</p> <p>また、大学入試センター主催の全国大学入学者選抜研究連絡協議会において、A0入試に関する研究成果を発表した。</p>
<p>【11】 ④受験生の説明会を全国及び地区別に毎年度30回程度開催し、本学が求める学生の確保を図る。</p>	<p>【11】 ⑥本学が求める学生確保のため、全国及び地区別に開催される受験生のための説明会に30回程度参加。また、一層の学生確保のため、受験生のための夏の大学説明会に加えて、春の進学説明会を東京で開催するとともに、電子媒体を活用した全国かつ効率的な入試広報体制を構築。</p>	<p>①アドミッションセンター教員及び入試課職員が73回の説明会に参加するとともに、春の進学説明会を本学の東京における拠点の一つである秋葉原ダイビルと筑波キャンパス両方で開催した。</p> <p>②アドミッションセンターが18年度に開設した大学ホームページの入試サイト「学群入試」及び携帯電話サイトの情報を充実させた。また、秋葉原ダイビルに入試広報・進学相談コーナーを設置し、パソコンを介した筑波キャンパスとの双方向進学相談実施に向けた機器・環境整備を行った。</p>
<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p>		

<p>【12】</p> <p>①各教育組織の目標に応じて、教養教育的な科目と専門教育的な科目のバランスを考慮しながら、1年次から専門課程を履修するくさび型のカリキュラムを編成。</p>	<p>【12】</p> <p>①担当副学長の下で全学の学群教育の基本に関する企画・立案等を実施。総合科目、体育、外国語、情報処理等の教養教育的な科目と専門教育的な科目のバランスを考慮しながら、1年次から専門課程を履修するくさび型のカリキュラムを編成・実施。</p>	<p>①教育の質の向上に向けた取組を強化するために18年度に設置した教育企画室において、教養教育の再構築、学群コアカリキュラムの改善、授業評価の充実等、教育改革に向けた施策を推進した。</p> <p>②総合科目、体育、外国語、情報処理等の教養教育的な科目と専門教育的な科目のバランスを考慮しながら、1年次から専門課程を履修するくさび型のカリキュラムを編成・実施した。</p>
<p>【13】</p> <p>②広い視野と豊かな人間性を養う教養教育的な科目として、総合科目、国語、外国語、体育等を開設。</p>	<p>【13】</p> <p>②教養教育再構築に向けた18年度の検討を踏まえ、総合科目の改善(19年度開設144科目中80科目が新規)を行うとともに、体育、外国語、情報処理等の科目はコンセプトを明確化して内容を充実。</p>	<p>①本学の教養教育の中核である総合科目については、19年4月の学群改組を契機とした教養教育再構築の一環として大幅な改編を実施し、19年度に新規80科目を加え144科目を編成した。</p> <p>②上記を踏まえ、教養教育の理念の明確化とそれを実施するカリキュラム編成等についての取組を全学的に推進するため、「教養教育機構」を20年4月に設置することを決定した。</p> <p>③体育、外国語、情報処理等から成る共通科目について、新たに国語と芸術を加え内容を充実させるとともに、学生によりわかりやすく共通科目のコンセプトを伝えるべく見直しを行った。</p>
<p>【14】</p> <p>③国際的な活躍に必要な能力(IT技術力、英語運用能力、国際理解力)を集中的な教育により強化。</p>	<p>【14】</p> <p>③IT技術力、英語運用能力及び国際理解力の向上に資する教育方法について継続的に工夫・改善を図る。また、これら全学的な取組と並行して、各組織の特色を活かし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界から講師を招く実践的IT授業 ・学類・大学院一貫語学教育 ・国際理解力を養成するための短期集中型の外国での教育実習等を実施。 	<p>IT技術力、英語運用能力及び国際理解力の向上に資するため、共通科目の外国語や情報処理において、教育方法の継続的な工夫・改善を行った。これら全学的取組と並行して、各学群・学類においてそれぞれの特色を活かし、以下のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①産業界からの講師による実践的IT授業科目の開講 ②組み込み技術者を養成するプログラムの制度設計(21年4月開設予定) ③国際コミュニケーション力を向上させる学類・大学院一貫語学教育の実施 ④外国人専任教員等による実践的な語学授業・TOEIC講座・TOEFL講座の実施 ⑤国際理解力向上のための国際機関との連携によるインターンシップの実施
<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p>		
<p>【15】</p> <p>①学問分野の特性、教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習等、適切な授業形態を組み合わせ、さらにマルチメディア機器の活用等、多様な学習指導法による教育を実施。</p>	<p>【15】</p> <p>①学問分野の特性、教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習等、適切な授業形態を組み合わせ、さらにマルチメディア機器の活用等、多様な学習指導法による教育を実施。具体的には、各学群・学類においてそれぞれの特色を活かし、社会活動への参加型の実習や情報ネットワーク等を利用した遠隔教育・eラーニングを活用した教育の実施等、個別の施策を推進。</p>	<p>学問分野の特性、教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習等、適切な授業形態を組み合わせ、さらにマルチメディア機器の活用等、多様な学習指導法による教育を実施した。</p> <p>具体的には、各学群・学類においてそれぞれの特色を活かし、コミュニケーション能力を養成する社会活動参加型の実習や情報ネットワーク等を利用した遠隔教育・eラーニングを活用した教育等、個別の取組を行った。</p> <p>また、全学的に無線LANが整備されており、全教室で液晶プロジェクターの使用が可能であり、学生宿舍約4,000戸に学群・学類のシステムと接続された有線LANを整備するなどマルチメディア教育を推進している。</p>
<p>【16】</p> <p>②少人数のセミナー等きめ細かい</p>	<p>【16】</p> <p>②専門語学の段階的チューター制、同</p>	<p>専門語学の段階的チューター制、同一科目の複数開講、TAの重点配置と講</p>

指導を行う科目を充実。	一科目の複数開講、T Aの重点配置と講義時間の延長、少人数チュートリアル方式授業を実施するなど、きめ細かい指導を行う科目を充実。	義時間の延長、オフィスアワーの設定、少人数チュートリアル方式授業を実施するなど、きめ細かい指導を行う科目を充実させた。
○教育の改善のための具体的方策		
【17】 授業の改善と質的向上を図るため、全ての部局においてFD(授業評価を含む。)を実施。	【17-1】 ① 全学FD委員会の下、教員相互の授業参観、教材・授業方法等の研究会、新任教員研修会のあり方を検証し、FDの全学的な推進を図る。 <hr/> 【17-2】 ② 各学群・学類においてそれぞれの特徴を活かし、授業評価結果・改善策の公開と現場へのフィードバックを進めるほか、専門科目に授業評価を拡張するなど、全ての部局でFDを実施し、その結果を全学に公表。	全学FD委員会等の下「フレッシュマンセミナーFD」「総合科目FD研修会」などの教養教育の授業方法等の改善のための研修・研究会や新任教員研修会の在り方を検証し、FDの全学的推進を図った。 <hr/> 全ての学群でFDが活動できる体制が整備され、カリキュラム委員会等とも連携して、教育の質の向上、教育目標のしかるべき水準での達成、広義のキャリア支援活動の向上等を目指し、学群等の特色を生かした色々な取り組みを行い、学生の授業評価結果に対する改善策の公開と現場へのフィードバック、専門科目への授業評価拡張など活発にFD活動を実施した。
○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策		
【18】 ① 学生に対してあらかじめ学習目標、授業の方法及び計画並びに評価基準をシラバス等に明示の上、単位制の趣旨を踏まえた適切な成績評価を実施。	【18-1】 ① 学生に対してあらかじめ学習目標、授業方法・計画、評価基準などをシラバスに明示し、日常の学生の授業への取組と成果を考慮した多元的な基準により、適切な成績評価を実施。 <hr/> 【18-2】 ② シラバスには、上記に加え体系的履修モデルやオフィスアワーの情報を明示するなど、さらなる内容の充実を図る。	各学群・学類は分野の特性に応じ、試験結果のほか、授業の出席状況、発表、プレゼンテーション、レポートの提出状況により成績評価を行った。 さらに、適切な評価を実施するため、生物学類では、成績評価基準ガイドラインを設定した上で評点分布情報を全教員で共有・検証するとともに、情報メディア創成学類では、成績データをもとに成績評価FDを実施した。 <hr/> シラバスには、学習目標、授業の方法及び計画並びに評価基準に加え、体系的履修モデルやオフィスアワーの情報等を明示するなど、学生の効果的な学習に資するべく改善を進めた。
【19】 ② 学習効果を高めるため、学期ごとに成績評価を実施。	【19】 ③ 学習効果を高めるため、学期完結型授業を拡大するなど、学期ごとの成績評価を実施。	各学群等では、学習効果を一層高めるため、人文・社会科学に関連する一部の学類を除き学期完結型授業へのカリキュラムの移行を推進した。なお、通年開講及び複数学期開講の場合であっても学期別評価を行い、それを基に最終学期において総合評価を行っている。
【20】 ③ 学生の理解度に応じたきめ細かなアフターケアを実施。	【20】 ④ 年間修得単位15単位未満の学生に対する指導、同一科目の複数授業の開講、必修科目の補習授業実施など、学生の理解度に応じたきめ細かなアフターケアを実施。	学生の理解度に応じたアフターケアを充実させるため、年間修得単位15単位未満の学生に対するクラス担任による面接・指導や専門基礎科目を対象に学習支援室やT Aを活用した補習教育、高校での非履修者を対象とした生物学に関するリメディアル教育などを実施した。また、成績優秀な学群学生で大学院の授業科目を履修希望する学生は審査のうえ受講を許可し、本学大学院進学時に単位認定する制度を実施した。

(大学院)		
○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策		
【21】 ①担当副学長の統括の下、各研究科において企画・実施。実施結果を評価し、次年度に反映。	【21-1】 ①各研究科においてアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を企画・実施するとともに、実施結果を評価し、次年度に反映。また、前年度の実施結果を踏まえ、必要な研究科は選抜時期・回数等を変更して実施。	各研究科においてアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を企画・実施し、その結果を評価するとともに、前年度の実施結果を踏まえ以下のとおり改善を行った。 ①実施時期を2月から2月及び8月の2回に変更～数理物質科学研究科後期課程全専攻 ②社会人特別選抜の導入～システム情報工学研究科経営・政策科学専攻/生命環境科学研究科構造生物学専攻・情報生物学専攻 ③英語筆記試験に代えてTOEICの公式認定証又はTOEFLの受験者用スコア票を提出～数理物質科学研究科物質・材料工学専攻/図書館情報メディア研究科前期課程)
	【21-2】 ②大学院を取り巻く厳しい状況を踏まえ、アドミッション・ポリシーを積極的に広報するため、説明会、ホームページ、パンフレット等の改善・充実を図る。	全研究科・専攻のアドミッション・ポリシーをホームページで公表するとともに、各研究科では、優秀な学生をより多く確保するため、専攻公開や研究室体験、ホームページの英語サイト、パンフレット等の内容充実・改善を行った。
【22】 ②一般入学試験、推薦入学試験等を行うとともに、小論文、面接及び社会的活動や実務経験等を評価するなど多様な選抜方法を実施。	【22】 ③小論文、面接及び社会的活動や実務経験等を評価するなど、多様な選抜方法を企画・実施。また、博士後期課程に早期修了プログラムを導入。	①各研究科は、一般入学試験、推薦入学試験などを実施するとともに、小論文、面接の他、一部の研究科では社会活動や社会人としての経験を踏まえた評価を行うなど、多様な入学者選抜を実施した。 ②社会人を対象とした博士後期課程早期修了プログラムについて、ビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科に導入し、初年度履修者21名中16名に博士の学位を授与した。
○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策		
【23】 ①学問分野の特性や養成する人材像に応じて、5年一貫の課程、区分制の課程、前期2年の課程、後期3年の課程等、多様な専攻編制による大学院の整備を図る。	【23-1】 ①学問分野の特性や養成する人材に対応し、区分制または5年一貫制等の多様な専攻編制による大学院を整備するとともに、教育目的に応じたカリキュラムを編成。	生命環境科学研究科に環境科学専攻、地球科学専攻(以上、博士前期課程)、持続環境学専攻、地球環境科学専攻、地球進化科学専攻(以上、博士後期課程)、人間総合科学研究科に看護科学専攻(修士課程)、芸術専攻、世界遺産専攻(以上、博士前期課程)、芸術専攻(博士後期課程)を新設し、その趣旨を活かしたカリキュラムを編成・実施した。
	【23-2】 ②生命環境科学研究科に環境科学専攻、地球科学専攻(以上、博士前期	

	<p>課程)、持続環境学専攻、地球環境科学専攻、地球進化科学専攻(以上、博士後期課程)、人間総合科学研究科に看護科学専攻(修士課程)、芸術専攻、世界遺産専攻(以上、博士前期課程)、芸術専攻(博士後期課程)を新設し、その趣旨を活かしたカリキュラムを編成。</p>	
<p>【24】 ②これまでの教育研究の成果を踏まえ、今後、社会的需要を考慮しつつ様々な分野において専門職大学院の整備を図る。</p>	<p>【24】 ③高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラムを実施し、拠点形成及び実践的なソフトウェア開発能力育成のためのIT専門職大学院創設の環境条件を整備。また、特別支援教育における新たな教職専門職大学院の設置について検討。</p>	<p>18年度から開始した「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」について、産業界13社及び2大学との連携を図りつつ着実に実施し、IT専門職大学院創設のための検討を積み重ねた。 また、特別支援教育における教職専門職大学院について検討した結果、その趣旨を踏まえつつ、教育研究科(修士課程)に特別支援教育専攻を設置することとし、20年4月設置に繋げた。 (年度計画【194】を再掲)</p>
<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p>		
<p>【25】 ①学問分野の特性、教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習等、適切な授業形態を組み合わせ、さらに、セミナー、討論、プレゼンテーション、事例研究、現地調査、論文指導等、多様な学習指導法による教育を実施。</p>	<p>【25-1】 ①大学院教育の実質化の推進に向けて自己点検・評価を行うとともに、教員の資質・能力の向上を図るFD活動の実施体制を整備し、学習指導法の改善を図る。</p> <hr/> <p>【25-2】 ②大学院共通科目の開設、デュアルディグリー制度の創設に取り組むなど、教育内容の多様化・改善を図る。</p>	<p>全学FD委員会を中心に、各研究科が行う教員の資質・能力の向上を図るFD活動の実施体制を整備し、教員研修や学生による授業評価の分析結果をもとに学習指導法等の改善を行うなど、全研究科においてFDを実施した。特に、ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻では、カナダ・ウェスタンオンタリオ大学において、教員10名が5日間に渡り「ケース・スタディーメソッド」教授法研修を受けるなど、積極的な取組を行った。</p> <hr/> <p>幅広く深い学識と広い視野を有し、多角的に思考できる力を身に付けた人材を育成するため、51科目の大学院共通科目を試行開設(20年度本格導入)するとともに、博士後期課程の学生を対象に、専門分野以外の研究科・専攻を同時履修・修了できるデュアルディグリー制度を創設した。</p>
<p>【26】 ②研究者養成においては、論文指導を重視。高度専門職業人養成においては、事例研究、現地調査、実習等、実践的で多様な授業を展開し、実務に必要な学習量を確保。</p>	<p>【26】 ③研究者養成においては、論文指導を重視するとともに、19年度に創設する「戦略イニシアティブ推進機構」においてプロジェクトマネジメント力など研究遂行のための幅広い能力を養成。また、高度専門職業人養成においては、事例研究、現地調査、実習等、実践的で多様な授業を展開。</p>	<p>各研究科では、論文指導を重視するとともに、それぞれの特色を活かして、事例研究・現地調査・実習・インターンシップなど実践的で多様な授業を展開した。戦略イニシアティブ採択拠点においては、例えば、チュートリアル方式のケーススタディ学習、プロジェクト研究、インターンシップを組み合わせた独自の教育プログラムにより、学生の複眼的思考力、リーダーシップ・マネジメント力の育成に取り組んでいる。</p>

<p>【27】 ③マルチメディア機器やコンピュータ・ネットワークの整備により、授業形態、学習指導法等の多様化を図る。</p>	<p>【27】 ④マルチメディア機器やコンピュータ・ネットワークの整備による授業形態、学習指導法等の多様化を図る。</p>	<p>最先端のマルチメディア技術を教育現場に応用するためのe-ラーニングシステムの運用を開始するとともに、e-ラーニング準備委員会を設置し、全学におけるe-ラーニングの取組状況を把握し、報告書「筑波大学e-ラーニングの現状分析と今後の進め方」として取りまとめるとともに、さらなる活用推進のための方策について検討を行った。</p>
<p>【28】 ④専攻分野の特性に応じて、複数教員による論文指導体制の充実を図る。</p>	<p>【28】 ⑤専攻分野の特性に応じて、複数教員による論文指導体制をさらに充実。</p>	<p>各研究科では、各分野の特性に応じて、正・副指導教員による指導体制により幅広い論文指導を行っている。特に、人間総合科学研究科コーチング学専攻では、1名の指導教員と2名の副指導教員からなるアドバイザーコミッティ制度を取り入れ、総合的・多面的視点からの研究指導を実施、また、ビジネス科学研究科では、1名の大学院学生に対し3名の教員による論文指導を実施するなどの充実を図っている。</p>
<p>【29】 ⑤国際化に対応して、英語による授業の充実を図る。</p>	<p>【29】 ⑥英語による授業体制を整備するとともに、協定校を活用し国際化に対応した取組を充実。</p>	<p>各研究科では、英語による授業の拡充を推進し、TOEFL講座やネイティブの教員による「英語による発表技術」を開設するとともに、協定校との留学生交流等により、国際的活躍に必要な英語力と英語によるコミュニケーション能力の育成を図った。 平成19年度に全研究科で開設された授業科目(5,978科目)のうち、英語で実施又は要望に応じ英語で実施する科目を、840科目開講した。</p>
<p>○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p>		
<p>【30】 ①大学院生に対してあらかじめ学習目標、授業の方法及び計画、並びに評価基準をシラバス等に明示の上、単位制の趣旨を踏まえた適切な成績評価を実施。</p>	<p>【30-1, 31-1】 ①研究指導体制や学位論文審査体制の整備等により、課程制大学院の実質化に向けた教育研究指導の質と量の両面における一層の向上・充実に努める。</p>	<p>各研究科は、大学院生に対してあらかじめ学習目標、授業の方法及び計画、並びに評価基準をシラバス等に明示した上で、研究の進捗状況、講義の出席状況、レポートの提出状況、学会発表及び学会誌への成果発表を考慮した適切な成績評価を実施した。 また、「社会人のための博士後期課程早期修了プログラム」を実施する研究科・専攻やシステム情報工学研究科リスク工学専攻においては、学修・研究能力を向上させるための達成度評価を実施し、学位の質の向上を図っている。さらに、教育企画室では学務システム(TWINS)を活用して授業科目ごとの成績分布を集計し、研究科及び専攻に配布することによって、成績評価の厳格化を促している。</p>
<p>【31】 ②大学院生の授業に対する日常的な取組み、内外の研究集会における研究発表、研究論文の出版等を成績評価対象として重視。</p>	<p>【30-2, 31-2】 ②学生に対してあらかじめ学習目標、授業の方法及び計画、並びに評価基準をシラバス等に明示の上、課題への対応状況、日常の授業への取り組み状況及び各種発表活動を考慮した</p>	<p>各研究科では、学生に対してあらかじめ学習目標、授業の方法及び計画、並びに評価基準をシラバス等に明示の上、課題への対応状況、日常の授業への取り組み状況及び各種発表活動を考慮した適切な成績評価を実施している。 例えば、「社会人のための博士後期課程早期修了プログラム」を実施する研究科・専攻やシステム情報工学研究科リスク工学専攻においては、学修・研究</p>

	適切な成績評価を実施。	能力を向上させるための達成度評価において、学生から自主的に提出された自己評価表に対して複数の教員による達成度の審査を行うなど、授業に対する日常的な取組みなども成績評価の対象として重視している。
--	-------------	--

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	学群においては、個性豊かな学群教育を実現するための全学的な体制を整備するとともに、弾力的な転換が可能となる教育組織を編制。大学院においては、各研究科の教育目標に対応した教育研究を円滑かつ効果的に遂行できる組織を編制。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○基本的な組織の編制方策		
<p>【32】 ①時代の進展や社会的要請の変化に柔軟に対応するため、不断に組織編制の見直しを図る。</p>	<p>【32】 ①時代の進展や社会的要請の変化に柔軟に対応するため、不断に組織編制の見直しを図る。</p>	<p>①19年4月に学群改組を行い、9学群から成る新たな編制により教育を開始した。 ②生命環境科学研究科において、5年一貫制の地球環境科学専攻と地球進化科学専攻の区分制博士課程への転換と、修士課程である環境科学研究科の編入により、前期課程に環境科学専攻及び地球科学専攻、後期課程に地球環境科学専攻、地球進化科学専攻及び持続環境学専攻を設置した。 これにより、全ての分野において5年一貫制から区分制博士課程への転換を完了した。 ③人間総合科学研究科では、芸術研究科との統合・再編に併せて、芸術学専攻を5年一貫制から区分制博士課程に転換するとともに、世界遺産専攻を設置した。</p>
<p>【33】 ②学校教育法第53条ただし書に基づき、学部にかわる組織として学群及び学系を設置。</p>	<p>【33, 34】 ②平成19年4月に学群改組を実施し、別表のとおり学群、学類を設置。</p>	<p>19年4月に学群改組を行い、9学群から成る新たな編制とした。(別表のとおり)</p>
<p>【34】 ③学群は、広い視野、豊かな人間性及び確かな学力を備えた人材の育成を目的として設置。 学系は、専門的な学問分野を同じくする教員で構成され、研究</p>		

<p>科等からの要請による教員審査、個人及び組織の業績評価を行うほか、必要に応じ大学の発展に資する企画提言機能を発揮する組織として設置。</p>		
<p>【35】 ④深い専門性に裏付けられた独創性と柔軟性を兼ね備えた研究者等の養成を目的として、大学院博士課程研究科を設置。</p>	<p>【35, 36】 ③大学院博士課程及び修士課程の各研究科に別表のとおり専攻を設置。</p>	<p>別表のとおり</p>
<p>【36】 ⑤高度専門職業人の養成を目的として、大学院修士課程研究科を設置。</p>		
<p>【37】 ⑥専門職大学院の設置を図る。</p>	<p>【37】 ④高度 I T 人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラムを実施し、拠点形成及び実践的なソフトウェア開発能力育成のための I T 専門職大学院創設の環境条件を整備。また、特別支援教育における新たな教職専門職大学院の設置について検討。</p>	<p>18年度から開始した「高度 I T 人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」について、産業界13社及び2大学との連携を図りつつ着実に実施し、I T 専門職大学院創設のための検討を積み重ねた。 また、特別支援教育における教職専門職大学院について検討した結果、その趣旨を踏まえつつ、教育研究科(修士課程)に特別支援教育専攻を設置することとし、20年4月設置に繋げた。 (年度計画【194】を再掲)</p>
<p>○適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p>		
<p>【38】 ①各学群、各研究科の特質と学生定員を踏まえ、必要な教職員を配置。さらに、本部の戦略的計画に基づき、教職員を追加配置。</p>	<p>【38】 ①各学群、各研究科の特質と学生定員を踏まえ、教職員配置の見直しを実施。特に、定員流動化率の設定により留保した配置枠を活用し、重点分野について戦略的再配置を図る。</p>	<p>定員流動化及び実員上限枠設定に伴う充当抑制を確実に実施するため、各部署に配置要望書の写しを提出させる等、定員と実員の両面での管理を徹底した。流動化により確保した配置枠は、人件費削減の達成度を考慮しながら、①新たに整備した戦略イニシアティブへの教員配置②研究科の改組・再編に伴う増強③学群共通科目の充実等の方針の下、再配置を行った。 (年度計画【179】を再掲)</p>
<p>【39】 ②授業形態、受講者数等に応じ、教育の効果をあげるため、また、大学院生に教育経験の機会を提供するため、T A の効果的な配置を図る。</p>	<p>【39】 ②T A 経費を増額するとともに、T A の効果的配置・運用を徹底し、教育の効果向上と大学院生の教育経験の機会の拡大を図る。</p>	<p>T A 経費を増額(19年度：126百万円。対前年度19百万円増)するとともに、従来のT A より教育経験面での効果を重視し、業務内容を拡大・高度化したティーチング・フェロー制度を創設し、20年度からの運用開始に繋げた。</p>

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

<p>【40】 ①学内共同利用の教育研究施設を設置して、教育に必要な設備を整備し効果的に利活用。</p>	<p>【40】 ①学術情報メディアセンターにおいて、情報技術による積極的な教育支援及びメディア情報発信の支援体制を強化。</p>	<p>学術情報メディアセンターにおいて、 ①老朽化に対応した基幹ネットワークの更新 ②各種計算機システムの維持管理 ③e-ラーニングシステムの運用とさらなる高度利用に向けた検討 など、情報技術による積極的な教育支援及びメディア情報発信の支援体制の整備を行った。</p>
<p>【41】 ②中央図書館のほか、体育・芸術、医学、図書館情報学及び大塚の専門図書館を設置して、図書、雑誌、電子媒体等を系統的に収集整備し提供を図るとともに、電子化の推進により図書館利用形態の多様化を図る。</p>	<p>【41】 ②附属図書館は、図書、雑誌、電子媒体等を系統的に収集整備し提供するとともに、電子化の推進により電子的に発信される学術情報を拡充し、和装古書等の遡及入力を計画的に推進。 また、附属図書館研究開発室を中心に、先駆的図書館サービスの実現に向けた研究開発を引き続き推進。</p>	<p>附属図書館において、主として以下の取組を行った。 ①教育・研究用学術図書(8,321冊)、人文社会系コレクション(235冊)、参考図書(1,128冊)等のほか、寄贈図書の収集も推進し、総計25,266冊の図書を収集整備した。また、雑誌については、一部購入タイトル見直しを行った上で継続提供するとともに、電子的資料を継続して提供 ②学内生産情報資源として、研究紀要1,139件(累計10,554件)を電子化し、289件の博士学位論文全文登録許諾を得るとともに、学内収集資料として、貴重書等990点(累計8,626点)の電子化及び19年度予定していた和古書・漢籍の遡及入力(10,989冊)を完了 ③新たな電子図書館システムを活用し、学位論文、研究紀要に加え学術雑誌掲載論文等(586件)のコンテンツを拡充。また、機関リポジトリ横断検索システムを試験的に公開し、学術情報へのナビゲート機能を向上</p>
<p>【42】 ③コンピュータリテラシー教育推進のため、学内LAN及び端末室等情報教育基盤設備の整備充実を図る。</p>	<p>【42】 ③教育用計算機と春日地区のメインシステムを統合した教育用計算機システムの運用を継続。また、学内各所に設置された分散サテライト及び教育用計算機から、コンピュータの利用状況データを収集し、問題点の整理と利用の促進を図るとともに、次期分散システムへの更新のための検討を開始。</p>	<p>全学計算機システム検討WGを設置し、現システム利用状況調査、設置組織ヒアリング、学生アンケート、全学計算機システム計算機室入退出カードシステムについて検討等を行った。これをもとに、教育用計算機システムと大型・分散計算機システムの再編統合を骨子とする基本方針を策定し、21年3月稼働に向けた仕様策定を開始した。</p>
<p>【43】 ④情報ネットワーク等を利用した遠隔教育・e-ラーニングの導入を図る。</p>	<p>【43-1】 ④e-ラーニングの推進を図るため、教材管理配信システムの運用を行うとともに、マルチメディア教材作成編集室による教材開発体制を強化。</p>	<p>学術情報メディアセンターにおいて、学内の遠隔教育、e-ラーニングによる教育活動を支援するため、各種のe-ラーニングシステムの導入を進めてきている。全学的にe-ラーニング準備委員会を設置し、各教育組織で行われているe-ラーニングの実施状況について各担当教員にアンケート調査等を行い報告書として取りまとめた。また、タイ、マレーシアの大学を含む国内外の大学と協同でe-ラーニングを試行的に実施している。 なお、現在、「WebCT」にて作成されたコンテンツは、約220科目(テスト用含む)であり、その多くが授業で実際に活用されている。</p>

	<p>【43-2】 ⑤平成18年9月にJOCWに加盟し、平成19年4月から「筑波大学OCW」による授業情報の積極的な公開を開始。</p>	<p>「筑波大学OCW」による授業情報の積極的な公開を推進し、19年度末に37科目を公開している。</p>
<p>【44】 ⑤その他、学群、大学院の発展の基礎となる教育に必要な設備の整備を図る。</p>	<p>【44-1】 ⑥基幹ネットワーク整備を行うとともに、学生支援のさらなる充実を目的とした「Student Plaza」設置のための改修を実施。</p>	<p>老朽化に対応して基幹ネットワークを更新するとともに、学生生活支援とキャリア支援に関する機能を一ヶ所に集約した「Student Plaza」設置に伴う改修を行い、良好な教育環境の構築を推進した。</p>
	<p>【44-2】 ⑦18年度から措置している学群教育用設備の整備に要する経費を確保。</p>	<p>学群教育の質の維持・向上のため、「学群教育用設備整備費」として1億円の財源を確保し、講義用設備の高度化、老朽化した実験器具等の更新、先端的な実習設備の整備等を行った。</p>
<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>		
<p>【45】 ①各組織及び各教員に関する評価システムを全学的に導入するとともに、評価結果をカリキュラムの再編成、教育方法の改善等に結びつけるシステムを整備。</p>	<p>【45】 ①教育活動の検証とその質の改善に資する組織評価及び大学教員業績評価について、基本指針に基づき試行を実施。</p>	<p>①組織評価システムについては、年度重点施策とその成果に対する自己点検に基づく評価を実施するとともに、評価の基礎となる客観データを充実すべく、既存システムが保有するデータの加工・分析による評価を試行し、それらを加えた総合的な組織評価システムの基盤を整備した。 ②18年度までに検討・準備し学内合意を得た大学教員業績評価について、本学勤続3年以上の全教員に対して評価の試行を実施し、ほぼ全教員(94%)が参加するという成果を得ることができた。 (年度計画【306】を再掲)</p>
<p>【46】 ②担当副学長の下に教育方法等の改善のための組織を置き、全学及び部局ごとに教育改善を推進。</p>	<p>【46】 ②担当副学長の下に置かれたFD委員会を中心に、全学的FD活動推進のための指針を作成し、学群、大学院の全ての部局においてFDを実施。特に大学院にあつては、大学院教育の実質化に資するためFD活動を強化。</p>	<p>全学的なFD活動を推進するための指針を策定し、各学群・学類及び各研究科の全ての部局において以下のとおりFDを実施した。 ①各学群・学類においてそれぞれの特色を活かし、授業評価結果とそれに対する教員のコメント・改善策の公開と現場へのフィードバック、専門科目への授業評価拡張などに取り組んだ。 ②全学FD委員会を中心に、各研究科が行うFD活動実施体制を整備し、教員研修や学生による授業評価の分析結果等をもとに学習指導法等の改善を行うなど、全研究科においてFDを実施した。特に、ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻では、カナダ・ウェスタンオンタリオ大学において、教員10名が5日間に渡り「ケース・スタディーメソッド」教授法研修を受けるなど、積極的な取組を行った。</p>
<p>【47】</p>		

<p>③教育活動の評価に当たっては、組織的な教育活動に対する評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から実施。</p>	<p>※年度計画【45】に対応</p>	<p>年度計画【45】を参照</p>
<p>【48】 ④各組織及び各教員が行う自己評価、教員相互のピアレビュー、学生による評価、第三者機関による評価、卒業生に対する職場や社会等の外部からの評価等、多角的に教育活動を検証。</p>		
<p>【49】 ⑤優れた教育活動を行っている教員に対する顕彰等、インセンティブを付与するシステムを構築。</p>	<p>【49】 ③19年度に行う大学教員業績評価の試行実施も踏まえ、優れた教育活動を行っている教員に対しインセンティブを付与するシステムを導入。</p>	<p>大学教員業績評価システムの試行を実施した。また、学群教養教育等の教育活動を行っている教員に対するインセンティブ付与システムの一環として教育に関する顕彰制度を検討し、20年度に構築することとした。</p>
<p>○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p>		
<p>【50】 ①教員相互の授業参観、教材・授業方法等についての研究会、新任教員研修会等の実施体制を整備。</p>	<p>【50】 ①全学FD委員会の下で、教員相互の授業参観、教材・授業方法等についての研究会、新任教員研修会のあり方について、これまでの成果を包括的に検証し改善策を策定するとともに、同委員会が中心となりFD研究プロジェクト等を推進するなど、FDの系統的な推進を図る。</p>	<p>全学FD委員会は教育企画室と連携・協力し、全学的に行う「フレッシュマンセミナーFD」「総合科目FD研修会」など教養教育の授業方法等の改善のための研修・研究会を実施するとともに、FDの充実改善を図るため20年度から新任教員研修会の在り方を検証し、FDの全学的推進を図った。</p>
<p>【51】 ②学内でプロジェクトを組織し、教授法開発のための研究を推進。</p>	<p>【51-1】 ②大学院共通科目についてワーキンググループを組織し、その必要性、授業科目のあり方及び開設方法等の検討・研究を行い、試行的に開設。</p>	<p>幅広く深い学識と広い視野を有し、多角的に思考できる力を身に付けた人材を育成するため、51科目の大学院共通科目を試行開設(20年度本格導入)するとともに、博士後期課程の学生を対象に、専門分野以外の研究科・専攻を同時履修・修了できるデュアルディグリー制度を創設した。 (年度計画【25-2】を再掲)</p>
	<p>【51-2】 ③18年度に見直しを行った19年度開設の総合科目について、教育企画室等でその実施結果を基に教養教育としての総合科目のあり方について検証・研究を実施。</p>	<p>①本学の教養教育の中核である総合科目については、19年4月の学群改組を契機とした教養教育再構築の一環として大幅な改編を実施し、19年度に新規80科目を加え144科目を編成した。また、学期完結型に移行するとともに、学際的科目、異分野入門的科目などのグループ化を行った(総合科目144科目のうち137科目が学期完結型)。</p>

		<p>②上記を踏まえ、教養教育の理念の明確化とそれを実施するカリキュラム編成等の取組を全学的に推進するため、「教養教育機構」を20年4月に設置することを決定した。</p>
<p>○学内共同教育等に関する具体的方策</p>		
<p>【52】 ①学内共同利用の教育研究施設を設置して、外国語、保健体育、留学生支援等に関する業務を一元的に実施。</p>	<p>【52】 ①外国語、保健管理、体育、留学生支援等を全学共通的に実施する専門のセンターでは、以下の取組を実施。 〔外国語センター〕 ・非常勤職員の雇用によるテープライブラリーの開館時間延長を引き続き実施 〔保健管理センター〕 ・カウンセリング機能や修学相談・健康相談等学生生活全般の支援機能を充実 〔体育センター〕 ・カリキュラムの検討：特に集中授業の中・長期的視野からの改善案策定 ・大学体育支援システム「スポーツinライフ推進プロジェクト」の開発研究推進 〔留学生センター〕 ・短期留学希望者に対する留学しやすい環境の整備 ・留学生相談室と相談サービスの広報、周知</p>	<p>外国語、保健管理、体育、留学生支援等の業務については、各センターにおいて主に以下の業務を全学共通的に実施した。特に教育業務については、教育担当副学長と学群・大学院教育会議の下で一元的に統括した。 (外国語センター) ①共通科目として、英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・朝鮮語の授業を実施（計419コマ） ②非常勤職員雇用によるテープライブラリーの開館時間延長を継続実施 (保健管理センター) ①精神科医師(教員2名、非常勤1名)、心理カウンセラー(教員3名、非常勤2名)による精神衛生相談及び学生相談を実施 ②相談担当者の相談能力の更なる向上を目指した各種研修会への派遣 (体育センター) ①集中授業改善のため新たに5科目を開設するとともに、科目間の履修者の偏りをなくす対策を実施 ②「スポーツinライフ推進プロジェクト」の開発研究を推進 (留学生センター) ①新規渡日の留学生に対する学生宿舎の確保 ②カリキュラムの抜本的見直しによる日本語教育の充実 ③問題を抱える留学生に対する複数言語によるよりきめ細かな指導の実施 ④短期留学生向け英語特別プログラムの見直し(20年度に新科目開設) ⑤学部正規留学生等に対する日本語・日本事情等科目を開設 ⑥留学生向けの各種オリエンテーションや教員を対象とした指導ガイドの配布等により、留学生相談室と相談サービスについて広報、周知を行った。</p>
<p>【53】 ②全学共通科目として外国語、体育等のほかに、広い視野から学問への関心を高める目的で、学生の所属学群の区別なく履修できる総合科目を開設。</p>	<p>【53】 ②全学共通科目として体育、外国語、情報処理等の科目を開設するほか、学群・学類の教育目的に沿った教養的科目として、学生の所属学群の区別なく履修できる総合科目144科目を開設。 特に総合科目は、学生の授業評価に基づき改編・改善するためのシステムを確立。</p>	<p>①本学の教養教育の中核である総合科目については、19年4月の学群改組を契機とした教養教育再構築の一環として大幅な改編を実施し、19年度に新規80科目を加え144科目を編成した。また、学期完結型に移行するとともに、学際的科目、異分野入門的科目などのグループ化を行った（総合科目144科目のうち137科目が学期完結型）。 ②上記を踏まえ、教養教育の理念の明確化とそれを実施するカリキュラム編成等についての取組を全学的に推進するため、「教養教育機構」を20年4月に設置することを決定した。 ③体育、外国語、情報処理等から成る共通科目について、新たに国語と芸術を加え内容を充実させるとともに、学生によりわかりやすく共通科目のコンセプトを伝えるべく見直しを行った。 (年度計画【13】を再掲)</p>

		総合科目については、授業評価結果も踏まえつつ継続的に改善を行うシステムについて検討した結果、20年4月に設置する「教養教育機構」において全学的体制の下で実施することとした。
○学群、大学院の教育実施体制等に関する特記事項		
【54】 ①担当の副学長を置き、学群、大学院における教育を統括。	※16年度に実施済みのため19年度の年度計画なし	担当副学長は、教育・学生支援機構の機能を活用しつつ、学群及び大学院教育に関する事項を統括している。(具体的施策は各項目に記述)
【55】 ②幅広い分野に基礎を置く学群と特定の専門分野に基礎を置く学群を設置。	年度計画【33】に対応	別表を参照
【56】 ③学群と大学院は異なる編制により設置。	年度計画【35～37】に対応	別表を参照
【57】 ④物質・材料研究機構との連携による物質・材料工学分野の専攻設置など、筑波研究学園都市を中心に各種研究機関との連携による専攻を整備し、順次その拡大を図る。	【57】 これまで整備を進めてきた連携大学院による教育研究内容をさらに充実させるとともに、本学と筑波研究学園都市の研究機関との連携を強化。	筑波研究学園都市に立地する研究機関を中心に、連携大学院方式を活用した教育研究面での連携を推進し、19年度における連携機関数は下記のとおりとなった。 〔19年度の連携機関数〕 国立研究機関 3 独立行政法人 13 民間等研究機関 8 (年度計画【196】を再掲)

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

④ 学生への支援に関する目標

中期目標	社会人、外国人及び障害者等を含めた多様な学生が快適で充実した学生生活を送れるように、学生相談体制の充実及び学生生活関係施設等の整備充実を図るなど、学生生活支援体制を強化。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策		
【58】 ①担当副学長が学生への支援業務を統括。	※17年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし	担当副学長は、教育・学生支援機構の機能を活用しつつ、学生支援に関する事項を統括している。(具体的施策は各項目に記述)
【59】 ②各種相談等の初期相談窓口の一元化と学務システムの充実改善を図る。	【59-1】 ①学務システムを教育に積極的に活用するため、機能を整備・拡充。	学務システムの機能を拡充し、同システムを利用して学生の健康診断証明書を自動発行することで、学生の利便性を向上させた。 (年度計画【187-1】を再掲)
	【59-2】 ②学生生活支援とキャリア支援に関する機能を一ヶ所に集約し「Student Plaza」とするとともに、これを機にして各種相談窓口を一元化。	①学生生活支援とキャリア支援をさらに充実させるため、これらの機能を学生のアクセス向上に配慮しつつ、キャンパス中央部の一ヶ所に集約した「Student Plaza」を19年9月に設置した。 ②これにより、学生相談窓口は「Student Plaza」に一元化され、各教育組織に置かれたクラス担任教員や保健管理センター等との緊密な連携の下、初期相談窓口としての機能充実を進めた。
【60】 ③心身に障害を持つ学生のための学習環境の改善。	【60-1】 ③障害学生支援室を新たに設置し、全学的体制の下、身体に障害を有する学生の状況に応じた学修・生活環境の整備・改善を図る。	障害学生や教員、学外関係者などからの全ての相談に対応する全学的支援体制を整備するため、担当職員を常時配置した障害学生支援室を19年4月に設置した。 同室では、授業や試験、学生宿舎等に係る障害学生の各種相談・支援を実施するとともに、学習補助者を養成する講習会の実施や総合科目「共生キャンパスとボランティア」の開設により、一般学生が障害への理解を深めるための取組を行った。 また、障害学生支援のより一層の充実を目的に学内外の教職員、学生や関係者を対象に「障害学生支援シンポジウム」を開催した。

	<p>【60-2】 ④日本学生支援機構の障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校としての相談業務を実施。</p>	<p>本学がこれまで行ってきた障害学生支援に関する豊富な経験を活かし、他の国公立大学との連携による障害学生支援充実を目的とした、日本学生支援機構の障害学生修学支援ネットワーク事業に参加した。(18年10月から) 19年度は、当該事業の関東地区の拠点校として、同地区7大学からの障害学生支援に関する相談に対しアドバイスを行い、大学の枠を超えた障害学生支援を積極的に実施した。</p>
<p>【61】 ④その他、学習相談・助言・支援体制の充実。</p>	<p>※19年度の年度計画なし</p>	
<p>○生活相談・就職支援等に関する具体的方策</p>		
<p>【62】 ①学生のメンタルヘルス、生活相談、進路相談等学生生活全般を支援する体制の充実。特に精神衛生相談、学生相談については、学内共同教育研究施設に専門スタッフ(平成16年度6名)を配置し、土日祝日を除く通年期間、カウンセリング対応をしている現体制の質的充実を図る。</p>	<p>【62】 ①19年度に設置する「Student Plaza」において、学生生活支援室と保健管理センター並びに各教育組織との緊密な連携のもと、学生のメンタルヘルス、学生生活相談、進路相談、修学相談を含む総合的な支援を実施。 特に、保健管理センターでは、学生の心と身体の健康管理に対する専門的支援を充実。</p>	<p>①学生生活支援とキャリア支援をさらに充実させるため、これらの機能を学生のアクセス向上に配慮しつつ、キャンパス中央部の一ヶ所に集約した「Student Plaza」を19年9月に設置した。 ②これにより、学生相談窓口は「Student Plaza」に一元化され、各教育組織に置かれたクラス担任教員や保健管理センター等との緊密な連携の下、初期相談窓口としての機能充実を進めた。 (年度計画【59-2】を再掲) 学生支援のうち、精神衛生相談、学生相談、保健管理等については保健管理センターで専門的支援を行い、特に、学生のメンタルヘルスの重要性を踏まえ、精神科医師(教員2名、非常勤1名)、心理カウンセラー(教員3名、非常勤2名)による精神衛生相談及び学生相談に取り組んだ。さらに、相談担当者の相談能力の更なる向上を目指した各種研修会への派遣や調査に基づく学生の諸実態を分析し、効率的な支援体制の構築に努めた。</p>
<p>【63】 ②指導・助言及び意向反映制度であるクラス制度を根幹とした学生組織の活性化・強化を図る。</p>	<p>【63-1】 ②学群学生については、各学類等のクラスに置かれるクラス担任教員が、学生の学修その他学生生活全般に対する指導助言を実施。 また、全学的な学生組織である全学学類・専門学群代表者会議等との意見交換のさらなる充実と意見の反映を図る。</p> <p>【63-2】 ③大学院生については、各研究科に新たに学生担当教員を配置し学生生活支援を充実するとともに、大学院生</p>	<p>学生の学修その他学生生活全般に対する指導・助言を充実させるために、学生生活支援室を中心に、クラス担任教員に対するFDを実施した。 また、学長と学生代表者及び担当副学長と学生代表者との対話の場を充実させ、学生参加型の運営を促進した。</p> <p>これまで学群のみに配置していた学生担当教員を19年度から各研究科にも配置し、大学院生に対する学生生活支援体制を整備した。各研究科においては、定期的に学生との懇談会を実施するなどして対話の場を設定した。</p>

	と役員・教職員等との対話の場を設定・充実。	
<p>【64】 ③キャリア教育、インターンシップ、就職ガイダンス、模擬試験等を充実させ、就職相談体制を強化。特に、学生からニーズの高い就職ガイダンス(毎年度30回以上開催・参加者総数延べ4,000名以上)については、更に充実を図る。</p>	<p>【64-1】 ④キャリア教育・進路指導のFD、専任教員によるキャリア相談、就職ガイダンス(30回以上)やOB・OG懇談会(300社以上から参加)の実施等による就職支援事業の充実を図る。 また、インターンシップ講座を開設し、インターンシップに関する学生の意識の高揚を図る。</p> <hr/> <p>【64-2】 ⑤全学レベルで行うキャリア支援に加えて、各組織においては、インターンシップに積極的に取り組むなど、それぞれの特色を活かした独自のキャリア支援の取組を強化。</p>	<p>①キャリア支援室を中心に、進学・就職の支援を以下のとおりに行った。 ・キャリア支援室開設の総合科目として、18年度開設の1年生対象科目と接続した、2年生対象の「学問と自分」「仕事と社会」を新規開設 ・本学独自の「キャリアポートフォリオ」の活用促進のため、新入生必修のフレッシュマン・セミナーにおいて目的・意義を浸透 ・就職ガイダンス(企業等18回、教養講座5回、教員10回、公務員25回)、OB・OG懇談会(329社)に加え、東京キャンパスの社会人大学院生と筑波地区学生との就職支援交流会を実施 ・各種試験対策として、採用模擬試験(教員5回、公務員1回)及び公務員試験対策講座(6月から翌年3月)を実施 ・円滑な会社訪問を支援するため、OB・OGデータベースをさらに充実 ・キャリア教育・進路指導のためのFDを2回実施(延べ300名程度参加) ・「つくばインターンシップ・コンソーシアム」において、インターンシップ活性化のための企業と学生のマッチングを実施 ・企業の人事担当者などを招き、大学院生自らが研究内容をプレゼンテーションして採用に結びつける「逆求人セミナー」を実施</p> <p>②インターンシップ講座を開設し、企業での仕事の実情やビジネスマナー等を学生に伝えることにより、インターンシップに関する学生の興味関心・意欲を高めるよう取り組んだ。</p> <hr/> <p>①各学群・学類においては、就職内定者や大学院生による就職・進学ガイダンスの開催、「キャリアデザイン入門」や海外におけるインターンシップ科目の開設等によりキャリア支援を充実させた。 ②各研究科では、キャリアカウンセラーの有資格者を配置したキャリアデザインルームにおけるキャリアパスなどの個別カウンセリングの実施、教育研究機関・官庁・企業等におけるインターンシップの充実、学会での研究発表に対する経済支援の実施など、独自のキャリア支援の取組を行った。</p>
<p>【65】 ④学生及び教職員の心身の健康の保持増進とカウンセリングのための学内共同教育研究施設を設置。</p>	<p>※年度計画【62】に対応</p>	<p>年度計画【62】を参照</p>
<p>○経済的支援に関する具体的方策</p>		
<p>【66】 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業が優秀な学生に対</p>	<p>【66】 19年度内に本学独自の奨学金制度を創設し、20年度運用開始を目指す。</p>	<p>本学独自の奨学金制度の創設に向けて検討を行い、寄附金を財源とした「筑波大学研究教育振興助成基金」を創設し、その中に奨学金制度を位置づけるこ</p>

<p>する入学料、授業料及び寄宿料減免制度等の創設を図る。併せて、本学独自の奨学金制度を創設する方向で検討。</p>		<p>ととした。 また、同基金の一環として災害等により修学上の経済支援を必要とする学生に対し「茗溪・学都教育助成基金」を運用した。</p>
<p>○社会人・留学生等に対する配慮</p>		
<p>【67】 ①社会人の生活スタイルに配慮した授業形態の設定。学生納付金の特例的な取扱いを含めた短期及び長期在学制度の創設を図る。</p>	<p>【67-1】 ①大学院においては、社会人に対し、入学試験における社会人特別選抜制度や授業の昼夜開講制を実施。</p> <hr/> <p>【67-2】 ②社会人のための博士後期課程早期修了プログラムを3研究科(ビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科)において導入。</p>	<p>社会人の大学院教育に対する期待に応えるため、社会人特別選抜を実施するとともに、引き続き昼夜開講制による授業を実施した。</p> <hr/> <p>社会人を対象とした博士後期課程早期修了プログラムについて、ビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科に導入し、初年度履修者21名中16名が博士号を取得した。(年度計画【22】の②を再掲)</p>
<p>【68】 ②留学生の渡日前入学許可の推進。</p>	<p>【68】 ③日本留学試験を活用した私費外国人留学生の選抜における渡日前入学許可の早期導入を図る。</p>	<p>地域研究研究科等の特別プログラムにおいて、現地での面接実施を支援し、外国人留学生の渡日前入学許可の導入を推進した。</p>
<p>【69】 ③授業及び生活面において、日本語修得の不十分な留学生に対する英語による支援。</p>	<p>【69-1】 ④チューターや指導教員のためのハンドブックを改訂し、留学生相談指導体制を充実。</p> <hr/> <p>【69-2】 ⑤大学ホームページのリニューアル(平成19年4月)に併せて外国語版コンテンツの充実を図り、本学への留学希望者及び在学する留学生に対する情報提供を充実。</p>	<p>留学生向けの全体オリエンテーション(計4回)、チューター向けオリエンテーション(2回)、日韓共同理工系学部留学生オリエンテーションの実施や、「チューターのためのマニュアル」の改訂とオンライン化、「教員のための留学生指導ガイド」の改訂・配布、在籍状況確認の実施等により留学生相談指導体制を充実させた。この結果、単純な相談内容は少数となり、個人的な心理ケアのような、より深く高度・高次元な対応を要する相談の割合が増加した。(年間相談件数約200件)</p> <hr/> <p>大学ホームページリニューアルにあわせ、外国語版(英、中、韓)のコンテンツについても見直しを行い、英語ページのリニューアル実施・公開、中国語及び韓国語ページのリニューアル実施(20年度公開)を行うとともに、各教育研究組織では、webサイトの英語によるコンテンツを充実させ、留学希望者や留学生に対する情報提供を充実させた。 また、各種オリエンテーションでは、新規渡日の留学生に配慮し、日英両言語により実施した。</p>
<p>【70】 ④留学生(外国人学生を含む)に対</p>	<p>【70】 ⑥留学生センターにおける、留学生(外</p>	<p>留学生センターでは、留学生支援のための以下の施策を実施した。</p>

<p>する宿舎の確保等の各種支援、日本語教育、相談指導、地域社会との交流、短期交換留学等の充実とその支援のための学内共同教育研究施設の設置。</p>	<p>国人学生を含む)に対する宿舎の確保等の各種支援、日本語教育、各種相談指導、地域社会との交流、短期交換留学支援等を充実。</p>	<p>①新規渡日の留学生を中心に、平成19年度は学生宿舎を優先的に約800人に提供 ②カリキュラムの抜本的見直しによる日本語教育の充実 ③問題を抱える留学生に対する複数言語によるよりきめ細かな指導の実施 ④地域交流団体等との交流事業・意見交換会の実施 ⑤短期留学生向け英語特別プログラムの見直し(20年度に新科目開設)</p>
<p>○キャンパスライフの充実</p>		
<p>【71】 ①豊かなキャンパスライフの実現を目指すため、課外活動(平成15年度活動団体数207、学生加入率53%)の活性化及び課外活動施設の整備・充実。</p>	<p>【71】 ①課外活動連絡会等の活用により大学と学生との意思疎通を深め、また、課外活動団体リーダー研修会を継続して実施し、課外活動を活性化。</p>	<p>課外活動団体と副学長・顧問教員等との「課外活動連絡会」を年に3回開催し、大学と課外活動団体との意思疎通を深めた。 また、課外活動団体のリーダーに対して資質・意識の向上、サークル間の交流を深めるため「課外活動団体リーダー研修会」を開催(参加者約220名：1泊2日)し、課外活動のさらなる活性化を図った。</p>
<p>【72】 ②福利厚生施設(食堂・喫茶等)並びに学生宿舎の整備・充実。</p>	<p>【72-1】 ②食堂・喫茶等の福利厚生施設の老朽化に対応し、改修・機器更新等を計画的に実施。</p> <hr/> <p>【72-2】 ③学生宿舎にネットワーク環境を整備するとともに、居室の広さや設備に複数のタイプを設けるなど、学生のニーズに沿ったリニューアル計画を策定。</p>	<p>①福利厚生施設の老朽化に対応し、学生宿舎の食堂厨房の改修及び厨房機器の更新などの整備を行った ②キャンパスアメニティ向上のため、中央図書館エントランスホールにコーヒーショップを設置した。</p> <p>学生宿舎の居住環境の改善を図るため、学内予算の重点配分により、キャンパス情報ネットワークの構築、給排水管改修、内外壁の塗装等を行った。 また、学生宿舎の抜本的改善のため、寄宿料の改定(値上げ)及び学内資金等を原資としたリニューアルの事業計画(案)を検討し、学生とのワークショップや学内諸会議において議論を重ねた結果、20年4月からの寄宿料の改定を決定した。 なお、事業計画にかかる新棟建設について公募により民間事業者からの意見・提案を求め、ヒアリングを実施した。 (年度計画【331-2】を再掲)</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標 国内外から高い評価が得られる研究成果を産み出すことにより、学術文化の継承と発展及び新しい科学技術の創造に寄与。また、研究成果の公開と社会への還元を通じて世界に貢献。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○目指すべき研究の方向性		
【73】 「教育・文化立国」、「科学技術創造立国」を目指す我が国の諸施策を踏まえつつ、新しい学問領域を拓く研究及び社会・経済・文化の発展に貢献できる研究を推進。	【73】 「教育・文化立国」、「科学技術創造立国」を目指す我が国の諸施策を踏まえつつ、新しい学問領域を拓く研究及び社会・経済・文化の発展に貢献できる研究を推進。	17年度より整備を進めている「新たな戦略的研究支援システム」の下で、研究者や研究テーマの成長ステージに応じたメリハリのある研究支援を実施し、新しい学問領域を拓く研究及び社会・経済・文化の発展に貢献できる研究を推進した。さらに、「戦略イニシアティブ推進機構」を創設し、世界最高水準の拠点形成を推進した。
○大学として重点的に取り組む領域		
【74】 ① 21世紀の科学技術の在り方を視野に入れ、国内外の社会的課題に対応した研究を重点的に推進。	【74】 ① 21世紀の科学技術のあり方を視野に入れ、国内外の社会的課題に対応した研究を重点的に推進。	「戦略イニシアティブ推進機構」では、世界最高水準と呼ぶに相応しい実績と本学の特色を活かした学際融合性などを有し、新たな学術研究分野を切り拓く教育研究組織へと発展させるべき教育研究拠点を、戦略イニシアティブ(2件)又はプレ戦略イニシアティブ(16件)に位置づけ、戦略的資源投入による教育研究拠点の育成を推進した。特に、大型外部資金(G-COE等)を獲得した教育研究拠点を戦略イニシアティブ(S)として選定し、教員、研究経費、研究スペースを戦略的に配分した。
【75】 ②新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築、学術文化の発展的伝承につながる質の高い基礎研究を一層推進。また、新たな研究領域を創出。	【75-1】 ②新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築、学術文化の発展的伝承につながる質の高い基礎研究を一層推進。また、新たな研究領域を創出。	
	【75-2】 ③国際的かつ多様なフィールドで活躍できる人材の育成と高度な学術的成果の持続的創出を促進し得る新たな教育研究システムを確立するため「戦略イニシアティブ推進機構」を創設し、21世紀COEプログラムの成果を継承・発展させつつ、世界最高水準の拠点を形成。	

○成果の社会への還元に関する具体的方策		
<p>【76】 ①技術移転機関(TLO)を活用しての積極的な技術移転及び大学発ベンチャーの創出の支援を推進するため、学内共同教育研究施設を設置。同施設において、技術移転、ベンチャー設立の可能性の高い共同研究に対して、中期目標期間中累計36件程度を学内公募プロジェクト方式により、研究スペース等を提供。</p>	<p>【76-1】 ①知的財産統括本部・産学リエゾン共同研究センターを中心に、積極的な技術移転及び大学発ベンチャー創出を支援。</p> <p>【76-2】 ②研究成果の社会還元、ベンチャー設立の可能性の高い共同研究を「産学連携推進プロジェクト」として年間6件程度採択し、研究スペースの提供や研究費配分により支援。</p>	<p>産学リエゾン共同研究センターを中心に、技術移転機関も活用した積極的な技術移転及び大学発ベンチャー創出を支援した結果、6社の筑波大学発ベンチャーが新たに設立され、国立大学としてはトップクラスの累計68社となった。</p> <p>産学連携推進プロジェクトとして、技術移転、ベンチャー設立の可能性の高い共同研究等に対し、学内公募プロジェクト方式により、共同研究プロジェクト3件、創業支援プロジェクト1件、ベンチャー支援プロジェクト4件の計8件を新規採択した。(継続課題を含め23件) このうち、共同研究と創業支援の両プロジェクトには総額3,600万円の研究費を、ベンチャー支援プロジェクトには研究スペースを提供し研究活動を支援した。 また、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおいて、学内公募方式により、VBL研究プロジェクト6件、VBL教育支援プログラム1件を採択し、研究経費及びスペースの支援を行った。(継続課題を含め24件、総額3,245万円)</p>
<p>【77】 ②学内学術情報基盤の整備を図る。また、研究成果の内外への発信体制を整備し、教員情報システム、学術論文データベース等研究情報の受発信の促進を図る。</p>	<p>【77-1】 ③研究者情報システムは、18年度に制定した関係規則に則り、教員の研究等に係る登録データの充実を図るとともに、研究成果の社会還元、共同研究等の推進、組織及び教員の評価等に活用。</p> <p>【77-2】 ④附属図書館において、学術論文データベース等研究情報の受発信を促進。</p> <p>【77-3】 ⑤研究成果の発信による学術文化の振興・普及と教育水準向上への貢献等に資するため、出版会を設立。</p>	<p>研究者情報システム上のデータは原則公開と定めた18年度制定学内規則に則り、全教員の約9割がデータを登録・公開した。 それにより、研究成果の社会還元、共同研究等を推進するとともに、大学教員業績評価の試行実施に活用した。 (年度計画【187-2】を再掲)</p> <p>国立情報学研究所の委託事業「次世代学術コンテンツ基盤共同構築事業」により、学術機関リポジトリ(「つくばリポジトリ」)の充実を図り、学位論文、研究紀要に加え学術雑誌掲載論文等(586件)のコンテンツ拡充を行った。また、機関リポジトリ横断検索システムを試験的に公開し、学術情報へのナビゲート機能の向上を図った。 なお「つくばリポジトリ」は、2008年Webometrics Ranking of World Universities 発表の世界リポジトリランキングで世界第8位(国内第1位)にランクインした。</p> <p>19年7月に「筑波大学出版会」を設立し、6冊の学術書を刊行した。</p>

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策		
<p>【78】</p> <p>①各研究者・研究組織の研究水準・成果に関する具体的事項、数値に関する目標を定め、全学の推進体制のもとに外部評価を組み入れた新たな評価システムを整備。</p>	<p>【78】</p> <p>①研究の水準・成果の検証と研究活動の活性化に資する組織評価及び大学教員業績評価について、基本指針に基づき試行を実施。</p>	<p>①組織評価システムについては、年度重点施策とその成果に対する自己点検に基づく評価を実施するとともに、評価の基礎となる客観データを充実すべく、既存システムが保有するデータの加工・分析による評価を試行し、それらを加えた総合的な組織評価システムの基盤を整備した。</p> <p>②18年度までに検討・準備し学内合意を得た大学教員業績評価について、本学勤続3年以上の全教員に対して評価の試行を実施し、ほぼ全教員(94%)が参加するという成果を得ることができた。 (年度計画【306】を再掲)</p>
<p>【79】</p> <p>②各研究者・研究組織の情報の収集・管理を行うシステムの構築を図り、客観的データを基に評価を行うとともに、評価結果を各研究者・研究組織にフィードバック。</p>	<p>【79】</p> <p>②上記試行評価の実施を踏まえ、評価結果の活用のあり方を明確化。</p>	<p>①年度重点施策とその成果に対する自己点検に基づく組織評価をベースに、評価の基礎となる客観データを充実すべく、既存システムが保有するデータの加工・分析による評価を試行し、それらを組織及び大学運営の改善に活用するための考え方・方法を明確化した。</p> <p>②大学教員業績評価の試行結果を踏まえ、評価結果を大学本部にて分析するとともに、部局長との協議を通じ、評価の実効性を高めるための課題と評価結果の活用のあり方を明確化した。</p>

<p>II 教育研究等の質の向上の状況</p> <p>(2) 研究に関する目標</p> <p>② 研究実施体制等の整備に関する目標</p>

中期目標	世界的に評価されている研究及び成果が期待できる萌芽的研究に資源を重点配分して、研究面の個性化を図る。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な研究者等の配置に係る具体的方策		
<p>【80】</p> <p>①各研究科の学生定員を踏まえ、必要な教職員を配置。さらに、本部の戦略的計画に基づき、必要に応じて学内研究拠点(センター、プロジェクト等)に教職員を配置。教員定員の一部については任期制とし、その拡大を</p>	<p>【80】</p> <p>①各学群、各研究科の特質と学生定員を踏まえ、教職員配置の見直しを実施。特に、定員流動化率の設定により留保した配置枠を活用し、重点分野について戦略的再配置を図る。また、各組織の教育・研究の特性を踏まえつつテニュー・トラック制の</p>	<p>①定員流動化及び実員上限枠設定に伴う充当抑制を確実に実施するため、各局部に配置要望書の写しを提出させる等、定員と実員の両面での管理を徹底した。流動化により確保した配置枠は、人件費削減の達成度を考慮しながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備した戦略イニシアティブへの教員配置 ・研究科の改組・再編に伴う増強 ・学群共通科目の充実 <p>等の方針の下、再配置を行った。</p>

<p>図る。</p>	<p>導入及び任期制の適用拡大を推進。</p>	<p>②テニユア・トラック制の全学導入を推進するため、学内規程と部局ごとの取扱い細則を整備し、19年度新規採用者から適用を開始した。この結果、テニユア・トラック制適用者は44名(20年4月採用者を含む)と急速に導入が進んだ。</p>
<p>【81】 ②日本学術振興会特別研究員等の受入れ及び外部資金による若手研究者の雇用を積極的に促進。</p>	<p>【81】 ②日本学術振興会特別研究員等の受入れ及び外部資金による若手研究者の雇用を積極的に促進。</p>	<p>日本学術振興会特別研究員への申請を奨励するとともに、その受け入れを積極的に行った。また、外部資金による研究の推進及び特定分野における研究の推進と人材育成に資するため、若手研究者の雇用を促進した。 〔19年度雇用実績〕 日本学術振興会特別研究員 55名 研究員 187名</p>
<p>【82】 ③研究の活性化及び若手研究者の育成を目的として、R A等を効果的に配置。</p>	<p>【82, 83】 ③R Aや博士特別研究員等を効果的に配置。</p>	<p>R A、S R A、博士特別研究員等は、研究指導に効果的に活用するため、重点研究分野を中心に配置した。 〔19年度雇用実績〕 R A 159名 S R A 12名 博士特別研究員 30名</p>
<p>【83】 ④研究の必要に応じ、博士特別研究員、科学技術振興研究員等の非常勤研究員を効果的に配置。</p>		
<p>○研究資金の配分システムに関する具体的方策</p>		
<p>【84】 ①研究資金が運営費交付金等の基盤的研究資金と外部からの競争的研究資金によるデュアルサポートシステムであることを前提に、大学として基盤的研究資金の十分な確保と競争的研究資金の更なる獲得増を図る。</p>	<p>【84】 ①学内研究資金については、基盤的研究資金の確保に配慮するとともに、競争的資金等、外部資金獲得額の要素を取り入れた配分方式とし、外部資金獲得を一層奨励。また、効果的・効率的な事務サポートを実施。</p>	<p>①「研究科に配分する研究経費の基本的考え方及び研究科内における配分に関するガイドライン」に基づき、研究科に配分する研究経費について、基盤的経費を確保しつつ、外部資金獲得等の要素を取り入れた積算方法による配分システムを更に改善し実施した。また、より一層研究を活性化し、大学の競争力を高めるための学内研究費の配分の在り方について、引き続き検討を進めた。 ②競争的資金獲得増に資する効果的・効率的な事務サポートとして、競争的資金をはじめとする各種公募型外部資金に係る諸情報を、戦略的に収集、分析、周知及び申請支援等をするための総合的なワンストップ機能を整備・強化するため、「外部資金情報支援チーム」を設置した。</p>
<p>【85】 ②基盤的研究資金については、学内的に研究評価に基づく配分システムを確立し効果的に配分するとともに、萌芽的研究や新規研究分野の育成等のため、戦略的に配分。</p>	<p>【85】 ②限られた研究資源を効果的かつ効率的に活かして研究の活性化を図るための「新たな戦略的研究支援システム」を適切に運用し、その具体的な施策の着実な実施を図る。</p>	<p>さらなる外部資金獲得のため、以下の施策を実施した。 ①「研究科に配分する研究経費の基本的考え方及び研究科内における配分に関するガイドライン」に基づく研究科への研究経費配分について、外部資金獲得額の積算ウエイトを高めるべく改善を行った。また、より一層の研究の活性化・競争力強化を目的とする研究費配分のあり方について、引き続き検討を進めた。</p>

		<p>②「研究科プロジェクト等支援経費」により、萌芽的研究や新規研究分野の育成を図った。</p> <p>③「産学連携推進プロジェクト制度」に基づき、産学連携推進共同研究プロジェクト等8件(申請15件)を採択し、各プロジェクトの研究を実施した。</p> <p>④「ロケット・スタート支援制度」に基づき、特に実績のある新任・転入教員の研究課題2件(申請9件)を採択し、本学着任の初期から研究活動を本格的に推進することにより、早期に大型の外部資金の獲得ができるよう支援した。</p>
<p>【86】</p> <p>③間接経費等大学全体の共通経費を、大学全体の研究環境及び研究支援環境の改善や戦略的計画に投入するとともに、評価に基づき研究組織への再配分を実施。</p>	<p>【86】</p> <p>③間接経費等大学全体の共通経費は、大学全体の研究環境及び研究支援環境の改善や戦略的計画に投入。</p>	<p>19年度は、18年度をさらに上回る約34億円(うち間接経費約10億円)を学長のリーダーシップに基づき配分する経費「重点及び戦略的経費」として確保した。同経費は、主として下記の事項に戦略的に投入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略イニシアティブの推進経費 ・学内の公募型プロジェクト経費 ・全学的視点からの施設改修 等 <p>(年度計画【180】を再掲)</p>
<p>【87】</p> <p>④研究スペースの一部について受益者負担による有料化を導入し、研究スペースの流動性を確保するとともに、得られた収入を研究環境の維持向上等に充当。</p>	<p>【87】</p> <p>④総合研究棟及び同棟への移行跡地の約20%並びに共同研究棟等を全学共用スペースとして確保し、戦略的・効率的に運用するとともに、共用スペース利用者から使用料を徴収し、施設整備に活用。</p>	<p>施設計画室を中心に施設マネジメント推進に取り組んだ。主たる取組は以下のとおり。</p> <p>①同室の下に設置した施設利用専門委員会において全施設の利用状況調査を行い、その結果を点検・評価して施設マネジメントに活用した。</p> <p>②弾力的に利用できる共同利用スペースとして現在までに約3万3千㎡を確保し、プロジェクト研究等に有効活用した。</p> <p>③共同利用スペースのうち公募スペースに使用料を課し、施設修繕等に活用した。</p> <p>④18年度に策定した校舎再生基本計画に基づき5C棟・3A棟改修工事を行い、さらなる有効利用を目的にスペースの再配分を行った。</p> <p>(年度計画【314-1】を再掲)</p>
<p>○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策</p>		
<p>【88】</p> <p>①大学として重点を置く研究分野及び競争的研究資金を獲得した研究分野に対応する研究設備を中心に整備を図る。</p>	<p>【88】</p> <p>①各センター等の設備の現状調査等を行うとともに、「筑波大学教育研究用設備整備に関するマスタープラン」に基づき、既存設備の効率的活用と計画的な設備更新を推進。</p>	<p>各センター等の設備について、利用形態・経過年数の分野別調査等の結果を踏まえつつ、「筑波大学教育研究用設備整備に関するマスタープラン」に基づき、次のとおり教育研究用設備の整備及び有効活用等を進めた。</p> <p>①老朽化した基盤的研究設備の整備</p> <p>②文部科学省先端研究施設共用イノベーション創出事業(研究基盤総合センター加速器部門)を展開</p> <p>③自然科学研究機構分子科学研究所が実施する化学系研究設備有効活用ネットワーク構築事業に登録し設備を有効活用</p>
<p>【89】</p> <p>②高度な情報処理基盤等、学内共</p>	<p>【89】</p> <p>②基幹ネットワーク整備を行うなど学</p>	<p>学内共同教育研究施設は、学内関連組織及び学外関連機関と連携を図りつつ、</p>

同利用の研究基盤の整備を図る。

内共同利用の研究基盤の整備を図る。

研究活動及び研究支援活動を以下のとおり推進した。

【先端学際領域研究センター】

19年度に新たに5つのプロジェクトを加え、20件のTARAプロジェクトによる研究を実施するとともに、特別教育研究経費による「先端学際領域研究創出事業」を推進

【大学研究センター】

大学改革に資する研究を行い、研究成果を大学職員の能力向上のための研究会やワークショップにより還元

【教育開発国際協力研究センター】

文部科学省拠点システム構築事業「国際教育協力イニシアティブ」2件、JICAとの連携融合事業「国際教育協力に係る教材開発」、APEC人材育成ワーキンググループによるプロジェクトを実施

【北アフリカ研究センター】

本学初の海外拠点である北アフリカ・地中海連携センター(チュニジア)の機能も活用しつつ、国際共同研究や研究者交流、JICA研修生の受け入れ等を実施

【学際物質科学研究センター】

物質創成、融合物性、ナノ制御の三分野のそれぞれ2つのコアによる研究を実施するとともに、特別教育研究経費による「学際的連携融合による物質科学研究創出事業」及び「アトミックテクノロジー創出事業」を推進

【産学リエゾン共同研究センター】

産学連携推進プロジェクトとして、技術移転、ベンチャー設立の可能性の高い共同研究等に対し、学内公募プロジェクト方式により、共同研究プロジェクト3件、創業支援プロジェクト1件、ベンチャー支援プロジェクト4件の計8件を新規採択(継続課題を含め23件)。

このうち、共同研究と創業支援の両プロジェクトには総額3,600万円の研究費を、ベンチャー支援プロジェクトには研究スペースを提供し研究活動を支援

【学術情報メディアセンター】

老朽化に対応した基幹ネットワークの更新、各種計算機システムの維持管理、eラーニングシステムの運用とさらなる高度利用に向けた検討など、情報技術による積極的な教育支援及びメディア情報発信の支援体制を整備

【研究基盤総合センター】

応用加速器部門、低温部門、分析部門、工作部門において、幅広い学内教育研究支援活動を展開するとともに、特別教育研究経費による「高度制御量子ビーム応用研究創出事業」を推進

【アイソトープ総合センター】

放射性同位元素及びエックス線装置等の管理について、全学的に指導・助言・支援及び放射線障害の防止に関する安全教育を実施するとともに、生物及び理・工学系の幅広い研究者が放射性物質や放射線を取り扱う共同利用施設として維持・管理を実施

【次世代医療研究開発・教育統合センター】

生活習慣病寄附講座を中心に患者立脚型のCPR実施に必要な人材配置を進めるとともに、さらなる研究進展のため、本学初となる寄附研究部門受け入れ(20年4月)を決定

【下田臨海実験センター】

		JST「バイオインフォマティクス推進事業」等を他大学と共同して推進し、国内外から年間8000名の利用者を受入れ 【生命科学動物資源センター】 遺伝子改変マウスの開発を通じて、学内外研究基盤を整備
【90】 ③老朽化した基盤的研究設備の整備を図る。	※年度計画【88】に対応	年度計画【88】を参照
【91】 ④設備の共同利用等、有効利用の促進と設備管理システムの整備を図る。	【91】 ③「化学系研究設備有効活用ネットワーク」の構築事業に参画し、大学間での設備の有効利用を促進。	自然科学研究機構分子科学研究所が実施する化学系研究設備有効活用ネットワーク構築事業に登録し、設備の有効活用を促進した。 (年度計画【88】の③を再掲)
【92】 ⑤研究設備の陳腐化を避ける等の目的でリース方式及びレンタル方式を活用。	【92】 ④基幹ネットワークに係る機器整備にリース方式を活用するとともに、上記マスタープランに基づく設備整備経費にリース方式及びレンタル方式による整備のための予算枠を設け、同方式の活用を促進。	基幹ネットワークの更新をリース方式により行うとともに、「筑波大学教育研究用設備整備に関するマスタープラン」に基づく設備整備経費にリース方式及びレンタル方式による整備のための予算枠を設け、同方式の活用を促進した。
【93】 ⑥総合研究棟等を中心に全学共用研究スペースを設置し、研究スペースの流動化を図るなど研究環境を整備。	【93】 ⑤総合研究棟及び同棟への移行跡地の約20%並びに共同研究棟等を全学共用スペースとして確保し、戦略的・効率的に運用。	弾力的・流動的に利用できる共同利用スペースとして現在までに約3万3千㎡を確保し、プロジェクト研究等に有効活用した。
○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策		
【94】 ①知財統括本部を置き、技術移転機関(TLO)との連携及び外部専門家の活用による知的財産の適切な管理・活用を推進。中期目標期間中に累計300件程度の発明届出を目指す。	【94】 ①知的財産統括本部において、知的財産の創出・取得・管理・活用までを一体的に行い、知的財産の活用を通じて研究成果を社会に還元。	①20年3月31日現在、179件の発明届に対し、知的財産統括本部が技術移転機関(TLO)と連携して審査・評価を行い、110件を大学帰属の特許として権利を承継した。なお、中期計画期間における発明届の累計は545件になり、中期計画の目標数(300件)を大きく上回った。 ②これらを活用した特許権等の実施・譲渡・使用許諾等の技術移転を進め、合計10件の実施により約28百万円の収入を得た。 ③知的財産の管理運用をより効果的・効率的に行うため、新たな知的財産管理システムを開発導入した。
【95】 ②知的財産の効率的かつ効果的な管理・活用を目指し、新たな職務発明規則の制定及び発明補償	【95】 ②知的財産統括本部において、利益相反マネジメントに配慮しつつ、積極的な技術移転及び大学発ベンチャー	産学リエゾン共同研究センターを中心に、利益相反マネジメントに配慮しつつ、技術移転機関も活用した積極的な技術移転及び大学発ベンチャー創出を支援した結果、6社の筑波大学発ベンチャーが新たに設立され、国立大学として

制度を創設し、平成16年度から実施。	創出を支援。	はトップクラスの累計68社となった。 (年度計画【76-1】を再掲)
○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策		
【96】 ①各組織及び各教員に関する評価システムを導入。	【96, 97, 98】 ①研究の水準・成果の検証と研究活動の活性化に資する組織評価及び大学教員業績評価について、基本指針に基づき試行を実施し、評価結果の活用のあり方を明確化。	①組織評価システムについては、年度重点施策とその成果に対する自己点検に基づく評価を実施するとともに、評価の基礎となる客観データを充実すべく、既存システムが保有するデータの加工・分析による評価を試行し、それらを加えた総合的な組織評価システムの基盤を整備した。 ②18年度までに検討・準備し学内合意を得た大学教員業績評価について、本学勤続3年以上の全教員に対して評価の試行を実施し、ほぼ全教員(94%)が参加するという成果を得ることができた。 ③その結果を大学本部にて分析するとともに、部局長との協議を通じ、評価の実効性を高めるための課題と評価結果の活用のあり方を明確化した。
【97】 ②評価基準、評価手順を明確化し、評価プロセスの透明化を図る。		
【98】 ③各組織及び各教員が行う自己点検・評価及び学外者による評価等、多角的に研究活動を検証。		
【99】 ④評価に基づく組織転換システム、教職員定員・研究費・スペース等の資源配分システムの整備。	【99】 ②学内研究資金については、基盤的研究資金の確保に配慮するとともに、競争的資金等、外部資金獲得額の要素を取り入れた配分方式とし、外部資金獲得を一層奨励。	「研究科に配分する研究経費の基本的考え方及び研究科内における配分に関するガイドライン」に基づき、研究科に配分する研究経費について、20年度配分から、外部資金獲得額に応じて配分する割合を高め、外部資金の獲得を一層奨励した。 さらに、各研究科内における研究経費の配分方針及び配分実績、支援内容等を調査し、学内に開示することにより、研究科内における研究経費に関する透明性を確保するとともに、各研究科が相互に情報を共有できるようにした。 (年度計画【178-2】を再掲)
○全国共同研究に関する具体的方策		
【100】 ①全国共同利用施設として物理学を中心とする計算科学と計算機科学の応用に関する先進的研究を行うための計算科学研究センターを設置し、研究推進に必要な高度計算設備及び施設の整備を図る。全国共同利用施設においては、その設置目的に照らして、学外の研究機関から招聘する共同研究者に対しても学内者と同等の研究環境を保証。	【100】 ①計算科学研究センターにおいて全国共同利用施設に相応しい研究を推進するとともに、研究棟の整備により学外の共同研究者・利用者に対する研究環境を整備・充実。	17年度より推進中の「計算科学による新たな知の発見・統合・創出」事業(特別教育研究経費(拠点形成))により開発・製作中の超並列クラスタ計算機PACS-CSが完成し、素粒子宇宙分野、物質生命分野、地球生物環境分野等における計算を行った(10月よりPACS-CSの全国共同利用を開始)。また、共用スペースの拡充等を実現するために研究棟を増築し、研究スペースの整備・拡充を行った。
【101】 ②国内外の研究機関との連携を深	【101】 ②プラズマ研究センターにおいて、大	17年度に締結した本学と自然科学研究機構間の協定書に基づき開発を開始し

<p>め、共同研究等の推進を図る。 特に、プラズマの研究に関しては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所との連携を強めて、双方向型共同研究等を推進するとともに、全国共同利用研究のための整備を図る。</p>	<p>学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所との連携を強めて双方向型共同研究等を拡充・推進。</p>	<p>た1MW級大電力ジャイロトロンの開発は順調に進展し、1MW以上の発振を確認し、長パルスに於いても1MW級の出力を達成している。また、その試験のための電源整備を含めて核融合科学研究所との双方向型共同研究をさらに拡充・推進した。</p>
<p>○学内共同研究等に関する具体的方策</p>		
<p>【102】 ①学内共同教育研究施設として、先端的学際研究分野、DNA解析等遺伝子実験に関する研究分野、大学の機能や国際的教育開発に関する総合研究分野等に研究施設を設置。さらに、分野等の特性に応じて、国際、国内、地域の各レベルで関係機関等との連携を図る。</p>	<p>【102, 103, 104】 学内共同教育研究施設においては、学内関連組織及び学外関連機関との連携を図り、それぞれの領域の研究を一層推進。</p>	<p>年度計画【89】を参照</p>
<p>【103】 ②産学官共同研究支援、学術情報サービスに関する分野等に学内共同教育研究施設を設置。</p>		
<p>【104】 ③先端医療分野、国際・地域・環境に関する総合的な分野等、本学の特色となる研究分野について研究体制の一層の整備を図る。</p>		
<p>○大学院・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p>		
<p>【105】 ①担当副学長を置き、研究実施体制を統括。</p>	<p>※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>	<p>担当副学長は、研究戦略室の機能を活用しつつ、研究実施体制の整備・充実に関する事項を統括している。(具体的施策は各項目に記載)</p>
<p>【106】 ②学術上の要請や社会的要請が強い分野について、期限付き課題設定型の特別プロジェクト研究</p>	<p>【106】 ①期限付き課題設定型の特別プロジェクト研究や各種プロジェクト研究による研究費・研究スペースの重点配</p>	<p>学内プロジェクト研究として個性的で優れた研究及び特別プロジェクト研究(「比較市民社会・国家・文化特別プロジェクト」)に対し、研究専従教員・経費の重点配分により継続的かつ効果的に支援を行った。</p>

組織を設置。	分等の方法により、研究を推進。	また、「学内プロジェクト研究制度」について、研究活動の一層の活性化を図るため研究戦略室を中心に見直しを検討し、制度趣旨も含め戦略イニシアティブ推進機構の「プレ戦略イニシアティブ」により継承・発展させることとした。
<p>【107】</p> <p>③学内COEとなるべき拠点を育成するために、特別プロジェクト研究や学内プロジェクト研究等の各種プロジェクト研究等については、全学からの公募制による選考と一定期間後の研究成果の評価を実施。</p>	<p>【107】</p> <p>②「戦略イニシアティブ推進機構」を創設し、21世紀COEプログラムや特別プロジェクト研究の成果を踏まえ、新たな拠点を育成。また、次の拠点となるべき研究を育成するため、学内公募による選考や厳格な評価により研究を実施する学内プロジェクトやTARAプロジェクトを活用。</p>	<p>「戦略イニシアティブ推進機構」では、世界最高水準と呼ぶに相応しい実績と本学の特色を活かした学際融合性などを有し、新たな学術研究分野を切り拓く教育研究組織へと発展させるべき教育研究拠点を、戦略イニシアティブ(2件)又はプレ戦略イニシアティブ(16件)に位置づけ、戦略的資源投入による教育研究拠点の育成を推進した。特に、大型外部資金(G-COE等)を獲得した教育研究拠点を戦略イニシアティブ(S)として選定し、教員、研究経費、研究スペースを戦略的に配分した。 (年度計画【74,75】を再掲)</p> <p>また、本学独自の制度である学内プロジェクトやTARAプロジェクトを活用して、次の拠点となるべき研究を育成した。</p>
<p>【108】</p> <p>④新設する計算科学研究センターについては、全国共同利用の附置研究所への転換を図る。</p>	<p>【108,109】</p> <p>③計算科学研究センターにおいて全国共同利用の附置研究所への転換も視野に入れながら、科学技術・学術審議会研究環境基盤部会の動向に注意を払いつつ制度設計を進めるとともに第三者評価を実施。</p>	<p>計算科学研究センターでは、全国共同利用施設に相応しい機能・水準を担保すべく、16年度のセンター改組以降の活動についての第三者評価を実施するとともに、科学技術・学術審議会研究環境基盤部会によるヒアリングを受けた。同審議会の動向を踏まえつつ、組織形態に拘わらずより最高水準のパフォーマンスを発揮しうる研究基盤の整備に取り組んだ。 (年度計画【246】を再掲)</p>
<p>【109】</p> <p>⑤特に優れた研究実績を挙げ、国内的・国際的な研究拠点となりうる学内共同教育研究施設については、全国共同利用施設や附置研究所への転換を視野に入れた整備拡充を図る。</p>		
<p>【110】</p> <p>⑥研究科等からの要請による教員審査、個人及び組織の業績評価を行うほか、大学の発展に資する企画提言機能を必要に応じて発揮する組織として学系を設置。学系は、専門的な学問分野を同じくする教員で構成。</p>	<p>※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>	<p>学系は、研究科等からの要請による教員審査、個人及び組織の業績評価、必要に応じて大学の発展に資する企画提言などの機能を発揮している。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標 有為な人材の育成や研究成果の創出等、教育研究を通じて社会に貢献することに加え、国際社会、地域社会、産業界との連携により、知的成果を積極的に社会へ還元。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策		
<p>【111】 ① 地元自治体との連携・協力体制を構築し、自治体のニーズに応じた各種事業の充実。(高大連携、出前授業、審議会委員の派遣等)特に地元つくば市とは、医療・福祉・スポーツ等を中心に、過去5年間で160件を越す連携活動を更に充実・発展。</p>	<p>【111】 ① 包括協定を締結している茨城県及びつくば市を中心とした自治体との連携・協力体制を活用し、新たなニーズや意見の収集に努め、地域貢献事業を一層推進。 具体的には、「マイスター育成講座」による食、環境、芸術の各分野での市民リーダーの育成や「つくばインターンシップ・コンソーシアム」によるつくば市内でのインターンシップ活性化等においてつくば市と連携。</p>	<p>筑波研究学園都市研究機関連携のさらなる強化と、これを基盤としたつくばエコシティ構想の推進のため、地域連携室を機能強化した「つくば・地域連携推進室」を設置し、主として以下の地域連携事業を行った。 ① 包括協定を締結している茨城県及びつくば市と定期的に協議会及び連携担当課長会議を行い、新たなニーズや意見を収集 ② 筑波研究学園都市交流協議会の中核機関として、つくばエコシティ構想を推進するための各機関の取組と相互連携を推進 ③ 「ねんりんピック茨城2007」の実施に際し、競技会場、運営ボランティアへの学生参加、開始式や表彰式のアトラクションにおいて協力・支援 ④ 「マイスター育成講座」や「つくばインターンシップ・コンソーシアム」の実施においてつくば市と連携・協力 ⑤ 教職員が行う社会貢献活動を全学的に支援する社会貢献プロジェクト制度を継続実施(13件・合計約8百万円を支援)</p>
<p>【112】 ② 社会のニーズを捉えた公開講座の開設等、社会サービスを積極的に推進。</p>	<p>【112-1】 ② 特定の領域の教育研究を推進するため、「JA茨城県厚生連生活習慣病学寄附講座」及び「睡眠医学寄附講座」を設置。</p> <hr/> <p>【112-2】 ③ 社会のニーズを捉えた公開講座を実施。</p>	<p>人間総合科学研究科において、「JA茨城県厚生連生活習慣病学寄附講座」(新規)及び「睡眠医学寄附講座」(延長)を、図書館情報メディア研究科において「図書館流通センター寄附講座」(18年4月～)を開設した。 また、新たに20年度から、人間総合科学研究科において「小野寺明日佳 長寿医学寄附講座」を、次世代医療研究開発・教育統合センターにおいて「SJM不整脈次世代寄附研究部門」を開設することを決定した。</p> <hr/> <p>公開講座は社会のニーズを捉えた61の講座を実施した。 [19年度実施状況] ・ 一般公開講座(スポーツ教室、芸術教室、健康保健教室、教養講座) 23講座実施 受講者 755名</p>

	<p>・現職教育講座 38講座実施 受講者 2,088名</p> <p>-----</p> <p>【112-3】 ④小・中・高校生の自然や科学に対する興味や関心を育むため、18年度に朝永振一郎博士生誕100年記念事業として創設した「科学の芽」賞を19年度も引き続き実施。</p>	<p>全国の小・中・高校生を対象に、自然や科学への関心と芽を育むことを目的として、朝永振一郎博士生誕100年記念「科学の芽」賞を実施した。 また、本学を主会場とする「第20回国際生物学オリンピック大会 (IB02009)」の開催に向けた準備を行った。</p>
<p>【113】 ③附属図書館や体育施設などの地域開放を推進。</p>	<p>【113】 ⑤附属図書館においては、学外者に対する閲覧、複写サービスの提供を行うとともに展示会などの図書館公開事業を実施。また、体育センターにおいては、地元自治体やスポーツ団体とのイベントの共同開催等により施設を積極的に開放。</p>	<p>附属図書館においては、一般学外者に対する図書貸出(利用登録者1,734人)、文献複写サービスを実施するとともに、公開事業として、附属図書館企画展「古地図の世界ー世界図とその版木ー」(入場者1,700人)を実施した。 また、地元自治体やスポーツ団体等に対し施設を積極的に開放(23施設450件)するとともに、つくばマラソン・全日本大学女子選抜駅伝では、本学を主会場として開放した。</p>
<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p>		
<p>【114】 ①キャンパス・インキュベーションや企業との共同研究を促進するため、専用施設の整備と共同研究資金確保のための学内システムの整備を図り、共同研究、受託研究件数の増加を図る。(中期目標期間中：共同研究累計450件、受託研究累計900件程度)</p>	<p>【114-1】 ①知的財産統括本部において、知的財産の保護、産業界への技術移転を推進するとともに、学内シーズの発掘、企業ニーズとのマッチングを推進することにより、共同研究及び受託研究の件数の増加を図る。</p> <p>-----</p> <p>【114-2】 ②産学連携による人材育成推進のため、文部科学省の公募型教育支援プログラム(先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム、派遣型高度人材育成協同プラン等)の採択課題は、確実な目的達成を図るべく着実に推進。</p>	<p>《知的財産統括本部の取組については年度計画【94】を再掲》 20年3月31日現在、179件の発明届に対し、知的財産統括本部が技術移転機関(TLO)と連携して審査・評価を行い、110件を大学帰属の特許として権利を承継した。なお、中期計画期間における発明届の累計は545件になり、中期計画の目標数(300件)を大きく上回っている。 《知的財産の活用については年度計画【298】を再掲》 特許権等の実施・譲渡・使用許諾等の技術移転を進め、合計10件の実施により約28百万円の収入を得た。 《共同研究、受託研究の実績については年度計画【292】を再掲》 知的財産統括本部に位置づけた技術移転、ビジネス・インキュベーション、産学官連携コーディネーター等の機能とこれらを担う外部人材等をフル活用し、以下の実績を挙げた。 受託研究+共同研究=547件(対前年度27件増・738百万円増)</p> <p>-----</p> <p>文部科学省の公募型教育支援プログラムにおいて、以下のとおり産学連携による人材育成を推進した。 ①先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム：日本経団連を窓口としたIT関連企業13社との連携・協力のもと、“組み込みソフト系”と“エンタープライズ系”分野の実践的教育を実施 ②派遣型高度人材育成推進プログラム：創薬科学の最先端技術と企業論理を備えた高度専門人材を育成するためのインターンシップを共同開発</p>

<p>【115】 ②知財統括本部の設置により、リ エンジン機能を強化。</p>	<p>※年度計画【114-1】に対応</p>	<p>①20年3月31日現在、179件の発明届に対し、知的財産統括本部が技術移転機 関(TLO)と連携して審査・評価を行い、110件を大学帰属の特許として権利を 承継した。なお、中期計画期間における発明届の累計は545件になり、中期 計画の目標数(300件)を大きく上回った。 ②これらを活用した特許権等の実施・譲渡・使用許諾等の技術移転を進め、合 計10件の実施により約28百万円の収入を得た。 ③知的財産の管理運用をより効果的・効率的に行うため、新たな知的財産管理 システムを開発導入した。 ④知的財産統括本部に位置づけた技術移転、ビジネス・インキュベーション、 産学官連携コーディネート等の機能とこれらを担う外部人材等をフル活用 し、以下の実績を挙げた。 受託研究+共同研究=546件(対前年度27件増・738百万円増)</p>
<p>【116】 ③公的研究機関との共同研究体制 を強化・促進。</p>	<p>【116】 ③公的研究機関との共同研究体制を強 化・促進。</p>	<p>次世代スーパーコンピュータ開発プロジェクトにおいて、開発主体である理 化学研究所との協定に基づき、次世代スーパーコンピュータの共同研究を開始 した。 また、国土技術政策総合研究所と共同研究やインターンシップ等の幅広い分 野での組織的な連携体制を構築するため、19年4月に包括的な連携・協力協定 を締結するとともに、共同研究を開始した。</p>
<p>○国公立大学等との連携・支援に関する具体的方策</p>		
<p>【117】 ①筑波研究学園都市における中核 的な大学として、地域の各種研 究機関との連携を図る。また、 広域的に諸大学等との各種連携 体制及び支援体制の整備拡充を 図る。</p>	<p>【117】 ①筑波研究学園都市における中核的な 大学として、連携大学院方式を通 じて、近隣の研究機関との連携を推 進。 また、「先導的ITスペシャリスト 育成推進プログラム」では電気通信 大学及び東京理科大学と連携。</p>	<p>①筑波研究学園都市に立地する研究機関を中心に、連携大学院方式を活用した 教育研究面での連携を推進し、19年度における連携機関数は下記のとおりと なった。 〔19年度の連携機関数〕 国立研究機関(3) 独立行政法人(13) 民間等研究機関(8) ②「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」では電気通信大学及び東京 理科大学と連携し、プログラムの主要科目について、遠隔講義システムを用 いて3大学間で相互配信を行った。</p>
<p>【118】 ②学内外の教育関係機関等の教職 員を対象としての研修会等を積 極的に推進。</p>	<p>【118】 ②大学研究センターにおける国公立 大学事務職員に対するセミナーや図 書館職員長期研修など、学内外の教 育関係機関等の教職員を対象とした 研修会等を実施。</p>	<p>附属図書館においては大学図書館職員長期研修、大学研究センターにおい ては大学職員の能力開発を目的とする短期集中公開研究会を実施するなど、学内 外の教育関係機関等の教職員を対象とした研修会を実施した。</p>
<p>【119】 ③他大学との連携協力による授業 の実施及び教育研究基盤の整備 等について検討。</p>	<p>【119】 ③ビジネス科学研究科において、大阪 大学等と協力してSCSを利用した 合同授業を企画・実施。</p>	<p>ビジネス科学研究科(東京地区)において、SCSを利用した合同授業「トップレ クチャー」を5日間に渡り実施し、小樽商科大学、京都大学、大阪大学、琉球 大学、筑波大学本校に配信した。</p>

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策		
<p>【120】 ①国際交流協定の質の充実と協定校(平成15年度:27ヶ国・95機関)の拡大。</p>	<p>【120-1】 ①本部と部局との緊密なネットワークの形成、国際業務担当職員の組織的な養成等、戦略的な国際交流の体制を整備。</p>	<p>より機能的・効率的に国際連携の施策を実施するため、留学生センターに国際課課長補佐を配置(兼務)するとともに、国際交流推進経費と留学生経費を統合した。また、国際業務担当職員を学内公募により配置し、適性と専門性を活かした長期的な人材養成を開始するとともに、外国人研究員・留学生等の受け入れに係る在留資格認定証明書の代理申請業務について、専任職員を配置して国際課で一括して実施するなど、戦略的な組織体制の整備を推進した。</p>
	<p>【120-2】 ②海外の大学、研究所等とのネットワーク拡大による国際交流の活性化を図るため、国際交流協定の協定校を拡大。</p>	<p>研究者や学生交流等を積極的に展開するため、国際交流協定の協定校を29機関増加させた。 39カ国131機関(19年4月1日現在) → 46カ国160機関(20年3月31日現在)</p>
	<p>【120-3】 ③学術研究情報や留学情報の収集・発信を行うとともに、優秀な留学生や研究者の確保、共同研究の推進、日本語教育の海外展開等に資する海外拠点については、18年度に設置したチュニジアに続き19年度にウズベキスタンに設置するとともに、ドイツ、中国及びベトナムにおける拠点形成のための調査研究を実施。</p>	<p>チュニジアに続き、本学2番目の海外拠点として、ウズベキスタン共和国タシケント国立東洋学大学内に「中央アジア国際連携センター」を設置した(19年6月)。また、新たな海外拠点形成のため、中国、ベトナムにおいて現地調査を実施するとともに、ドイツをはじめ欧州への設置の必要性について検討を行った。</p>
	<p>【120-4】 ④外国人研究者等の招へい、教職員の派遣及びイベント・フォーラム形成を支援する国際連携プロジェクトを推進。</p>	<p>学内公募型の国際連携プロジェクトとして、研究者招へい6件、教職員派遣(短期・長期)8件、イベント・フォーラムの形成4件の各プロジェクトを採択し、教職員・研究者の交流や優れた国際連携に対する取組を支援した。</p>
<p>【121】 ②国際交流事業資金の充実。</p>	<p>【121】 ⑤筑波大学研究教育振興助成基金による留学生交流等の国際交流事業を推進。</p>	<p>18年度に創設した「筑波大学研究教育振興助成基金」を協定校との留学生交流による日本人学生及び受入れ外国人留学生を対象とする奨学金に活用した。</p>
<p>【122】 ③UMAP単位互換方式の導入、留学生受入体制の充実。</p>	<p>【122-1】 ⑥学生の受入れ及び派遣を推進するための新たな基本方針を策定。</p>	<p>国際戦略の一環として、留学生の受け入れ・派遣の意義・目的を改めて明確にするとともに、それらの拡充とそれを実現するための課題を明らかにした新たな基本方針を策定した。</p>

	<p>【122-2】</p> <p>⑦UMAPのUCTSによる単位互換方式の活用を促進。</p>	<p>派遣学生が所属する教育組織と留学生センターが協議の上、単位互換のための最低申請科目数などを決定し、それに即して学生を指導した。また、カリフォルニア大学との間でUMAP単位互換方式(UCTS)を活用した。</p>
<p>【123】</p> <p>④海外の優れた研究機関等との連携による国際共同研究の推進。</p>	<p>【123】</p> <p>⑧海外の優れた研究機関等との連携による国際共同研究を推進。</p>	<p>①平成19年度開始の宇宙史一貫教育プログラムは、物理学専攻が米国フェルミ国立加速器研究所とCDF国際共同研究、欧州原子核研究機構とALICE国際共同研究をそれぞれ推進した。</p> <p>②日本学術振興会の事業である先端研究拠点事業に「超伝導ナノサイエンスと応用」、二国間交流事業に、日仏「組織培養を利用した味覚修飾タンパク質ミラクリンの大量生産に関する研究」等が採択され、海外の優れた機関との共同研究を推進した。</p>
<p>【124】</p> <p>⑤国際会議等の開催を拡充し、研究情報の交換及び学生・研究者の相互交流を促進。</p>	<p>【124】</p> <p>⑨国際会議等の開催を拡充するため、国際連携プロジェクトのイベント・フォーラム形成事業及び外部の関係団体による国際会議に関するノウハウ等の情報提供を行い、研究情報の交換及び学生・研究者の相互交流を促進。</p>	<p>国際連携プロジェクトにおいて、イベント・フォーラムの形成事業4件を採択・支援するとともに、外部の関係団体による国際会議に関するノウハウ等の情報提供を行い、研究情報の交換及び学生・研究者の相互交流を促進した。</p>
○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策		
<p>【125】</p> <p>①独立行政法人国際協力機構、世界銀行等の国際関係機関を通じた教育研究協力及び研究開発の推進。</p>	<p>【125-1】</p> <p>①世界銀行、国際協力銀行、国際協力機構に続く新たな国際関係機関等との協力関係を構築。</p>	<p>「モンゴル国における持続可能な地下水管理に関するユネスコチェアの設置」に係る協定を締結し、陸域環境研究センターが構築した環境基盤情報に関するモニタリングシステム及びそのデータベース化の手法の活用を中心に、事業を推進した。</p>
	<p>【125-2】</p> <p>②教育開発国際協力研究センター及び農林技術センター等において、国際協力機構及びユネスコ等を通じた発展途上国等への専門家の派遣及び招へい並びにセミナー等の開催、国際共同研究を積極的に推進。</p>	<p>教育開発国際協力研究センターにおいては、文部科学省拠点システム構築事業「国際教育協力イニシアティブ」2件、JICAとの連携融合事業「国際教育協力に係る教材開発」、APEC人材育成ワーキンググループによるプロジェクトを実施した。</p> <p>農林技術センターにおいては、日本ユネスコ国内委員会との共催による筑波アジア農業教育セミナーを開催し、アジア地域の農業教育及び農業研究に対する国際協力を推進した。</p>
	<p>【125-3】</p> <p>③人文社会科学研究科が運営する世界銀行等と連携した発展途上国の若手リーダー養成プログラムを一層充</p>	<p>「世界銀行等大学院奨学金プログラム」では、20年度に実施する人文社会科学研究科の改組にあわせ、2専攻での運営により新たな学位を授与できるよう改善するとともに、世界銀行の要請により、次期留学生から15名(5名増員)を受</p>

	実。	け入れるなど、プログラムの拡充を推進した。
<p>【126】 ②本学が教育研究の対象としている地域に関する農業、情報、文化等幅広い分野にまたがる教育研究とそれを通じた各種協力の推進を図る。</p>	<p>【126-1】 ④北アフリカ研究センターを独立センターに位置づけ、チュニジアの海外拠点「北アフリカ・地中海連携センター」との連携を強化。</p>	<p>北アフリカ研究センターについては、本格的な文理融合型の研究活動を展開するため、生命環境科学研究科の関連センターから全学の独立センターに位置づけを変更した。同センターでは、本学初の海外拠点である北アフリカ・地中海連携センター(チュニジア)の機能も活用しつつ、国際共同研究や研究者交流、JICA研修生の受け入れ等を行った。</p>
	<p>【126-2】 ⑤ウズベキスタンに海外拠点「中央アジア国際連携センター」を設置し、中央アジアにおける日本語・日本文化の普及拠点として活動を推進。</p>	<p>本学2番目の海外拠点としてウズベキスタンに設置した中央アジア国際連携センターでは、地域研究研究科との連携の下、中央アジアに関連した国際会議の開催等による研究交流を推進した。</p>

II 大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

中期目標 患者の希望を尊重し、十分な理解の元に、最適な医療を安全かつ快適な環境で提供するとともに、次世代を担う医療人の育成と新しい医科学の開発・研究を推進。
 また、地域の中核医療機関として社会に貢献し、国民の理解とともに歩む医療の運営を推進。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	

○医療サービスの向上に関する具体的方策

<p>【127】 ①診療グループ中心の診療体制を再編し、先端医科学の技術応用、複数診療領域の連携、地域・社会との連携、予防医学・生体機能の維持、研究開発への特化等を特徴とした診療機能をセンターとして整備。</p>	<p>【127】 ①腫瘍センターを設置するとともに院内がん登録体制を整備。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 茨城県との連携協力による茨城県難病相談・支援センター(17年度)、複数診療領域の連携による総合周産期母子医療センター(16年度、17年度改称)、つくばヒト組織診断センター(平成18年度)を設置するとともに、先端医療の技術応用の研究開発や予防医学の普及等を行うため設置した「次世代医療研究開発・教育統合センター」(18年度)と連携し、診療・研究機能を充実させた。</p>	<p>総合がん診療センターを中心にがん専門医の育成や地域の医師等を対象としたがんの早期診断等に関する研修会を行うなど、同センターの整備充実を図る。</p>	
			<p>(平成19年度の実施状況) 【127】 総合がん診療センターを19年7月に設置し、院内がん登録380件、がん患者相談・支援100件を行った。また、がんの各専門医による治療法の包括的な議論の場として24の「がんボード分科会」を設置するとともに、公開型のがん関連講演会を2回開催した。</p>		
<p>【128】 ②専門外来及び病診・病病連携を基盤とする外来診療体制の整備。</p>	<p>【128】 ②病診・病病連携等による外来診</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 社会的要請の高まり等に対応した遺伝子外来、睡眠呼吸障害外来等の開設や、地域医療連携センターにおける患者紹介の積極的対応(17'実績257件→18'実績504件)などにより、外来診療体制を充実させた。</p>	<p>病診・病病連携による外来診療体制の整備に継続的に取り組む。</p>	
			<p>(平成19年度の実施状況) 【128】 本院への患者紹介をしやすいように「診療案</p>		

	療体制を整備。	内」を改訂し、近隣医療機関及び関係機関1,217箇所に配付した。これら連携強化の取組により、他病院等からの電話による患者紹介の受け入れが大幅に増加した。(18'実績504件→19'実績1,387件)		
<p>【129】 ③医療の質の向上と安全管理の充実。</p>	<p>【129-1】 ③医療の質の向上と安全管理の充実。</p> <p>-----</p> <p>【129-2】 ④診療情報の管理を充実。</p>	<p>III</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) クリティカルパスの導入、診療行為に関連した死亡について因果関係・再発防止策を検討する調査受付窓口の設置等、医療の質を向上させる取組を実施した。 また、医療事故防止マニュアルの改訂、医療安全ニュースの発行、病院長等による院内巡視により、医療の安全性を高めた。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【129-1】 手術、検査等における患者の確認のためのリストバンドについて、適時適切な処理を行えるようシステムを変更した。また、救急受付において診察券を発行可能とするとともに、「医療事故防止マニュアル」ポケット版を作成し、安全管理の徹底を図った。</p> <p>-----</p> <p>【129-2】 入院時検査報告書を病歴室で退院時に一括処理を行うシステムを構築し、病棟における報告書の貼付ミスや紛失防止及び病棟における事務的負担の軽減を行った。</p>	<p>医療の質の向上と安全管理の充実及び診療情報の充実に継続的に取り組む。</p>	
<p>【130】 ④患者の理解支援と情報提供のためのサービス充実。</p>	<p>【130】 ⑤受付窓口における患者対応サービスを充実。</p>	<p>III</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 専任の担当者を配置したセカンドオピニオン外来(17年8月開設)において、最適治療を求める患者に対する理解支援を実施するとともに、附属病院ホームページリニューアルによる効果的な情報発信を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【130】 料金計算体制の改善と収納業務の効率化により、会計の待ち時間を10分程度短縮させた(平均20分弱)。さらに、患者の利便性を向上させるため、「入院案内」を冊子型からパンフレット型に改良するとともに、入退院受付に医療費の自動支払機を設置した。</p>	<p>受付窓口における患者対応サービスの充実に継続的に取り組む。</p>	

<p>【131】 ①医師及びコ・メディカルの卒前・卒後・生涯教育を体系的に実施するための総合的な臨床教育研修体制の整備を進め、資質の向上を図る。</p>		<p>IV</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) クリニカルクラークシップを含む臨床実習としての卒前教育、初期・後期研修プログラムに基づく卒後教育に加え、臨床技能実習室(スキルラボ)を設置して救急蘇生や手技のシミュレータを配置するなど、医師等の資質を向上させる教育体制を整備した。</p>	<p>卒後臨床研修における「筑波大学附属病院初期研修プログラム」及び「筑波大学附属病院後期研修プログラム」のさらなる充実を図る。</p>	
		<p>【131】 ①卒後臨床研修における「筑波大学附属病院初期研修プログラム」及び「筑波大学附属病院後期研修プログラム」を充実。</p>		
<p>【132】 ②教育研修の効果に対する評価システムの確立。</p>		<p>III</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 教育研修の効果については、オンライン研修評価システム(EPOC)と中間評価(半年・一年後)・修了評価を組み合わせ検証する評価システムを確立した。 また、研修記録及び中間・修了評価における面接評価を含めデータベース化し、協力病院・施設へのフィードバックも行うなど、より細やかな指導・研修プログラムとすべく改善した。</p>	<p>卒後臨床研修における第三者評価を受審し、その評価を受け、改善すべき事項について検討を行うとともに、次の審査に向けての準備を進める。</p>	
		<p>【132】 ②卒後臨床研修における第三者評価への対応を準備。</p>		
<p>○研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策</p>				
<p>【133】 ①学際連携による医・工等の先端技術を利用した新たな医療技術の創出及びトランスレーショナル・リサーチの推進を図る。</p>		<p>III</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 他大学・病院と連携した再発白血病に対する遺伝子治療を行うとともに、トランスレーショナル・リサーチを活発化させるため、新たに設置した次世代医療研究開発教育統合センターと連携して研究を行うなど、臨床応用を明確にした臨床研究を目指し推進する体制を整備した。</p>	<p>学内の他分野や地域の研究機関と連携して遺伝子治療を引き続き実施するとともに、包括的な臨床試験研究を推進する。</p>	
		<p>【133】 ①学内の他分野や地域の研究機関と連携して、遺伝子治療等を推進。</p>		

<p>【134】 ②陽子線医学利用に関する研究施設との協力による陽子線治療の推進。</p>	/	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 陽子線医学利用研究センターにおいて、陽子線治療を実施した。 16' 治療実績 202人 17' 治療実績 231人 18' 治療実績 190人</p>	<p>医療用具承認後、構造承認に陽子線治療機器の領域を追加するための手続きを経て、先進医療の届出を行う。21年度には先進医療としての陽子線治療を有料化して実施する予定である。 また、高度医療人養成のプロジェクトを引き続き推進する。</p>	
<p>【135】 ③創薬の推進と治験管理体制の整備。</p>	/	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 治験コーディネーターの増員、臨床研究倫理審査委員会の設置等により適正な治験管理体制を整備するとともに、関東地区の国立大学7病院の連携による「大学病院臨床試験アライアンス」に参加し、国際共同治験の受け入れを視野に入れた体制整備を行った。</p>	<p>治験コーディネーターの増員によるさらなる実施率の向上を図る。</p>	
	<p>【134】 ②陽子線医学利用研究センターと協力して陽子線治療をさらに推進。</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 【134】 副病院長が陽子線医学利用研究センター長を兼務することにより、附属病院全体の運営の中でセンターとの連携を強化した(19' 治療実績 211人)。陽子線治療機器は、製造会社が医療用具として申請し、厚生労働省の審査が継続された。さらに、「関東広域多職種がん専門家チーム養成拠点」、「粒子線治療人材育成プログラム」などのプロジェクトの中で、放射線治療に係わる医師・医学物理士・放射線技師・看護師などの高度医療人養成を推進した。</p>		
	<p>【135】 ③治験コーディネーターを増員し、実施率の向上を図る。</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 【135】 治験に係る各種検査をより円滑に実施するため、専任の臨床検査技師を1名雇用し、治験の実施体制を充実させた。</p>		

○経営の効率化に関する具体的方策

<p>【136】 ①病床稼働率の向上と平均在院日数の短縮等により、病院収入の増加を図る。</p>	/	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 以下の指標の改善により、病院収益を増加させた。(16年度約144億円→18年度約160億円) 病床稼働率：88%→90% 平均在院日数：22日→20.5日 手術件数：6,248件→6,371件 外来患者数：299千人→330千人</p>	<p>病院収入の確保に引き続き取り組む。</p>	
	<p>【136】 ①病床稼働率を維持しつつ、平均</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 【136】 病院収益は対前年度約6億円増の約166億円</p>		

	<p>在院日数の短縮化に取り組み、病床回転数の向上等に伴う診療単価の上昇による病院収入の確保を図る。</p>	<p>を確保した。主たる要因は以下のとおり。 ①病床稼働率89%を確保しつつ、平均在院日数を対前年度0.5日短縮 ②高額手術件数の増加等に伴う入院診療単価の上昇 ③外来化学療法の数増加等に伴う外来診療単価の上昇</p>		
<p>【137】 ②手術、集中治療等の運用効率を上げるため、看護師等の適切な配置を図る。</p>	<p>（対角線）</p>	<p>Ⅲ (平成16～18年度の実施状況概略) 手術室・集中治療室の効率的運用の促進や、総合周産期母子医療センターの稼働に伴う診療体制の整備を目的に、看護師、病院医師、コ・メディカルを増員するとともに、診療実績等に応じた適切な配置を行った。</p>	<p>病棟等への看護師等の増員配置を引き続き進める。</p>	
<p>【138】 ③物流管理システムの構築、機器の共用管理部門整備等による経営の効率化を推進。</p>	<p>（対角線）</p>	<p>Ⅲ (平成16～18年度の実施状況概略) 医療機器等の一元管理を目的に材料部を改組して物流センターを新設し、医療材料の物流管理や医療機器の整備を行った。 さらに、在庫の定数化及びカードによる管理に基づく物流管理システムを構築するとともに、JANコードを加えた物品マスタの更新整備による改善を行った。</p>	<p>物流センターが運用する医療材料の自動発注を促進し、さらなる業務の迅速化を図る。</p>	
<p>【139】 ④長期的視野に立脚した診</p>	<p>（対角線）</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 病院内の経営戦略情報を「経営戦略室」におい</p>	<p>経営戦略室における診</p>	
<p>【137】 ②病棟等への看護師等の増員配置を図る。</p>	<p>（対角線）</p>	<p>Ⅲ (平成19年度の実施状況) 【137】 診療実績に応じた看護師配置及び診療体制の向上を目的に、病院講師(4人)、医員(5人)、看護師(34人)、コ・メディカル(14人)をそれぞれ増員した。</p>		
<p>【138】 ③物流管理システムの運用面での改善を図るとともに、医薬品のオンライン自動発注を早期に実現させ、また、医療機器の安全な共用と効率的な運用管理に関するルールを確立。</p>	<p>（対角線）</p>	<p>Ⅲ (平成19年度の実施状況) 【138】 次期統合医療情報システムの円滑な稼働に向けて、医療品及び医療材料に係る現行物流管理システムの運用面での改善を図り、医薬品のオンライン自動発注(VAN)を実現する一方、手術部門で使用する汎用材料(カスタムキットを含む)に係る手術材料管理システムを新たに構築した。また、医療法改正を契機に、医療機器安全管理責任者を選任し、併せて臨床工学技士の所属を物流センターに変更の上、人工呼吸器及び除細動装置等の生命維持装置を同センターで一元管理することとした。</p>		

<p>療・経営情報の専門的収集と分析を行う体制の整備を図る。</p>	<p>【139】 ④病床の効率的な運用のため、病棟における症度の見直しを実施。</p>	<p>III</p> <p>て収集・分析し、これら情報を基に「経営戦略チーム」において患者サービスの向上等の具体的な改善策を検討する体制を構築した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【139】 入院患者の重症度の上昇に伴い、軽症病棟のうち4病棟を中症病棟(一般)へ転用した。</p>	<p>療や経営情報の収集・分析結果も踏まえ、病棟における症度の見直しを引き続き実施する。</p>	
<p>○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策</p>				
<p>【140】 ①病院長の裁量による機動的かつ弾力的な人事配置。</p>	<p>【140】 ①病床稼働率を維持しつつ、平均在院日数の短縮化を図り、病床回転数の向上等に伴う診療単価の上昇による病院収入の確保に向け、医員及び看護師等医療従事者を増員整備。</p>	<p>IV</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属病院長が職員の配置とその指揮監督を自らの責任の下に行うことを明確にし、病棟の責任体制を明確化するための総フロア長の新規発令、病床稼働率にあわせた看護師の再配置等、機動的かつ弾力的な人事を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【140】 前年度の病床稼働実績を踏まえ、各診療グループの配分病床数の見直しを行うとともに、ここに増員した医員及び看護師等医療従事者を適正配置した。 (増員実績は年度計画【137】を参照)</p>	<p>医師及び看護師等医療従事者の増員と、その適正配置に引き続き取り組む。</p>	
<p>【141】 ②外部委託を含む業務の見直しを推進。</p>	<p>【141】 ②経営的、効率的な面を考慮した業務の見直しについて、外部委託を含めた検討を行うとともに、医療従事者を増員し、さらなる病院経営の強化を図る。</p>	<p>III</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 手術室における看護師の負荷軽減を目的に器具洗浄業務を外部委託するとともに、診療情報管理及び診療報酬請求部門に有資格者を配置し、業務の効率化を推進した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【141】 ①手術室における看護師の負荷軽減を目的に洗浄業務を引き続き外部委託して、手術室の有効利用による増収を図った。 ②手術部門で使用する汎用材料(カスタムキットを含む)に係る手術材料管理システムを新たに構築した。 (医療従事者の増員実績は年度計画【137】を参照)</p>	<p>さらなる効率化を図るための業務の見直しについて、外部委託も含めた検討を行う。</p>	
<p>【142】 ③段階的症度別看護体制(PPC)のあり方を再検討。</p>	<p></p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 看護師の配置にあたっては、診療実績や病床稼働率とともに、段階的症度別看護体制(PPC)を踏まえて実施した。</p>	<p>看護師の弾力的な再配置に引き続き取り組む。</p>	

	<p>【142】 ③看護師の弾力的な再配置を実施。</p>	<p>III (平成19年度の実施状況) 【142】 各病棟の症度に応じた看護師の配置を検討し、新看護体制(7対1)も視野に入れた看護師の適正な再配置を行った。</p>		
<p>○管理運営等に関する具体的方策</p>				
<p>【143】 ①病院長を専任とし、附属病院を管理運営。</p>	<p>※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>	<p>IV (平成16～18年度の実施状況概略) 附属病院長は、附属病院を管理運営する責務の重要性に鑑み、専任化するとともに理事をもって充てることとした。 (平成19年度の実施状況) 附属病院長が副病院長及び病院総務部長の協力の下、全職員を対象とした運営方針説明会を開催し、情報の共有化を図った。また、附属病院の経営基盤確立に向けて、具体的数値目標を掲げた行動計画として「平成19年度附属病院収入・支出目標達成のためのアクションプログラム」を策定し、電子媒体・紙媒体を通じて院内に周知した。</p>		
<p>【144】 ②病院長の権限・責任を明確にするとともに、副病院長を置き病院長の補佐体制を充実。</p>	<p>※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>	<p>III (平成16～18年度の実施状況概略) 附属病院の管理運営責任者として、附属病院長の責任・権限を学内規則において明確に規定するとともに、副病院長及び病院長補佐を増員して病院長補佐体制を強化した。 (副病院長：3→5人 病院長補佐：1→2人) (平成19年度の実施状況) 中期計画【143】を参照</p>		
<p>【145】 ③先端医療や地域との連携医療に対応した病院の整備を図る。</p>	<p>【145】 ①予算の範囲内において医療機器</p>	<p>III (平成16～18年度の実施状況概略) 医療の安全確保及び特定機能病院としての高度な先端医療の提供を目的に、超音波診断装置、循環器用診断装置等の機器を導入・更新した。また、地域医療の中核拠点として、総合周産期母子医療センター、茨城県難病相談・支援センターの整備により、地元自治体との連携を推進した。 (平成19年度の実施状況) 【145】 医療の安全確保、特定機能病院としての先進</p>	<p>先端医療の提供等に必要となる医療機器の更新・新規導入を図る。</p>	

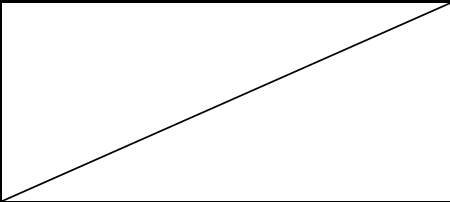
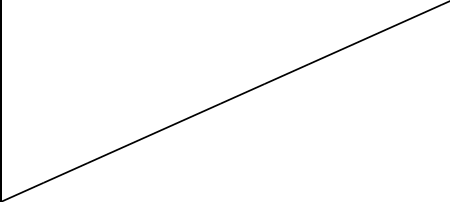
	の更新及び先端医療の提供に必要な医療機器の新規導入を図る。		医療の提供及び病院再開発も視野に入れて、患者監視装置、生化学自動分析装置等の先端医療機器を導入した。	
【146】 ④診療情報の電子化と地域医療機関とのオンライン情報交換の実現を図る。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) カルテや看護記録等の診療情報の電子化、地域医療機関とのオンライン情報交換等を可能にする次期統合医療情報システムを構築するため、仕様策定委員会を立ち上げて検討を行った。	「新統合医療情報システム」の安定運用を図るとともに、21年度までに特定の近隣医療機関と地域の診療所を選定し、画像診断・病理診断の支援、紹介・逆紹介のオンラインテストを実施する。
	【146】 ②統合医療情報システムの整備を図る。		(平成19年度の実施状況) 【146】 「新統合医療情報システム」の運用開始に向け、本院の実状に合わせたカスタマイズや運用等についてWGで検討するとともに、オーダーリングシステムの操作訓練やシステムに係わる全部局を対象とした運用リハーサルを経て、20年3月に新システムへ移行した。	
○附属病院の整備				
【147】 周産期総合医療センター等の診療部門や診療支援部門等の整備を図る。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 16年4月に設置した周産期総合医療センターについて、高度かつ充実した周産期医療に対する地域の要請に応えるべく、総合周産期母子医療センターとしてさらなる体制整備を行った。	総合がん診療センター等の診療支援部門について引き続き整備・充実を図る。
	【147】 腫瘍センターの設置等による診療部門の整備を図る。		(平成19年度の実施状況) 【147】 総合がん医療センターを設置するとともに、「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受け(20年2月)、がん専門医の育成やがん診療の高度化など、高度かつ専門的ながん診療の機能を担うべく、体制整備を行った。	
			ウェイト小計	

II 大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期目標 児童、生徒等の心身の発達に応じた教育の実践を通じ、大学の教育研究に積極的に協力し、大学との連携をより強化。社会の要請や環境の変化に応じた附属学校の在り方を検討し、初等中等教育改革を先導的に推進。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	

○学校運営の改善に関する具体的方策

<p>【148】 ①附属学校の管理体制の確立及び効率化を図るため、附属学校の管理機関として附属学校教育局を設置。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 11の附属学校の組織、教育課程、児童・生徒の在籍、教職員人事、施設等、運営に関わる事項を総轄する附属学校教育局を設置し、各附属学校が効率的かつ円滑に運営できるよう適切な支援を行った。</p>		
	<p>※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>		<p>(平成19年度の実施状況)</p>		
<p>【149】 ②障害の枠組みを超えた特別支援教育体制の整備を図るため、障害教育5校の機能的な統合を図り、附属特別支援学校を設置。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 「筑波大学附属特別支援学校構想検討委員会」を設置し、障害の重度・重複化等に対応しうる附属障害教育5校の機能的統合について検討するとともに、19年4月の学校教育法改正に向けた準備を行った。</p>		
	<p>【149】 指導教員と特別支援教育研究センターが連携し、附属学校における特別支援教育の充実に向けた支援を実施。</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 【149】 ①法改正に伴い、障害教育5校を特別支援学校として設置した。さらに、これら5校の機能的な統合をさらに推進するため、統合キャンパス構想を含む「特別支援教育筑波モデル(Next50)」を取りまとめた。 ②附属特別支援学校における障害の枠組みを超えた実践研究や各普通附属学校での特別支援教育コーディネーターの指名など、指導教員と特別支援教育研究センターの連携による特</p>		

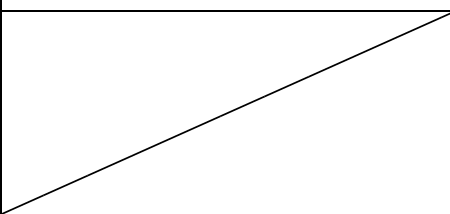
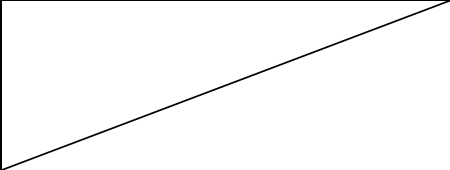
別支援教育の充実に取り組んだ。

○大学との連携・協力の強化に関する具体的方策

<p>【150】 ①大学との連携の下、附属学校の教育・研究機能の発展・強化のため、附属学校教育局に必要な応じ、教科、領域、研究課題に対応した指導教員を配置。</p>	<p>【150】 ①指導教員を中心に附属学校の教育研究活動への支援を強化。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属学校の教育研究機能の発展・強化を目的に指導教員を配置し、大学と附属学校の連携協力の下プロジェクト研究等を実施するなど、附属学校の教育研究活動を積極的に支援した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【150】 指導教員が主宰するプロジェクト研究のあり方を見直すとともに、指導教員による附属学校での実践授業等を行った。</p>	<p>引き続き指導教員を中心に附属学校の教育研究活動への支援を実施。</p>	
<p>【151】 ②大学と附属学校との連携を推進するため、附属学校教育局に大学・附属学校連携委員会と学校別に連携小委員会を設置。</p>	<p>【151】 ②大学・附属学校連携委員会を中心に、学群と附属学校の連携によるキャリア教育に関する先導的実践研究を行うとともに、附属学校と大学教員の連携により現職教員研修の内容を充実させるなど、引き続き大学との連携・協力の強化を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ①附属学校と大学の教育研究における連携や教育実習その他の教職教育の実施等を推進するため「大学・附属学校連携委員会」及び「連携小委員会」を設置した。 ②附属学校教育局と附属学校の連携により、時事通信出版局との産学連携事業を実施した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【151】 附属学校教育局に置かれた大学・附属学校連携委員会を中心に、学群と附属学校の連携によるプロジェクト研究として、「高大連携によるキャリア教育のあり方に関する研究」を18年度に引き続き実施した。また、広域大学間教員養成・研修コンソーシアムの一環として、「子ども臨床」講座を18年度に引き続き開催した。</p>		
<p>【152】 ③特別支援教育に関する附属学校や公立学校との連携協力のための体制の整備を図り、特別支援教育と教育相談を一層推進。</p>	<p>※年度計画【149】に対応</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ①特別支援教育の拠点とすべく16年4月に設置した特別支援教育研究センターを中心に、大学と障害教育5校の連携体制を強化するとともに、公立学校の現職教員研修の受け入れを行った。 ②地域の小・中学校等の障害のある児童・生徒への教育相談を実施した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 年度計画【149】を参照</p>	<p>引き続き実施。</p>	

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策				
【153】 特色ある選抜方法、入学定員、入試問題等について、学校毎に検討組織を設置するなど、入学者選抜を改善。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 各附属学校に、入学者選抜方法・試験問題・入学定員等の入学者選抜に関する事項を検討する組織を設置するなどし、入学定員の見直し、特別推薦枠の設定、通学区域の見直し等の改善を行った。	引き続き改善を実施。
	【153】 特定の附属学校について通学区域を見直す。		(平成19年度の実施状況) 【153】 一部の附属学校について、通学区域の見直しを行い、20年度入学者から適用した。	
○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策				
【154】 ①附属学校の教員については、附属学校教育局が公立学校との人事交流を一元的に実施。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 附属学校教員の人事交流は、附属学校教育局が附属学校との緊密な連携の下に一元的に実施する体制を構築するとともに、近隣の国立大学・教育委員会と交流協定を締結し、公立学校等との人事交流を実施した。	引き続き附属学校教育局が公立学校との人事交流を一元的に実施。
	【154】 ①引き続き公立学校と円滑な人事交流を推進。		(平成19年度の実施状況) 【154】 各附属学校における教員人事に係る意見聴取を早期に行うとともに、交流可能な情報を各教育委員会に提示し、円滑な人事交流を実施した。	
【155】 ②各附属学校の特性や人事を踏まえ、附属学校教育局が体系的に研修を実施。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 体系的な研修を実施するため、附属学校教育局に研修委員会を設置し、春期・夏期研修、10年経験者研修等の定期研修を毎年度実施するとともに、18年度からは新たに新任教員交流会を企画・実施した。	附属学校教育局が引き続き体系的に研修を実施。
	【155】 ②附属学校教員のための研修会等のさらなる充実。		(平成19年度の実施状況) 【155】 新任教員研修の内容をさらに充実させるため、19年度から新たに「附属学校見学会」を実施した。	
○附属学校等の整備				
【156】 ①特別支援教育に関する実践的な教育研究と関係学			(平成16～18年度の実施状況概略) 障害児教育の専門性の継承・発展、特別支援教育における新たな専門性の構築に係る研究を	

<p>校に対する支援を行うための体制の整備を図る。</p>	<p>※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>	<p>III</p>	<p>行うため、16年4月に特別支援教育研究センターを設置した。 (具体的な取組は中期計画【152】を参照)</p> <p>(平成19年度の実施状況) 年度計画【149, 157】を参照</p>		
<p>【157】 ②附属学校教育局と各附属学校の連携による、現職教員を対象としたリカレント教育を行うための整備を図る。</p>	<p>【157】 ①現職教員研修事業のさらなる充実。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属学校教育局と各附属学校の連携により、現職教員のリカレント教育を目的とした現職教育講座(公開講座)を開設した。 16'実績 1,165名 17'実績 1,287名 18'実績 1,307名</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【157】 特別支援教育研究センターの長期研修事業として、各教育委員会から派遣された現職教員を対象に、半年・一年の研修を行った。 また、19年度に開設した現職教育講座については、1,333名が修了した。</p>		
<p>【158】 ③学校教育研究に関する資料の整備を図る。</p>	<p>【158】 ②前年度に引き続き附属学校が所有する教育資料を整備。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 学校教育研究の基盤整備の一環として、新たに教育史資料委員会を設置し、17年度から3年計画で貴重な教育史資料の選り分け・整理、複製の作成を開始した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【158】 17年度から3年計画でスタートした第一次教育資料の整備を完了し、資料の一部は「筑波大学ギャラリー」にて社会へ広く公開した。</p>	<p>引き続き附属学校が所有する資料の整理を実施。</p>	
<p>【159】 ④附属学校教員等の適切な配置を図る。</p>	<p>※19年度の年度計画なし</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属学校教育局教育長は、自らの責任の下に職員の適正配置とその指揮監督を行うことを明確化した。加えて、附属学校教員については、「附属学校教員選考委員会」において後任補充・異動等を審議し、各附属学校の要望や緊急性・必要性を踏まえた適切な配置を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 附属学校教員等については、教育長が自らの責任の下、引き続き適切な配置を行った。</p>	<p>教育長は引き続き附属学校教員等の適切な配置を実施。</p>	

<p>【160】 ⑤幼児児童生徒の安全確保及び附属学校の安全管理の徹底を図る。特に幼児児童生徒の安全確保のために警備員の配置及び監視カメラの設置等を図る。</p>		<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属学校全11校において、警備員の配置、監視カメラの設置、防犯訓練・安全対策マニュアルの作成、防犯アラームの貸与を実施し、幼児児童生徒の安全を確保した。 (中期計画【342】を再掲)</p>	<p>引き続き実施。</p>	
	<p>【160-1】 ③安全対策マニュアルを引き続き検証し、必要に応じ内容を改訂。</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 【160-1】 附属学校全11校で防犯訓練を実施するとともに、安全対策マニュアルの確認・見直しを行った。(年度計画【342-1】を再掲)</p>		
	<p>【160-2】 ④児童の通学途上における安全確保の徹底を図る。</p>		<p>【160-2】 通学路の安全点検を実施し、「子ども110番の家」との連携を図るとともに、前年度に引き続き防犯アラームを配布(貸与)した。 (年度計画【342-2】を再掲)</p>		
<p>○理療科教員の養成に関する具体的方策</p>					
<p>【161】 特別支援学校(視覚障害領域)の理療の教科を担当する教員養成のための施設を設置。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 理療科教員養成施設を設置し、盲学校の理療の強化を担当する教員を養成するとともに、外来患者の診療を行う理療臨床部を活用した多様な臨床研究及び卒後臨床教育を実施した。</p>		
	<p>※16年度に実施済みのため、19年度の年度計画なし</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 19年度から新カリキュラムに基づく教育を開始し、その結果について内部教育評価を行った。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

1. 教育方法等の改善

○ 一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況

- (1) 19年4月に学群教養教育WGを設置し、教養教育の再構築に向けた取組を強化するとともに、専門基礎・専門科目は学群、教養教育は大学本部主導の下、全学で責任を負うこととし、20年4月の「教養教育機構」設置に繋げた。
- (2) 全学FD委員会のもとに、
 - ・カリフォルニア大学から講師を招聘して「TA研修」のあり方に関するFD研修会
 - ・総合科目の教育力アップ等を目的とした「総合科目FD研修会」
 - ・次年度クラス担当教員を対象に「フレッシュマン・セミナーFD」研修会を実施した。

○ 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況

- (1) 全学FD委員会との連携のもと、各部署においてもFDを実施し授業評価の分析やクラス連絡会の意見を基に学習指導法の改善を行った。特にビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻では、海外の大学に教員10名を派遣し5日間に渡り教授法の研修を受けさせた。
- (2) 卒業時アンケートに加え、卒業後の教育成果を検証するため、ホームカミングデー時に卒業後20年のOB・OGにアンケート調査を実施し、学内外に公表するとともに、それに基づく改善策の検討に繋げた。
- (3) 各研究科で英語による授業の拡充を推進するとともに、TOEFL講座やネイティブの教員による「英語による発表技術」開設した。

○ 学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況

- (1) 学群ごとに学士課程の教育目標、教育の内容・方法、達成すべき水準、教育の質の保証等を示した「筑波スタンダード」を公表し、それに基づき成績評価のさらなる適正化を図ることとした。
- (2) 学士課程・大学院とも、シラバスの充実をさらに促進し、到達目標・授業の方法・計画とあわせて評価基準を明確化した。また、大学院の一部専攻においてGPAを導入し、その成果を検証しつつ全学的な展開を検討・推進した。

○ 各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況

- (1) 建学の理念を踏まえて、学士課程における教育の目標とその達成方法及び教育内容の改善の方策を含む教育の枠組みを明らかにし、本学の教育宣言として「筑波スタンダード」を作成し広く社会に公表した。
- (2) 学群の入学選抜において、将来の科学技術をリードする人材の育成を目的とした国際科学オリンピック特別選抜及び茨城県との連携・協力により県内の医師の確保・定着を目的とした医学類地域枠推薦入学について、21年度からの受け入れを目指して検討した。

○ 他大学等での教育内容、教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況

先進的授業を開講しているカリフォルニア大学バークレー校等の国内外の大学から講師を招聘し、全教職員を対象にFD研修会を開催した。

2. 学生支援の充実

○ 学生に対する学習・履修・生活指導の充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況

- (1) 学生サービスのワンストップ化を狙いとして、学生生活支援室・キャリア支援室と学生部(学生生活課・就職課)による教職一体体制として「Student Plaza」を大学中央部に設置した。
- (2) 学士課程における学生支援に効果を発揮している学生担当教員制度を大学院にも導入し、全研究科に学生担当教員を配置した。
- (3) 学生が教育研究活動中に不慮の事故により被った災害に対して補償される「学生教育研究災害障害保険」に、20年度から一括加入(保険料負担)することとした。

○ キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組状況

「現代GPフォーラム」及び学内の教職員を対象とする「キャリア支援教職員FD」を開催するなど、現代GP「専門教育と融合した全学生へのキャリア支援」の2年目の取組を精力的に実施するとともに、全学学類・専門学群代表者会議の学生と連携し、「キャリアポートフォリオ(CARIO)」の改訂を図った。

○ 課外活動の支援など学生の厚生補導のための組織的取組状況

- (1) 学群学生の約7割が参加する課外活動を教育の重要な一環に位置づけ、担当副学長が参加して三系(文化系・体育系・芸術系)の学生代表者との「課外活動連絡会」や「課外活動団体リーダー研修会」を実施し、課外活動団体の活性化を図った。
- (2) 全学学類・専門学群代表者会議が実施する「全代会合宿研修会」に、学生生活支援室長・室員が参加して、学生生活及び全代会の運営に関する事項について情報交換・意向反映の充実を図った。

3. 研究活動の推進

○ 研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況

研究科に配分する研究経費について、基盤的経費を確保しつつ、外部資金獲得等の要素を取り入れた積算方法による配分システムを更に改善し実施した。さらに、各研究科内における研究経費の配分方針及び配分実績、支援内容等を調査し、学内に開示することにより、研究科内における研究経費に関する透明性を確保するとともに、各研究科が相互に情報を共有できるようにした。

○ 若手教員、女性教員等に対する支援のための組織的取組状況

- (1) 「ロケット・スタート支援制度」に基づき、特に実績のある新任・転入教員の研究課題2件(申請9件)を採択し、本学着任の初期から研究活動を本格的に推進することにより、早期に大型の外部資金の獲得ができるよう支援した。
- (2) これまで進めてきた男女共同参画推進を、全学レベルでさらに強化するため、「男女共同参画推進委員会」を設置し、それを促進するための諸課題を総合的に検討した。

○ 研究活動の推進のための有効な組織編成の状況

- (1) 国際的かつ多様なフィールドで活躍できる人材の育成及び高度な学術的成果の持続的創出を促進し得る新たな教育研究システムを確立するため、「戦略イニシアティブ推進機構」を設置した。
- (2) 競争的資金をはじめとする各種公募型外部資金に係る諸情報を、戦略的に収集、分析、周知及び申請支援等をするための総合的なワンストップ機能を整備・強化するため、「外部資金情報支援チーム」を設置した。

○ 研究支援体制の充実のための組織的取組状況

- (1) 「戦略イニシアティブ推進機構」において、世界最高水準と呼ぶに相応しい実績と本学の特色を活かした学際融合性などを有し、新たな学術研究分野を切り拓く教育研究組織へと発展させるべき教育研究拠点を、戦略イニシアティブ(2件)又はプレ戦略イニシアティブ(16件)として位置づけ、その教育研究活動に対する戦略的資源投入を行い、教育研究拠点の育成を行った。
- (2) 「産学連携推進プロジェクト制度」に基づき、産学連携推進共同研究プロジェクト等8件(申請15件)を採択し、各プロジェクトの研究が開始された。
- (3) 若手教員がその研究業績を認められ、著名な賞を受賞した場合に顕彰的に研究費を支援することにより、更なる研究の発展を期待する、「顕彰的研究支援経費」を創設し、該当者5名に当該経費を配分するとともに、学長表彰を行った。

4. 全国共同利用の推進

資料編・資料12を参照

5. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

○ 大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況

- (1) 「つくば・地域連携推進室」を中心に、つくばエコシティ構想を推進するための研究学園都市の各機関による相互連携を推進した。
- (2) 附属病院と県の間で連携を密にし、地域医療が抱える課題に共同で取り組んだ。(※附属病院の取組については次頁参照)
- (3) 16年度に導入した社会貢献プロジェクト制度を継続・発展させ、教職員が行う社会貢献活動を全学的に支援した。

○ 産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況

- (1) 技術移転マネージャー等を活用し、研究交流会・研究成果出展・技術相談会等、企業とのマッチング活動を強化することにより、受託研究・共同研究は計546件となり、前年度比27件・738百万円の増を実現した。
- (2) 知的財産統括本部が技術移転機関と連携して審査・評価を行い、179件の発明届に対し110件を法人帰属として権利を承継した。なお、中期計画期間の発明届は累計545件となり、目標数(300件)を大きく上回った。また、特許権等の活用により合計2,796万円の実施料収入を得た。
- (3) 産学リエゾン共同研究センターを中心に、積極的な技術移転及び大学発ベンチャー創出を支援した結果、6社の筑波大学発ベンチャーが新たに設立され、国立大学としてトップクラスの累計68社となった。

○ 国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況

教育研究の高度化と国際社会への貢献に資する国際交流を積極的に展開した。

- (1) 大学院を中心に留学生の受入を促進し、平成19年12月時点で留学生数を1,357人まで拡大した。(国立大学では東京大学・京都大学に次ぐ規模)
- (2) 19年度末現在、国際交流協定締結機関を46ヶ国・地域の160機関まで拡大するとともに、全協定の交流実績を総点検し、協定の実質化に向けた取組を強化した。
- (3) 国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)、世界銀行、ユネスコ等国内外の国際関係機関と連携し、教育研究協力を推進するとともに、北アフリカや中央アジア等特定地域と研究・人材交流面で幅広い連携を推進した。
- (4) これらの取組をさらに充実するための事務基盤の強化を進め、20年4月の「国際部」設置に繋げた。また、留学生支援、海外諸機関との連携、国際貢献を本部と部局の緊密な連携の下に推進する体制を整備し、20年4月の「全学国際連携推進会議」の設置に繋げた。

6. 附属学校の機能の充実に係る状況

【16～18年度】

- (1) 経費の重点執行、人事管理、安全管理、施設管理など附属学校の運営に関わる事項を統括する附属学校教育局を設置し、附属学校が効率的かつ円滑に運営できるよう適切な支援を行った。
- (2) 附属特別支援学校への転換に向けた検討組織「附属特別支援学校構想検討委員会」を設置し、機能的な統合等についての検討を行い、19年3月に「筑波大学附属特別支援学校新生プラン(Next50)(第一次報告書)」を策定した。
- (3) 大学と附属学校との連携を推進するため、指導教員を中心に大学と附属学校教員との共同研究(プロジェクト研究)を実施した。また、各附属学校の各々の課題に指導教員が対応すること等により、附属学校の教育・研究機能が発展・強化された。
- (4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教員研修(初任者研修、10年経験者研修)を継続実施するとともに、附属学校教員のための春期研修、夏期研修等を継続実施した。また、18年度は新任教員を対象とした新任教員交流会を新たに企画・実施した。
- (5) 各附属学校は、毎年、研究発表を行うなど着実にその役割を果たしている。特に18年度は附属聾学校においてアジア太平洋地域聴覚障害問題の国際会議を開催し、研究成果等を国内外に発信するなど実績をあげた。

【19年度】

- (1) 附属学校の将来計画として、附属特別支援学校の機能的な統合をさらに推進するため、19年12月に「特別支援教育筑波モデル(Next50)(最終報告書)」として統合キャンパス構想等を取りまとめた。さらに、「普通附属学校将来構想検討委員会」を設置し、普通附属学校のあり方について検討を進めた。
- (2) 文部科学省拠点システム構築事業「国際教育協カイニシアティブ」(附属小)など、各附属学校とも国際交流教育を推進した。

7. 附属病院の機能の充実に係る状況

(1) 特記事項

①一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組

【16～18年度】

- ・茨城県が地域医療を志す医師を増加させるため県内4カ所に設置した地域医療研修ステーションの運営を受託し、指導医の派遣による学生・研修医の指導に当たった。
- ・地域医療の中核拠点として、総合周産期母子医療センター、茨城県難病相談・支援センターの整備により、地元自治体との連携を推進した。

【19年度】

- ・県内の産科、小児科等の医師不足などの現状に対応するため、本学と県が地域保健・地域医療の充実強化のための連携協定を締結した。

②特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

【16～18年度】

- ・社会的要請の高まり等に対応した遺伝子外来、睡眠呼吸障害外来の開設や地域医療連携センターにおける患者紹介の積極的対応等により、外来診療体制を充実させた。

【19年度】

- ・平成21年度からの地域枠の新設による医学群学生の定員増に伴い、地域医療に従事する医師の養成や地域医療提供体制の整備を目的とする、県支援の寄附講座の開設に向けての協議を開始した。

③大学病院に関する制度改正等の動向やその影響、あるいはそれぞれの地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

【16～18年度】

- ・トランスレーショナル・リサーチを活発化させるため、新たに次世代医療研究開発教育統合センターを設置し、臨床応用を明確にした臨床研究を目指し推進する体制を整備した。
- ・カルテや看護記録等の診療情報の電子化、地域医療機関とのオンライン情報交換等を可能にする次期「統合医療情報システム」を構築する検討を行った。

【19年度】

- ・総合がん診療センターを設置するとともに、地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、がん専門医の育成やがん診療の高度化など高度で専門的ながん診療の機能を担うべく、体制を整備した。

④その他、大学病院を取り巻く諸事情(当該大学固有の問題)への対応状況等

【16～18年度】

- ・附属病院再開発に当たり、PFI事業を活用すべく同事業の導入可能性調査を行い、実施方針の決定など再開発事業の実施手続きを開始した。

【19年度】

- ・19年度予算において附属病院の再開発の着手が認められ、国立大学附属病院初となるPFI事業の実施に向け計画策定を行い、要求水準書の公表、入札公告等を実施した。

(2) 共通事項に係る取組状況

①質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組(教育・研究面の観点)

【16～18年度】

- ・卒後臨床研修における初期・後期研修プログラムの多様化・充実を図った。
- ・臨床技能実習室(スキルラボ)を設置して救急蘇生や手技のシュミレーターを配置するなど、医師等の資質を向上させる教育体制を整備した。
- ・国際共同治験を誘致するため、本院を含む7大学病院が参加して大学病院臨床治験アライアンスを発足させた。
- ・教育研修の効果について、オンライン研修評価システムと中間評価・修了評価を組み合わせて検証する評価システムを確立した。

【19年度】

- ・臨床研修プログラム充実のため、外科と麻酔の両研修を院内で希望する者のためのコースを新設するとともに、地域等のニーズに応え、後期研修プログラムにリハビリテーション養成コースを設置し、20年度開始に結び付けた。

②質の高い医療の提供のために必要な取組(診療面の観点)

【16～18年度】

- ・病床稼働率増加に伴う負担軽減を目的に病院医師及び医員を増員するとともに、病床回転率増加に対応して看護助手を増員した。
- ・医療事故を防止するため、病院長等による院内巡視を月1回以上実施した。
- ・総合周産期母子医療センターの設置、茨城県難病相談・支援センターの開設等により、地域の中核医療機関としての診療体制を強化した。
- ・睡眠呼吸障害外来の開設、緩和ケアセンターの設置、セカンドオピニオン外来の開設等により、患者等のニーズに対応した医療サービスの向上を図った。

【19年度】

- ・総合がん診療センターを設置するとともに、地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、がん専門医の育成やがん診療の高度化に向けた体制を整備した。
- ・各病棟の症例に応じ、新看護体制(7対1)も視野に入れた看護師の適正な再配置を行った。

③継続的・安定的な病院運営のために必要な取組(運営面の観点)

【16～18年度】

- ・附属病院の管理運営の最終責任者として病院長の権限を明確化するとともに、副病院長5名を配置し、うち1名に看護部長を充てた。
- ・日本医療機能評価機構による「認定」、国立大学附属病院として初のISO9001の認証取得及び内部監査の実施により医療の質の向上を図った。
- ・収入確保・経費節減の具体的行動計画として、「アクションプログラム」を策定し経営改善に取り組んだ。
- ・病床稼働率の90%台の維持、在院日数の短縮、手術件数の増加、新来患者数の増、外来化学療法の件数増等とともに後発医薬品への切替えや医薬品の購入価格の見直し等によるコストの削減により、増収を実現した。

【19年度】

- ・収入・支出の具体的な数値目標達成のため「アクションプログラム」を策定し、経営改善に取り組んだ。
- ・病床稼働率89%の確保、在院日数の短縮、高額手術件数の増加、外来化学療法の件数増等により、収入増を図った。
- ・診療実績に応じた看護師配置及び診療体制の向上を目的に、病院講師、医員、看護師、コ・メディカルを増員した。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 106億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 106億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	該当なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
<ul style="list-style-type: none"> 附属病院における施設の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の附属病院の敷地及び建物について担保に供する。 	該当なし	該当なし

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
<ul style="list-style-type: none"> 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 	剰余金1,244百万円のうち、666百万円を教育研究環境等整備のための目的積立金とし、578百万円を病院再開発・運営改善等のための目的積立金として整理した。 なお、666百万円の目的積立金については、平成20年度当初予算に盛り込み、陸上競技場の整備等を図ることとした。

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模改修 ・筑波団地土地購入 ・生命科学動物資源センター施設整備等事業(PFI) ・災害復旧工事 	総額 5,367	施設整備費補助金 (5,367)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模改修 ・生命科学動物資源センター施設整備等事業(PFI) ・基幹・環境整備(野比地区) ・(筑波)耐震対策事業 ・小茂根他耐震改修 	総額 3,676	施設整備費補助金 (3,508) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (168)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模改修 ・生命科学動物資源センター施設整備等事業(PFI) ・基幹・環境整備(野比地区) ・(筑波)耐震対策事業 ・小茂根他耐震改修 	総額 3,676	施設整備費補助金 (3,508) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (168)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。			『施設整備費補助金』のうち、平成19年度当初予算額163百万円、前年度よりの繰越額3,345百万円』					
(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。					
			(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。					

○ 計画の実施状況等

- ① 営繕事業については、11件の工事を実施した。
- ② 第三学群、体育・芸術系校舎及び附属学校校舎の耐震改修工事等を実施した。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>(1) 方針</p> <p>ア 教員の流動化を向上させ教育研究の活性化を図るため、既に任期制を導入している組織以外の組織への任期制・テニユア制の導入を進める。</p> <p>イ 多様な経歴、経験等を持つ優れた教員を確保するため、教員の採用及び昇任に当たっては、公募により行うことを進めるとともに、外国人教員及び女性教員の採用の促進を図る。</p> <p>ウ 法人の業務運営の効率化、効果的推進を図るため、優秀な人材の確保、適切な職員の配置、職員の資質の向上を図る。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>教職員数の抑制を図るための教職員の効率的配置及び教育研究の質の向上を図るための教職員の重点配置を行うことを目的として、教職員定員流動化率を設定し、毎年度各組織から定員削減を行い、本部において定員の再配分を行う。</p>	<p>1 18年度に設置した人事企画委員会による指針に基づき、公募制による教員人事を引き続き推進するとともに、任期制の適用拡大とテニユア・トラック制の導入拡大を図る。</p> <p>2 教育研究業績等を重視した国籍や性別にとらわれない人事を維持しつつ、外国人や女性教員率の拡大に資する諸条件の整備を推進。</p> <p>3 他の国立大学法人等との職員の人事交流を行い、優秀な人材を確保・育成。</p> <p>4 職員の専門性及び意識向上を図るため、階層別職員研修のカリキュラムの充実を図るとともにスキルアップ研修等を含め専門研修を実施。</p> <p>5 各学群、各研究科の特質と学生定員を踏まえ、教職員配置の見直しを実施。特に、定員流動化率の設定により留保した配置枠を活用し、重点分野について戦略的再配置を図る。</p>	<p>1 「I 業務運営・財務内容等の状況」 p. 51参照</p> <p>2 「I 業務運営・財務内容等の状況」 p. 51参照</p> <p>3 「I 業務運営・財務内容等の状況」 p. 53参照</p> <p>4 「I 業務運営・財務内容等の状況」 p. 52参照</p> <p>5 「I 業務運営・財務内容等の状況」 p. 53参照</p>

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
人文・文化学群			
人文学類	480	543	113.1
比較文化学類	320	423	132.2
日本語・日本文学類	160	210	131.3
社会・国際学群			
社会学類	340	456	134.1
国際総合学類	320	433	135.3
人間学群			
教育学類	140	147	105.0
心理学類	200	234	117.0
障害科学類	140	166	118.6
生命環境学群			
生物学類	320	374	116.9
生物資源学類	500	591	118.2
地球学類	200	247	123.5
理工学群			
数学類	160	188	117.5
物理学類	240	268	111.7
化学類	200	230	115.0
応用理工学類	500	561	112.2
工学システム学類	520	672	129.2
社会工学類	480	573	119.4
情報学群			
情報科学類	320	454	141.9
情報メディア創成学類	50	59	118.0
知識情報・図書館学類	610	687	112.6
医学群			
医学類	595	614	103.2
看護学類	300	310	103.3
医療科学類	154	162	105.2
体育専門学群	960	1,048	109.2
芸術専門学群	400	504	126.0
学士課程計	8,609	10,154	117.9

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
地域研究研究科 地域研究専攻 修士課程	100	135	135.0
教育研究科 障害児教育専攻 修士課程	70	80	114.3
スクーラー・リーダーシップ開発専攻 修士課程	39	37	94.9
教科教育専攻 修士課程	160	156	97.5
カウンセリング専攻 修士課程	92	102	110.9
体育研究科 スポーツ科学専攻 修士課程	240	295	122.9
スポーツ健康システム・マネジメント専攻 修士課程	48	67	139.6
人文社会科学研究科 哲学・思想専攻 5年一貫課程	30	47	156.7
うち 1,2年次	12	13	108.3
3~5年次	18	34	188.9
歴史・人類学専攻 5年一貫課程	66	66	100.0
うち 1,2年次	28	23	82.1
3~5年次	38	43	113.2
文芸・言語専攻 5年一貫課程	100	167	167.0
うち 1,2年次	40	46	115.0
3~5年次	60	121	201.7
現代文化・公共政策専攻 5年一貫課程	70	97	138.6
うち 1,2年次	28	27	96.4
3~5年次	42	70	166.7
社会科学専攻 5年一貫課程	61	53	86.9
うち 1,2年次	26	21	80.8
3~5年次	35	32	91.4
国際政治経済学専攻 5年一貫課程	50	72	144.0
うち 1,2年次	20	28	140.0
3~5年次	30	44	146.7
ビジネス科学研究科 経営システム科学専攻 前期課程	60	76	126.7
企業法学専攻 前期課程	60	83	138.3
企業科学専攻 後期課程	69	127	184.1
法曹専攻 専門職学位課程	120	122	101.7
国際経営プロフェッショナル専攻 専門職学位課程 (8月入学により充足率96.7%)	60	53	88.3
数理物質科学研究科 数学専攻	84	71	84.5
うち 前期課程	48	46	95.8
後期課程	24	16	66.7
5年一貫課程	12	9	75.0
うち 1,2年次	0	0	0.0
3~5年次	12	9	75.0

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率	学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
物理学専攻	140	137	97.9	構造エネルギー工学専攻	171	140	81.9
うち 前期課程	80	84	105.0	うち 前期課程	123	121	98.4
後期課程	40	30	75.0	後期課程	48	19	39.6
5年一貫課程	20	23	115.0	生命環境科学研究科			
うち 1,2年次	0	0	0.0	地球科学専攻 前期課程	39	32	82.1
3~5年次	20	23	115.0	生物科学専攻 前期課程	98	84	85.7
化学専攻	119	106	89.1	生物資源科学専攻 前期課程	212	251	118.4
うち 前期課程	68	75	110.3	環境科学専攻 前期課程	186	215	115.6
後期課程	34	14	41.2	地球環境科学専攻	35	65	185.7
5年一貫課程	17	17	100.0	うち 後期課程	11	10	90.9
うち 1,2年次	0	0	0.0	5年一貫課程	24	55	229.2
3~5年次	17	17	100.0	うち 1,2年次	10	19	190.0
物質創成先端科学専攻	122	85	69.7	3~5年次	14	36	257.1
うち 前期課程	76	68	89.5	地球進化科学専攻	31	39	125.8
後期課程	30	10	33.3	うち 後期課程	8	3	37.5
5年一貫課程	16	7	43.8	5年一貫課程	23	36	156.5
うち 1,2年次	0	0	0.0	うち 1,2年次	11	17	154.5
3~5年次	16	7	43.8	3~5年次	12	19	158.3
電子・物理工学専攻	154	147	95.5	構造生物科学専攻 後期課程	27	30	111.1
うち 前期課程	100	111	111.0	情報生物科学専攻 後期課程	51	45	88.2
後期課程	36	24	66.7	生命共存科学専攻 5年一貫課程	85	69	81.2
5年一貫課程	18	12	66.7	うち 1,2年次	42	31	73.8
うち 1,2年次	0	0	0.0	3~5年次	43	38	88.4
3~5年次	18	12	66.7	国際地縁技術開発科学専攻 後期課程	66	39	59.1
物性・分子工学専攻	148	177	119.6	生物圏資源科学専攻 後期課程	60	47	78.3
うち 前期課程	108	133	123.1	生物機能科学専攻 後期課程	63	47	74.6
後期課程	26	25	96.2	生命産業科学専攻 後期課程	36	70	194.4
5年一貫課程	14	19	135.7	持続環境学専攻 後期課程	12	19	158.3
うち 1,2年次	0	0	0.0	先端農業技術科学専攻 後期課程	18	20	111.1
3~5年次	14	19	135.7	人間総合科学研究科			
物質・材料工学専攻 後期課程	18	27	150.0	フロンティア医学専攻 修士課程	100	126	126.0
システム情報工学研究科				看護科学専攻 修士課程	15	22	146.7
社会システム工学専攻 前期課程	110	113	102.7	世界遺産専攻 前期課程	30	40	133.3
経営・政策科学専攻 前期課程	106	85	80.2	教育学専攻 5年一貫課程	40	33	82.5
社会システムマネジメント専攻 後期課程	78	59	75.6	うち 1,2年次	16	10	62.5
リスク工学専攻	109	78	71.6	3~5年次	24	23	95.8
うち 前期課程	73	65	89.0	学校教育学専攻 5年一貫課程	30	45	150.0
後期課程	36	13	36.1	うち 1,2年次	12	14	116.7
コンピュータサイエンス専攻	250	272	108.8	3~5年次	18	31	172.2
うち 前期課程	166	192	115.7	心理学専攻 5年一貫課程	40	44	110.0
後期課程	84	80	95.2	うち 1,2年次	16	11	68.8
知能機能システム専攻	216	221	99.1	3~5年次	24	33	137.5
うち 前期課程	144	176	102.3				
後期課程	72	45	62.5				

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
心身障害学専攻 5年一貫課程	40	54	135.0
うち 1,2年次	16	18	112.5
3~5年次	24	36	150.0
ヒューマン・ケア科学専攻 5年一貫課程	102	129	126.5
うち 1,2年次	44	38	86.4
3~5年次	58	91	156.9
感性認知脳科学専攻 5年一貫課程	65	71	109.2
うち 1,2年次	26	25	96.2
3~5年次	39	46	117.9
スポーツ医学専攻 5年一貫課程	40	69	172.5
うち 1,2年次	16	13	81.3
3~5年次	24	56	233.3
先端応用医学専攻 医学の課程	60	66	110.0
分子情報・生体統御医学専攻 医学の課程	60	53	88.3
病態制御医学専攻 医学の課程	44	61	138.6
機能制御医学専攻 医学の課程	32	36	112.5
社会環境医学専攻 医学の課程	52	57	109.6
体育科学専攻 5年一貫課程	100	97	97.0
うち 1,2年次	40	17	42.5
3~5年次	60	80	133.3
コーチング学専攻 後期課程	12	13	108.3
芸術学専攻 5年一貫課程	24	49	204.2
うち 1,2年次	10	13	130.0
3~5年次	14	36	257.1
芸術専攻	120	166	138.3
うち 前期課程	110	146	132.7
後期課程	10	20	200.0
世界文化遺産学専攻 後期課程	14	15	107.1
図書館情報メディア研究科			
図書館情報メディア専攻	137	216	157.7
うち 前期課程	74	95	128.4
後期課程	63	121	192.1
修士課程合計 (修士課程、前期課程、5年一貫課程 1~2年次)	3,348	3,695	110.4
博士課程合計 (後期課程、5年一貫課程3~5年次、 医学の課程)	1,968	2,217	112.7
専門職学位課程合計	180	175	97.2

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
附属小学校	960	950	99.0
学級数 24			
附属中学校	600	615	102.5
学級数 15			
附属駒場中学校	360	369	102.0
学級数 9			
附属高等学校	720	727	101.0
学級数 18			
附属駒場高等学校	480	491	102.3
学級数 12			
附属坂戸高等学校	480	478	99.6
学級数 12			
附属視覚特別支援学校	252	192	76.2
学級数 37			
附属聴覚特別支援学校	287	284	99.0
学級数 43			
附属大塚特別支援学校	76	68	89.5
学級数 13			
附属桐が丘特別支援学校	141	120	85.1
学級数 31			
附属久里浜特別支援学校	54	50	92.6
学級数 18			

○ 計画の実施状況等

収容定員と収容数に差がある（定員充足率が90%未満）である主な理由は以下のとおりである。

【修士課程・博士前期課程】

- ・定員充足率が90%未満となっている専攻は次のとおりである。
歴史・人類学専攻、社会科学専攻、物質創成先端科学専攻、経営・政策科学専攻、リスク工学専攻、地球科学専攻、生物科学専攻、生命共存科学専攻、教育学専攻、心理学専攻、ヒューマン・ケア科学専攻、スポーツ医学専攻、体育科学専攻
(理由)
入学者の定員割れ等の要因により定員未滿となっている。
(対応)
広報活動の一層の充実、TA・RAを含む学生支援の充実・促進を図るとともに教育の実質化等の対策を一層進める。また、社会の要請に応じて教育組織の改組・再編・転換、入学定員の見直し、入学者選抜方法の改善等を行う。

【博士課程・博士後期課程】

- ・定員充足率が90%未満となっている専攻は次のとおりである。
数学専攻、物理学専攻、化学専攻、物質創成先端科学専攻、電子・物理工学専攻、社会システム・マネジメント専攻、リスク工学専攻、知能機能システム専攻、構造エネルギー工学専攻、地球進化科学専攻、情報生物科学専攻、生命共存科学専攻、国際地縁技術開発科学専攻、生物圏資源科学専攻、生物機能科学専攻、分子情報・生体統御医学専攻
(理由)
入学者の定員割れ等の要因により定員未滿となっている。
(対応)
広報活動の一層の充実、TA・RAを含む学生支援の充実・促進を図るとともに教育の実質化等の対策を一層進める。また、社会の要請に応じて教育組織の改組・再編・転換、入学定員の見直し、入学者選抜方法の改善等を行う。

【専門職学位課程】

- ・国際経営プロフェッショナル専攻は8月入学であり、5月現在の充足率は退学者があったこと等から88.3%(在学者数53名/収容定員60名)となっている。なお、同専攻では7月に27名が修了するとともに8月に32名が入学し、19年8月現在の充足率は96.7%(在籍者数58名/収容定員60名)となっている。

【附属学校】

- ・附属視覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校は、地域における児童数の変動が大きく、受入方針に沿った応募者が少なかったため、定員充足率が90%未満となっている。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成16年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
※平成19年4月新学群設置のため該当組織なし											
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	345	468	146	47	1	0	67	88	56	297	86.1%
ビジネス科学研究科	181	300	0	0	0	0	61	95	60	179	98.9%
数理物質科学研究科	604	538	28	10	0	0	12	21	16	500	82.8%
システム情報工学研究科	430	483	82	27	1	0	33	51	42	380	88.4%
生命環境科学研究科	505	620	108	52	1	0	23	50	47	497	98.4%
人間総合科学研究科	644	824	111	28	1	0	53	88	70	672	104.3%
図書館情報メディア研究科	137	203	33	9	0	0	15	49	47	132	96.4%

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)						大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)
地域研究研究科	100	166	64	14	1	0	11	20	18	122	122.0%			
教育研究科	342	368	16	1	0	0	18	35	30	319	93.3%			
体育研究科	288	377	32	4	0	0	36	55	46	291	101.0%			

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
- (2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
- (3) 平成19年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成16年度から19年度の各年度毎に作成してください。
- (4) 大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
- (5) 平成16年度から平成19年度まで、各年度において定員超過率(K)が130%以上の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
- (6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

(平成17年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100 (%)
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
※平成19年4月新学群設置のため該当組織なし											
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	361	480	149	52	1	0	80	92	63	284	78.7%
ビジネス科学研究科	255	322	0	0	0	0	56	84	50	216	84.7%
数理物質科学研究科	763	714	40	11	1	0	10	34	31	661	86.6%
システム情報工学研究科	879	838	120	29	1	0	30	48	37	741	84.3%
生命環境科学研究科	716	814	140	8	3	0	29	49	46	728	101.7%
人間総合科学研究科	705	849	110	23	1	0	55	31	24	746	105.8%
図書館情報メディア研究科	137	200	32	8	0	0	20	48	33	139	101.5%

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
地域研究研究科	100	160	65	19	1	0	13	21	20	107	107.0%
教育研究科	342	380	21	0	0	0	16	40	28	336	98.2%
体育研究科	288	366	33	5	0	0	7	56	52	302	104.9%

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
- (2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
- (3) 平成19年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成16年度から19年度の各年度毎に作成してください。
- (4) 大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
- (5) 平成16年度から平成19年度まで、各年度において定員超過率(K)が130%以上の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
- (6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

(平成18年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
※平成19年4月新学群設置のため該当組織なし											
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	369	514	153	51	0	0	87	79	58	318	86.2%
ビジネス科学研究科	329	391	1	0	0	0	71	86	49	271	82.4%
数理物質科学研究科	777	740	36	9	1	0	17	35	29	684	88.0%
システム情報工学研究科	1,018	879	163	39	1	0	42	36	28	769	75.5%
生命環境科学研究科	765	845	150	65	3	0	43	33	29	705	92.2%
人間総合科学研究科	820	972	107	28	1	0	52	69	57	834	101.7%
図書館情報メディア研究科	137	196	24	5	0	0	18	47	29	144	105.1%

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
地域研究研究科	100	153	57	14	1	0	10	23	23	105	105.0%
教育研究科	352	375	19	2	0	0	20	37	28	325	92.3%
体育研究科	288	363	26	4	0	0	40	58	58	261	90.6%

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
- (2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
- (3) 平成19年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成16年度から19年度の各年度毎に作成してください。
- (4) 大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
- (5) 平成16年度から平成19年度まで、各年度において定員超過率(K)が130%以上の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
- (6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

(平成19年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100 (%)	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)						大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)								
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)		
人文・文化学群	240	267	4	2	1	0	1	0	0	263	109.6%			
社会・国際学群	160	173	8	6	0	0	1	0	0	166	103.8%			
人間学群	120	133	2	0	0	0	0	0	0	133	110.8%			
生命環境学群	250	290	3	0	0	0	0	0	0	290	116.0%			
理工学群	520	587	17	3	4	0	2	0	0	578	111.2%			
情報学群	230	251	8	0	0	0	1	0	0	250	108.7%			
医学群	202	204	2	0	0	0	1	0	0	203	100.5%			
体育専門学群	240	247	2	0	0	0	0	0	0	247	102.9%			
芸術専門学群	100	118	5	2	0	0	0	0	0	116	116.0%			

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	377	502	145	47	0	0	104	90	75	276	73.2%
ビジネス科学研究科	369	461	2	0	0	0	56	90	49	356	96.5%
数理物質科学研究科	785	750	43	11	0	0	8	24	23	708	90.2%
システム情報工学研究科	1,040	968	201	47	2	0	43	47	44	832	80.0%
生命環境科学研究科	1,019	1,072	183	66	3	0	48	63	59	896	87.9%
人間総合科学研究科	1,020	1,246	151	40	1	0	87	122	100	1,018	99.8%
図書館情報メディア研究科	137	216	21	4	0	0	40	62	35	137	100.0%
地域研究研究科	100	135	46	6	1	0	7	20	20	101	101.0%
教育研究科	361	375	12	1	0	0	21	20	16	337	93.4%
体育研究科	288	362	17	3	0	0	28	50	47	284	98.6%

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
- (2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
- (3) 平成19年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成16年度から19年度の各年度毎に作成してください。
- (4) 大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
- (5) 平成16年度から平成19年度まで、各年度において定員超過率(K)が130%以上の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
- (6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。